

第百二十八回
国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第十二号

平成六年一月十三日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

一月十二日

辞任

前島英三郎君

直嶋 正行君

一月十三日

辞任

会田 長栄君

竹村 泰子君

猪熊 重二君

高崎 裕子君

補欠選任

合馬 敬君

江本 孟紀君

補欠選任

糸久八重子君

堀 利和君

横尾 和伸君

有働 正治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 雄文君

下稲葉耕吉君

関根 則之君

松浦 功君

一井 淳治君

本岡 昭次君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 之久君

吉川 春子君

委員

合馬 敬君

岡 利定君

鎌田 要人君

久世 公亮君

清水 達雄君

鈴木 貞敏君

橋崎 泰昌君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

法務大臣

大蔵大臣

自治大臣

国務大臣

内閣官房長官

国務大臣

国務大臣

総務庁長官

石田幸四郎君

野沢 太三君

星野 朋市君

村上 正邦君

森山 眞弓君

会田 長栄君

糸久八重子君

岩本 久人君

川橋 幸子君

角田 義一君

堀 利和君

峰崎 直樹君

村田 誠醇君

猪熊 重二君

統 訓弘君

横尾 和伸君

寺澤 芳男君

中村 鋭一君

江本 孟紀君

有働 正治君

高崎 裕子君

青島 幸男君

堀込 征雄君

岡田 克也君

柳田 稔君

三ヶ月 章君

藤井 裕久君

佐藤 観樹君

武村 正義君

石田幸四郎君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

警察庁刑事局長

法務省刑事局長

大蔵省主計局次長

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

事務局側

常任委員会専門員

佐藤 勝君

山花 貞夫君

大出 峻郎君

阪田 雅裕君

垣見 隆君

則定 衛君

竹島 一彦君

谷合 靖夫君

佐野 徹治君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。

○吉川春子君 委員長。

○委員長(上野雄文君) 吉川春子君。○吉川春子君 私は、証人の出頭を求めることの動議を提出いたします。

政治改革の大前提である金権腐敗問題の究明のため、細川総理の佐川急便からの一億円借入にかかわる真相解明の必要から、細川総理の元秘書深山正敏君を証人として、来る一月十九日に本委員会に出頭を求め、その証言を聴取することの動議を提出いたします。

引き続き、集中審議の開催を求めることの動議を提出いたします。

政治改革の大前提である金権腐敗問題の究明のため、来る一月二十日午前十時よりゼネコン疑惑、佐川問題等の真相解明のための集中審議を開催することの動議を提出いたします。

委員各位の御賛同をいただきますよう、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○委員長(上野雄文君) ただいまの動議の取り扱いにつきましては、後刻、理事会において協議いたします。(「ちよつと待ってください」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(上野雄文君) 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。(「待て待て、だめだ。はつきりしろ、はつきり」理事は何をやっているんだ、わからぬじゃないか、我々には」と呼ぶ者あり、その他発言す

る者多し)

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○森山眞弓君 質問に入ります前に、ただいま吉川委員から提案されました動議についてどのように処理をなさるようにお決めになったのか御説明をいただきたいと思ひます。(「何もわからぬじゃないか、我々には。はつきりしろ、もう一度。いかげんにしろよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(上野雄文君) お静かに願います。

(「だめだよ、我々にわからぬじゃないか。何を言っているんだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(上野雄文君) 速記を起こしてください。

先ほどの共産党の動議につきましては、その取り扱ひを、後刻 理事会において協議いたします。重ねて申し上げます。(発言する者多し)お静かに願います。

それでは、森山委員の質問、騒音でちょっと聞こえませんでしたので、大変申しわけありません、もう一度。

○森山眞弓君 先ほど、最初に私は、委員長がどのようにお裁きになったのかを聞かせていただきたいというふうに申し上げたのです。

○委員長(上野雄文君) そのことですね。ただいま申し上げたとおりでございます。(発言する者多し)

○森山眞弓君 済みません、もう一度はつきりおっしゃっていただけますか。

○委員長(上野雄文君) 私が申し上げたのも、二度申し上げたのもお聞き取りになれませんでしたか。

○森山眞弓君 もう一度、全員によくわかるようをお願いいたします。

○委員長(上野雄文君) 先ほど共産党から提出をされた動議につきましては、こう申し上げたんで

す。

ただいまの動議の取り扱ひにつきましては、後刻、理事会において協議いたします。

以上でございます。

○森山眞弓君 私は、平成元年に自由民主党の政治改革本部の一員といたしまして、そこにおいてになる現官房長官の武村先生などと御一緒に政治改革大綱を立案した一人でございます。以来、政治改革につきましましては一貫して自分なりに努力をしてきたつもりでございます。

その後、いろいろ紆余曲折を経まして、衆議院を経て今日参議院でこのように審議が進行中であるというところまで参った事態を見まして、一種の感慨を禁じ得ないものでございます。そして、一生懸命やってきただけに、ぜひ本当によい改革として実現してほしいというのを心から願っているわけでございます。

これからの日本の政治を本当によいものにしていくために、また二十一世紀、新しい事態にしっかりと対応していく政治をつくっていくために、ぜひともよい改革をしていかなければならない、そう思うわけでございます。改革のつもりでやってみたら抜け穴だらけ、食い違いだらけ、かえって支離滅裂で政治が混乱する、国民には迷惑をかける、国の将来を誤るというようなことになったのではとんでもないことでございます。

そこで、幾つか気になる点について主なものに絞って質問をさせていただきますと思ひます。

私がまず最初に申し上げたいのは、当時から主張していたことでございますが、政治改革は衆議院だけの問題ではないということであり、国会は衆参両院から成っていることは言うまでもございませぬし、さらに地方も含め、政治についてすべてのことを全体として見直すべきであるというふうに思うのでございます。このような点について政治改革担当の山花大臣はどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(山花貞夫君) 今の森山委員御指摘のとおり、全体としての整合性ということについて

はこれからの選挙制度のあり方として大変重要なものだと考えております。

しかし、これまでの経過を振り返りますと、今お触れになりました、御努力いただいた自民党の政治改革の大綱に始まり、とりわけ八次審の段階で衆参の選挙制度については議論されたところでございます。また、その後も引き続いて、それぞれの党内において参議院の制度についてかなり議論がなされてきた経過についてもできる限り勉強してきたつもりでございます。

もう数年前の五月だったと思ひますけれども、自民党内で森山委員が提案いたしました参議院についての提案につきましても、大体、比例ではなく選挙区を中心として、全都道府県と十一の指定都市そして東京特別区は別として、当初は百十八、あるいはその後は百万人に一人といった提案等についても勉強させていただいておりますけれども、そのときにもたくさん御議論があつた議論がずっと続いてきたという経過ではなかったかと思ひます。

選挙制度審議会においても、抜本的なところについてはまだ詰め作業が必要であるということ、衆議院については具体的な提案となつたものが、参議院につきましては当面の問題として、拘束名簿式、比例代表の部分について個人名を入れることと、もう一つは選挙区定数の問題について、当面そこまですること、まずは衆議院について制度を実現し、そして当面それが前後どうなるかは別として、二つの提案をした中で全体の問題点の整理はかなりされたと思っておりますけれども、国会の議論にゆだねた部分もあったのではなからうかと思っております。

ちよつとくどくど申し上げましたけれども、全体そうした流れの中で、まずは衆議院を今回の提案によつてお願いをして、直ちに参議院につきましても、憲法の二院制の趣旨を生かす、こうした原点を踏まえながら国会で御議論をいただく、こういう気持ちを持ちまして今回提出させていただいた次第でございます。国会の御議論、そしてそ

のことと呼応しての政府の努力というものが大変必要である、このことについては十分わきまえて

いるつもりでございます。

○森山眞弓君 なるべく簡単にお答えをいただくようお願いいたします。

今、大臣御自身でもおっしゃいましたように、ほかの参議院なり地方議会なり、その他首長の選挙もございませぬ。それらをすべて含めた政治の改革が最も重要な最大の目標だと思ひますので、そのことを考えますと、今回の政府提案は、るおっしゃいましたように、衆議院のみにかなり重点がかかつています。衆議院の選挙制度改革法だと言つてもいいくらいでございます。参議院のサイドから見ますと非常にたくさん疑問がわいてくるわけでございます。

私が三年も四年も前にその当時の状況で考えました案についてわざわざ御勉強いただいて、今御披露くださいましたのは大変恐縮でございますが、あれからいろいろな議論がその後も積み重なりました。私自身もいろいろと勉強をいたしました。ですからこの際、やはり参議院については衆議院とあわせて両翼の一環なんですから、どのようなことを政府としては考えていらっしゃるのか。政府が衆議院についてこれほど詳しい内容のものをお出しになる以上、それと見合ひで参議院はこうあつてほしいというイメージぐらいはおありになつてもいいんじゃないか。法案化するのはいろいろ大変だということはわかりましたけれども、

ですから、一つに絞らなくても、例えばA案ではこう、B案ではこう、それがだめならC案でどうでしょうとかという三つや四つの案がある程度おありになるはずではないかというふうに思ふのですが、ごく簡単に御説明ください。

○國務大臣(山花貞夫君) 現在の段階でA案、B案といったものについて政府は具体的なものを持っておりません。

今回、御指摘のような問題点がある中で、まず衆議院から提案させていただきましたのは、過日

の総選挙の結論、国民の審判を踏まえて、何よりも政治改革をスタートさせなければならぬ、こうした国民の審判の結果を重く受けとめた中で、二、三年時間をかけてということではなく、政治不信解消のためには直ちにスタートしなければならぬ、こうしたところに大きな理由があったものと我々としては考えているところでございます。

○森山眞弓君 政府としては何も案がないとおっしゃるのは甚だ無責任だというふうに私は思います。また、今のお言葉から察しますのに、与党の各党におきまして、必ずしもまとまった案ができていないという気配はないようでございます。これはまことに心もとないことだということに思うのです。

自民党は自民党なりに、参議院はこうあったらどうかというものをまとめてございまして、もう既に何カ月かたつております。それをこちらになつたはずでございますので、それも参考にしていただいて、各党が勉強をしていただいて、政府も大至急まとめていただくようお願いしたい。本当は両方並べて出さなければならぬとおっしゃるんですけれども、それはやってないとおっしゃるんですから、これからでもできるだけ早く案をまとめていただくようお願いしたいと思ふんです。

第一、来年はもう参議院の選挙なんです。そして、その参議院選挙の前に地方議会の統一選挙もあるわけです。地方議会の議員さん、何万人という方々が大変心配をされているわけです。ですから、衆議院の選挙制度の改革、その気持ちはわかるけれども、自分たちは一体どうなるのだということ、非常に不安が全国にみえつつあるわけでございます。地方議会の議員の制度をどうなさるか、また参議院はもちろんのことで、できるだけ早くおまとめいただいて、来年のそれだけの選挙に十分間に合うようにやっていただきたいと思ふのですが、その点の御計画はいかがでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) 参議院の制度に加えて、今、森山委員、地方の選挙についても御質問いただきましたので、地方の部分は自治大臣の方にもちよつと補足していただきたいと思います。確かに、御指摘のように、もう参議院の次の選挙の時期というものを考えますと、前回の改正のときを振り返るならば、たしかあのときには前年の九月ごろまでは成案ができておつたということではなかったかと思つております。そうなつてくると、ことしの九月ごろといえますか、通常国会明けといえますか、その辺のところまで具体的なものにならないければ、次の選挙で一体どうなのか、こういう問題になつてくると思ひます。

そうした問題点につきましては、今自民党の過日の参議院選挙制度改革大綱についてお触れいただきまして、連立与党側でもちよつと前はかなり、たしか私の聞いていたところでは毎週一回ぐらい集まつてというふうに向つておりましたけれども、それぞれの立場で鋭意研究されておるといふことについて承知しているところでございますが、やつぱり衆議院の場合には、海部内閣当時から具体的な提案があつて、それで国会の議論が与野党で進んできた、議論の詰めがあつたといふところが実は土台になつておると思つております。したがつて、今回もその意味におきまして、参議院のまづは院における御議論というものが、そのことも必要ではなからうかと思つておるところでございます。

ただ、全体的なスケジュールのことを考えると、そうした意味でこの次の通常国会の終わりのまですら、一体どうするかという問題について本格的な、あるいはそうなるのかならないのかを含めて、ひとつそこを目標して努力しなければいけない、こういうふうに思つておるところでございます。地方選挙の関係は、ちよつと補足していただきます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 自治体選挙のあり方につきましては、委員御承知のように、国との選挙制度の整合性ということも大事でございますけれども、あわせて、御承知のように首長というのは直接選挙で選ばれている、いわば俗に言う大統領制の要素を持っているということで、政治機構自体が全然違つておるわけですね。そういう中において、一体そういう中におきまして議員の選挙のあり方はいかがか、あるいは政党とかかわり合い方というのは、地方の場合には国政の場合と随分違つたところもあります。それから、地方分権という大きな流れの中でこれからどうしていくかというのは、トータルでこれからこの四法案を通していただいた後、参議院の改革、そして地方の選挙制度改革に早急に取り組んでいかなきゃならぬ、参議院におかれましては議論をいただきたい、こういうのが政府の立場でございます。

○森山眞弓君 何でも参議院で議論してください、政府は何も用意してございませんとはいふのは大変無責任だといふことを繰り返して申し上げたいと存じます。そこで、次に移ります。先日、この委員会に出席しておりました、ずっと皆さんの質疑を聞いておりました。衆議院における議論を踏まえた上で、さらにそれを深めるといふことで、さうから当然かもしれませぬけれども、参議院は参議院の立場から衆議院とは違つた切り口で、私に言わせていただければ衆議院よりもやや濃密で的確で、レベルもはつきり言つて高いという感じの鋭い質問を次々にさせていただいているというふうに自負しております。

参議院がそれぞれの道の専門家をたくさん抱えておまして、より広い視野から、幅の広い、奥の深い専門的な議論ができる場になつていふことは、これは、これこそ世に言われる良識の府といふものを裏証したのではないかとひそかに考えたわけでございますが、そのような事態がこのように実際に実現しておりますのは、やはりそれぞれの選挙のやり方、基盤が違うから、それによつて補完し抑制し均衡していくということができるのでないか。国政にとつて非常に重要な案件については、それぞれの特徴を生かしてそれぞれのいいところを出し合つて抑制、均衡を図っていくということが望ましい。それが二院制の非常に重要な最大のポイントだと思ふんです。

ところが、この政府提案の衆議院の選挙制度は小選挙区比例代表並立制ですね。それはわかつたんですが、その並立制の基盤が、比例代表による選出議員を全国基盤としておられるのは、これは非常に重大な問題だと思ひます。これは基本的には参議院とほとんど変わらない。そういう人たちを衆議院に今の案では二百二十六人つくるといふことですね。これは大変大きな問題がこれから生じてくる非常に重大なことだと思ひます。参議院と同じことをなぜやるんですかといふのは一般国民からもよく聞かれる話でありまして、ここの大臣方の御答弁を聞いておきますと、ここが違う、あそこが違うといふところを御説明になりますけれども、国民にはそれはわからないわけでありまして、実際上私どもにとつてもそんなに違ふとは思ひません。衆議院の先生方は地域の代表、より地域に密接な立場といふことが大変大事な性格なのでありますから、できるだけの権者に近い身近なもの、顔の見える人たちといふことで都道府県単位になさるといふことが私にとつては不可欠の条件だといふふうに思ふのでございますが、いかがでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) 前段のポイント、衆議院の二院制の趣旨をいふ点については、もう大前提にしなければいけないと思つておられます。そこで、参議院の独自性、自主性といふことについて、制度とはまた別の意味におきまして参議院の御努力があつたものと承知をしておるところでございます。後段の部分につきましては、今回の制度、衆議院に比例代表を取り入れたところがいかにかと、こ

ういう御趣旨だったと思いますけれども、今、森山委員御指摘のとおり、どういふ形の代表の制度かということにつきましては、今その地域、地方の代表的な性格についてお触れになりましたけれども、憲法の原則からすると憲法四十三条の「全国民を代表する」、こうした資格は両院ともに持っているわけでありまして、その意味におきましては単に地方の代表ということだけではなく、全国民を代表するというところも踏まえた中で、さらにそれ以上に二院制の趣旨からすればどうすべきか、こういった観点で考えなければならぬところだと思っております。

そうした中で、衆議院におきまして今回は御承知のとおりこれまで長い議論がありまして、与党と野党の議論というものが相対立しておりました。一方における単純小選挙区、一方における比例を中心とした併用制、こうした格好で長い議論の中で遂に、もうこの前の経過は振り返りませんけれども、妥協することができず、歩み寄ることができずに内閣が解散と、こういう事態までなつたところでございます。

そうなつてまいりますと、それぞれ自分たちの主張ということだけにはがみついておりますとどうしてもできないということから、そこでは妥協点といえますか、成立可能な視点というものが衆議院の選挙について大変大事になってきたわけでございます。そうした観点から、これまた正確さについてはさておきまして、それぞれの御主張であった民意を集約する小選挙区の制度、また民意を反映する比例代表の制度、これをうまく組み合わせようと、こういう格好で今回の制度になつたところでございます。

その意味におきましては、民意反映ということも、もう小選挙区なんですから、一方においては全国レベルでの比例代表ということがやっぱり一番民意を反映するものではなからうか、こういう提案をさせていただいたところでございます。

○森山眞弓君 国会議員が、衆議院であろうと参議院であろうと、民意を全体的に代表するもので

あるということとは当然のことでありまして。だから、民意をバランスよく代表するためには、それぞれの選挙の基盤が違わなければいけないということも言っているのであつて、比例代表並立制がだめだと言っているのではありません。ただ、全国規模の比例代表では参議院と同じじゃないか、それではそれこそバランスよく代表することにはならないじゃないかと言っているわけなんです。大臣は全国規模の方がいいということをおっしゃっておりますし、それ以外には考えられないようなお話をされておりますけれども、それをおっしゃるといふことは、参議院と同じでも構わないんだというお考えなのか、あるいは参議院の方を変えなきゃなんだとひそかに考えていらつしやるのか。例えば、全国比例代表制を参議院ではやめてしまふというのを考えていらつしやるのか。何も先に考えがなくて現に参議院をやっているものを衆議院の方に導入するというのは、おかしいではありませんか。

おととい、参考人からも、このようなことを参議院でこのまま通すということとは参議院の自己否定であり自殺行為だと、こういう御指摘がございました。このことについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 参考人の有識者の皆さんの御意見については私も承知をしておりますけれども、それぞれの立場からお述べになられておつたわけでありまして、森山委員今御指摘の御主張だけがあつたのではないと承知をしていただいております。

質問の御趣旨は、比例部分については同じではなからうか、こういう御指摘ですけれども、前提として一つ申し上げたいと思ひますのは、先ほど来申し上げておりますけれども、参議院の抜本的改革ということについては今回は政府としては先んじて意見を述べないし、そこには今回の改正においても触れていない、こういうことでございませう。その点についてはこれからの議論ということになるだろう、基本的にはそういう姿勢です。

第二番目に、同じものではないかという御指摘

ですけれども、衆議院の場合には、決定的に違うのは、政党本位の選挙制度というものを衆議院に採用し、そこからくるそれぞれの腐敗防止のための施策、あるいは政治資金についても制度を変えたということでございます。したがって、重複立候補の制度とか、何といつても解散の問題、任期の問題、半数改選の問題、制度的にも選挙制度自体としてこういった大きな差があるわけでございます。その選挙の母体ということだけでは、同じであるという結論にはならないものと考えているところでございます。

○森山眞弓君 今のお答えは大変無責任と言わざるを得ません。しかし、お言葉の中に政党本位の選挙をやるといふふうにおっしゃいました。衆議院は政党本位になるためのいろいろな工夫があつて参議院とはちよつと違うんだという御説明でございましたが、そうなりますと、比例代表の方々は特に党のリストによつて当選されるということになるわけですから、在職中に党を変更するということがあつたとしたら、これはどうなるんでしょうか。現在までに参議院の中でも幾つか実例がございました。これは何とかなければいけないというのを具体的に考えていたわけではございますか、いかがなんでしょうか。

そしてさらに、比例代表制の先輩のヨーロッパ諸国というのがたくさんあるようですが、そういうところではどんなふうなことをやっているのか研究なさつたんでしょうか。

先般、参考人から、党議拘束について比例代表の議員の立場というものが議論されました。党の公約や方針に従わなかつたらどうなるのかという点について、そんなことを言つても選挙のときにどの党も大した公約はしていないじゃないかと参考人がおっしゃいまして、一同苦笑したわけでございますが、私が今申し上げました党籍の離脱や変更というのははるかに重く大きい意味があるはずだと思ふんです。有権者は党に投票するわけですから、当選した個人はその党にいて働いてこそ

初めて存在意義があると思ひます。

私は、自分のことを申し上げて恐縮ですが、比例ではございませんで栃木県の選挙区の選出でございますが、重要案件の投票をするときには自分の行動について自分を支持してくだつた方々がどう思われるだろうかということが常に頭にあります。そして、その可能性あるときは主な方々に相談をするとか、終わった後でできるだけ多くの方に報告をするとか、恐らく議員の皆さんはそういう心がけてやつていらつしやるはずだと思ふんですが、そのようなことを考えますと、党籍を離脱する、あるいは変更するというようなことは非常に重大な問題だと思ひます。

今までそういうことをなさつた方がどういふ過程を経てどういふ御決心をされた結果実行されたのか、それはわかりませんが、当選した後は自分の勝手と言われてもやむを得ないような、そういうことは、もしもそれを見逃せば有権者の不信を一層買うことになりまして、ひいては民意を代表するという議会制民主主義の崩壊にもつながっていくかもしれない。そういうことを考えますと、これは大変重大な問題だと思ふんです。

このことについてはどのようにお考えなんでしょうか。これは放置すれば悪用される心配もあるのでございまして、どういふふうなチェックをなさるおつもりか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄樹君) この問題は、参議院に比例代表を入れますときから、実は制度をつくる前から大変な議論を呼んだところでございます。私も、自治大臣の立場でそういうことを言つてはいけないのかもしれないが、気持ちとしては森山委員と同じでございまして。なぜ政党の枠で出てきた者が政党を離れて議席があるかということについては一般国民は素朴に思うと思ひ、また先ほど言いましたように大変議論を呼んできたところでございませう。

ただし、憲法四十三条の全国民を代表する議員

ということ規定されている中身というのは、比例代表という形で政党の枠の中で当選をしても一たび議員になった場合にはもう既に全国民を代表しているんだ、したがって法的には何物にも拘束をされない独立した議員という立場になるんだという解釈になりまして、党を離れた場合でも直ちに議員の身分を剥奪することはできないというのが長年の憲法解釈になっておりますので、もちろん御承知の上の御質問ではございますけれども、ひとつそういうことになっていることを御承知おき願いたいと存じます。

○森山眞弓君 外国はどうですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 外国のその面については、憲法も違うものですから、ちよつと調べておりませんので、答弁できるときにお答えさせていただきます。

○森山眞弓君 余り自信のなさそうな御答弁でございますが、みづちりもつと詰めていかなければならない重要な課題だと思ひますので、さらに御検討をお願いいたしたいと存じます。

次に、小選挙区の問題ですけれども、小選挙区は各党一人の候補によつて政策で争う、それこそ政党本位であるというふうにおっしゃるわけで、それがポイントでございます。平成元年の春にくらしました自民党の政治改革大綱でもその考えが基礎になっているわけでありますから、私もそのことはよくわかるのでございます。

しかし、その後、平成元年の秋、十一月に国際情勢が激変いたしました急速に冷戦構造が変わつた。それが国際情勢全体、さらには日本の政治にも影響を及ぼしまして今のようになつてきたというわけでございますので、選挙前には思ひもかけないほど突然の政変があつて、現政権の中には今まで全く違ふ基本政策を主張してきた党が平気で一緒に並んでおられるという状況が出来しているわけでございます。国民一般は実に不思議だと思つておられるわけですが、このようないふふた政策による選挙というものが本当にできると考へておられるのでしょうか。

例えば、社会党は党の政策を強くはつきりと主張しなければならぬと現政権の政策とは矛盾してくるということになるのではないのでしょうか。きのうの党大会でも大変御苦労なさつたやうでございしますが、そのようなことが選挙をやればさらにはつきりとしてしまふのではないかと。多くの有権者たちは非常にその矛盾とねじれを敏感に察知しております。私も年末年始、大分大勢の方に選挙区でお会いしましたけれども、特に女性には、なぜなんでしょう、不思議ですね、どうしてあんなことが平気でやれるんでしょうというふうな言ひも言つております。

女性に潔癖で正直、まあ男性が不潔で不正直とは申しませんが、あるいは男性に言わせれば女性には単純なんだとおっしゃるかも知れませんが、しかし、きのうの委員会のやりとりなどを見ておりますと、男性にもかなり単純な方もいらつしやう。そんな感じがいたしますのでどちらということもございませぬでしょうが、ともかくまじめな有権者は非常に不思議だと思つておられることは周知のことでございます。特に女性の皆さんがそれに大変疑問を持つていらつしやう。その女性が有権者の過半数を占めておられることは言うまでもございませぬし、政府の皆さんがよくおつしやいます生活者そのものなんですから。

ですから、その女性たちの素朴な疑問というものを看過すべきではないと思ひます。けれども、政策本位の小選挙区による選挙、山花大臣、それがちやんとおできになるとお思ひですか。

○国務大臣(山花貞夫君) やはり問題の前提は、冒頭お触れになりましたとおり、世界的な政治構造、経済その他、社会その他を含めてですけれども、大きな激変が日本をも直撃して、そして五五年体制が崩れた、こういう中でまさに二元的な発想といひますか、二元的な発想の観点というものを捨てて連立連合の時代にどう対応していくか、こういう私は新しい時代に今突入していると思ひます。そうした中で、それぞれの政党が連立連合の時代の中で国民の皆さんに存在理由をどう示していくかが問われている時代だと思ひます。そして、それだからこそそれぞれの政党が独自の主張というものを持ちながら、しかし政権ということ考へるならば、そこで基本的な合意をした中で政権をつくる、こういう時代に突入をしたと思つております。

今回の例だけではなく、これから一つの政党が圧倒的な多数を握つて一党で政権を構成するということとは私は難しい時代に入つておられると思ひます。ですから、これからはさまざまな形の連合というものが出てくる。それぞれの政党は、よく言われておるとおり、生まれ育ちが違ひますから、そういう違ひはあつたとしても政権としての政策は一つでなければならぬのは当然のことでございます。そして、そうした政党が国民の前でオープンな議論を重ねる中で一つの意思決定をしていく、こういう時代に入つておられると思ひます。

選挙の場合には、そうした政党がやはり独自の主張をしながら、その中で選挙の結果、審判の結果を受けまして政権を構成するということになりまふから、そこで大きな比重をとつた政党の主張というものが一番出てくることになるのは当然だと思ひます。そこでの政策の濃淡というものは国民の審判の結果を仰いでということになると思ひます。そうした時代に突入したということだと思ひます。政治の風土も変わる、こういうふうに思つております。

○森山眞弓君 大変苦しいような御答弁で気の毒になるようでございます。

次に、官房長官にお聞きしたいんですが、いわゆる保守系の方も四年前には想像もしなかつた分裂が生じまして有権者は戸惑つておられます。例えば、自民党から三人の議員が出ていた地区で、その三人が、自民党から分かれた新A党のAさん、新B党のBさん、そして自民党にいたCさん、その三人に分かれた、しかし次は同じ選挙区から政策はほとんど変わらない同じような仲間、もとの仲間が三人とも出るといふことが考へ

られます。

そうすると、A党というのは実際にはA氏の後援会、B党というのはB氏の後援会、自民党の中心であるC氏もC氏の後援会ということでお互いに競合するということになるでしょう。そうすると、選挙区の面積が狭くなつただけで実態は変わらない。政策の争いではなくて今までのどおりの競争、票の取り合いということになつていくのではないのでしょうか。そうすれば、有権者は政治改革とは一体何だつたのだと思ひに違ひないと思ひますが、さきかけの代表でいらつしやいます官房長官に御感をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(武村正義君) これまでは、御承知のように、冷戦があり、社会主義か自由主義かという、大変鮮明なイデオロギーの選択がございまして、いわば、今日の自民党、社会党さんはそういうイデオロギー、世界的な政治状況も背負つたイデオロギーの対峙という形で大変わかりやうな形がとれたわけであります。その時代が終わつたといふことでありますから、おつしやるとおり、社会の基本的な体制の選択にかかわるようなイデオロギーの選択を背景にして政治主張をすることがしにくくなつたといふふうに認識せざるを得ません。

それだけにこれからは、これまでの自民党から別れた政党であるうとなかろうと、社会党さんまで含めて、基本的な政策を鮮明にすることがやや難しくなつたといふこともあつたと思ひます。それでも、そのときそのとき国民の関心を持たれる、あるいは日本の国と世界のかかわりや時代の流れを考へると、大変大事な政策テーマは選挙のたびに出てくるわけでございまして、そういう大事な政策テーマをめぐつて各党が鮮明な主張を掲げて審判を仰ぐといふことになつていくのではないかと

いふふうに思ひます。加えて、こういう過渡期でございしますだけに、もう一つは、政策本位と言つてはありますが、各政党のいわば成り立ちといひますか、それは政党の構成するメンバーもあるでしょうし、政党の物の決

め方とか体質とか手法とか金のかかりとか、森山さんおっしゃるような潔癖で正直であるとか等々、そういうところもじつと鋭く政党を選ぶときには有権者はごらんになるようになってくるのではないかと。要するに、本当に党自身を変えていくというところか、そんなところまで見詰められる、そういう選挙が変わってくると思うのであります。

そんな中でお互いのぎを削っていくということにならざるを得ないし、私もそういう気持ちで、小さな政党でございますが、出発をさせていただいております。

○森山眞弓君 政策を主張することはなかなか難しいだろうとみずから認めていらっしゃるということが、よくわかりました。

要するに、国民にとっては、有権者にとつては、選挙はいろんな意味でわかりやすいものでなければならぬわけです。納得できるものでなければならぬと思うのです。ですから、もし自分の一票の結果がどういう効果をもたらしたかということがわからない、不明確だということになります。例えば重複立候補による敗者復活というような問題は国民一般の納得を得にくいのではないかと気がするわけでございます。

このごろ非常にみんな憂えていることですが、投票率が下がっておりますね。一月十一日の朝日の「論壇」に橋本晃和さんという帝京大学の教授の方が投稿しておられまして、人はなぜ投票に行かなくなったか、行かないかということを論じておられるわけですが、今のところその理由が三つ説明されている。一つは政治不信、二つ目は既成政党の墮落、三番目は関心あれど投票せずということとだけれども、最初の政治不信と既成政党の墮落というのは何もきのうきよう始まったことではないやないかと、先生の議論でございます。三番目の関心あれど投票せずというのは、なぜ関心があるのに投票しないのかということをいろいろ検討された結果、橋本先生のお話では、経済全般に対する自己評価の意識がその原因になっていると

いうことを言っておられまして、経済を評価しない人の棄権が初めて過半数を超えて様相が変わったというふうに分分析しておられるわけでございまして。

また、十一日に来ていただきました参考人の方も投票率の問題について触れておられまして、政治的関心の高まりがあり選挙への興味を高めるといふことは大変大事なことでございまして、それに対する舞台づくりが重要であると。しかし一方、有権者の側は、投票に対する義務感がだんだんと減少してきて、そして見物人といひますか、顧客化しているのだというふうなお話をしておられました。

いずれにせよ、大変憂うべきことだと私は思っているわけでございしますが、例えば私自身の経験から申せば、消費税の問題が焦点になった平成元年の参議院選挙では、参議院選挙としては投票率が大幅に高まりました。ですから、政治に対する国民の関心が非常に高ければ投票率は上がるんだ、ではないかと単純に思っていたのでございしますが、その中でいいますと、昨年の総選挙は、新党が次々とできまして、マスコミもやり過ぎながら大変にぎやかに取り上げていただいたというところで、関心は非常に高かったはずでございまして、かなり高い投票率が見込まれたのでございまして、けれども、意外にも有史以来の低投票率ということになってしまいました。

私は学者先生のように分析する力はございませんので、なぜかなと思議に思っていたんですけども、その後私が自分の選挙区に行って話し合っただけでも、おっしゃることは、余りにもいろいろな党が出てきているんことを言うんだけれども、ちつともわからない。きのうまで自民党だけだ、た人がきょうは自民党の批判をするというふうなこと、何が何だかわからないので、今まではじめに一遍も棄権したことないけれどもあの総選挙では生まれて初めて棄権したという方がときどきいらつしやるんですね。話をする機会のある何

人かの方の中にもそういう方がいらつしやるわけなんです。その方は義務感もあるし、観客でもないし、自分では行かないけれども常に思っている、自分に投票していたのに、わかりにくいから、どうしていいかわからないので棄権したとおっしゃるわけなんでしょう。

今後、これからの選挙でも、このように有権者を悩ませて、特に投票のやり方が非常に複雑でわからないとか、あるいは自分の一票がどういう効果をもたらすのかわからないというふうなことになるれば、どんな制度をつくっても棄権はふえていく一方なんではないかというふうに心配されます。せめて投票はわかりやすく、投じた一票が、ああこういう結果に結びついたんだということになるのが、特に重複立候補の敗者復活戦について私は納得しにくい、最も国民にわかりにくいポイントだと思ふんですけれども、その点を変えになるお気持ちはないですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 重複立候補の問題は、まさに参議院の制度と違つ衆議院における政党本位の選挙の特質だと思つております。政党の裁量権を認めるといふことから重複立候補の権利を政党の権利としても認めたわけでございまして、今、森山委員敗者復活とおっしゃいましたけれども、敗者という点ではなく、やつぱりそこでの勝者とという観点、こういった観点というものが従来の日本の選挙制度からすればなかなかわかりにくい、こういうことだと思ひます。

ドイツなどの、もう繰り返しませんけれども、比例代表選挙の三百三十四人中三百二人でしたか、小選挙区で落ちたけれども比例代表で当選する。まさにそれが当選する仕組みというところになっているわけでして、政治の風土として、それは当選者というところで国民から支持を与えられた結果という評価があるんじゃないでしょうか。その意味におきましては、従来とは違つた制度を新しくつくるということでもありませんので、確かに御指摘のような問題は併用でも並立でもあ

るといふことについて学者からも指摘されていましたし、我々もそういう問題点があることは十分承知しておりますけれども、まさにそういうことを含めて政党本位の選挙を行う、そして腐敗をなくす、政治改革と一体となった新しい制度を、新しい政治をつくつていきたい、こうした観点で出しているところでございます。私はこの制度というものが行われれば国民の皆さんの御理解を必ずいただけるものになる、こう考えているところでございます。

○森山眞弓君 御理解いただける自信が御ありのようですけれども、有権者全部に徹底するのは大変難しいことだろうと私は憂えているわけでございまして、これはやつぱり何とか改められるべきではないか、私の意見はそういうことでございまして、御承知いただきたいと思ひます。

ともかく、現在のように政党が政策に責任を持たないでいろんな政党の間で無原則な協力や連立が行われたりいたしますと、選挙のときに党本位、政策本位といひまして、党や政策では有権者を納得させることはできにくいということになるわけでありまして、候補者としては、結局、当選するためには個人的に選挙民への密着したサービスタという人間関係を基盤とした支持母体を拡大するといふ、もとのもくろみになるのではないかと、ということが本心に心配されます。

結局、中選挙区のように非常に大きな問題だといつてこの改革のもとになった同士打ちと同じことになるとはならないでしょうか。そして結局金の力が物を言うということになってしまつては全く何のために苦労されたのかわからないわけですから、ここを何とか考え直さなければいけない。政党中心、政策本位といふのは、政党や政治家が政治の基本姿勢、ルールをきちんと踏まえているといふこと、そして政治家と有権者の意識改革が強く求められるというふうに私は思ふのでござい

ます。そこで、有権者と政治家との意識改革のところに入りたいと思ふんですけれども、今回の提案の

中でも選挙違反に対する措置は従来よりも一層厳しくなっております。これは意識改革あるいは選挙浄化ということの気持ちのあらわれだと、その点は私も認めるわけでございますが、私はせっかくここまでするのならば、もう一歩進めてイギリス式の腐敗防止法のレベルまで徹底していただきたかったなというふうに思います。すなわち、運動員が違反行為をいたしましたら、候補者、事務長などが知らなかったという場合でもその候補者の当選は無効になる、あるいは立候補の資格も剥奪される、要するに政治生命が絶たれてしまふということになるようにございまして、そのくらいまで徹底していただければもっと効果が実際にあったんじゃないかという感じがするんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今度強化をいたしました連座制は、私たちはほとんどイギリスの腐敗行為防止法とは違っていないと思っております。と申しますのは、「意思を通じ」というのがございまして、親族と秘書でございまして、親族と秘書が候補者等、等というのは候補者となろうとする者、それから総括主宰者、地域主宰者、こういった人々と意思を通じた場合には、森山委員今言われましたように、買収、供応で有罪になった場合には当然議員失格までいく、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、イギリスの場合にエージェント、代理人と訳しておりますけれども、エージェントの行為について今申しましたように連座制が働くということになっておるわけでございますが、具体的にそのエージェントというのはどのあたりまで当たるかということは裁判所にゆだねられておったのであります。いろいろな判例が積み重なってまいりますと、確かに極めて広範囲の者が候補者の代理人とされておられますけれども、自発的に運動員として働いた者というのは代理人、エージェントではないけれども、候補者または選挙事務長と直接間接にまたは追認により意を通じて選挙運動を行った者は代理人であると、こういうことが

だんだんイギリスの判例の中で積み重なっているようにございまして、その意味では、私たちとしては大体イギリスの腐敗行為防止法と同じ水準ではないかと思っております。

じゃ何で総括主宰者、地域主宰者、出納責任者は意を通じていいかといえ、これはいわば選挙の中で非常に重要な役割を果たし、候補者を当選に導くため当然やることをやる、こういう立場でございまして、候補者と意思を通じていまして、そういう意味では私は、イギリスの腐敗行為防止法とはほぼ同じ水準に今度の法律をもつてなつたと、こういうふうに自信を持っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 一言補足させていただきます。きいたと思うんですが、イギリスの場合には今の制度のほかに選挙の訴訟の制度というものが非常に有効だったと聞いているところがございます。落選した議員あるいは個々の有権者が腐敗防止法違反に対して選挙訴訟を起こせる。これを日本で実現できないかということについては八次審でも検討されておりましたし、たしか自民党では保岡議員がかなりこれを研究して衆議院でも問題にされておたわけですが、日本の場合には個人のそうした訴訟という制度というものがなじまないのではなからうかというところで研究課題となっている部分がございます。この点はやっぱりこれから研究しなければいけないところではなからうか、こう考えているところでございます。

○森山眞弓君 もう一つ研究していただきたいことがあるんですが、立候補制限についてでございます。連座制に立候補制限が入ったというのは非常に日本としては画期的なことではございまして、それは評価するわけでございますけれども、五年間の立候補制限となつておるわけですね。これが実際に何回立候補制限になるのかということは考えてみなくてはいけないんじゃないかと思っております。一昨日の参考人もおっしゃっておられたんですが、これは五年間とか年を限るのではなくて何回というふうに言った方がいいんじゃないかというふうにもおっしゃっておりまして、それとも参考にしていただきたいと思うんです。それからもう一つは、その立候補制限が当該選挙に限られていることがちよつと問題なんではないか。衆議院では立候補できないけれども参議院ならいいとか、知事さんや市長さんならいいとかということになりますと、本当に政治生命が絶たれるというところまではいかないんじゃないか。むしろかえって混乱させるものではないかという感じがいたしますので、その辺についてはどうお考えでしょうか、研究していただきたいと思うんですが。

○国務大臣(佐藤観樹君) 法案をつくるときには森山委員御指摘のようないろいろな議論がございました。公民権停止、つまり選挙権と被選挙権を両方ともだめにするという公民権停止でいくべきか、立候補制限でいくべきかと。それから期間の問題、衆議院と参議院では任期が違いますので、例えば参議院の場合には六年とか七年にすべきではないかという意見等もございました。

いろいろ考えたわけでございますが、その根本は、連座制でございまして、いわば他人の行為によつて、意思を通じている場合と通じていない場合がございまして、他人の行為によつて身分を失格するという制度でございまして、これはやはり憲法にいうところの基本的な人権の選挙権、被選挙権じゃない、選挙権というものの重さからいくと、連座制は立候補制限ではないかという結論に達したわけでございます。

確かに森山委員の御指摘のことは、まだまだ決定的とは私たちが申せませんが、私たちはこれが妥当ではないかということを出させていただきました。○森山眞弓君 私の気持ちはわかつてくださつておると思うんですが、この法案を拝見しますとまだだまぬぬという感じがするわけでございます。さらに一層厳しい法律、法規というものが残念ながら求められるというふうに思うんです。

しかし、本当に政治を改革していくのは法律を厳しくすることだけではだめでございまして、政治倫理の向上、確立ということが何よりも大切でありますし、国民の意識革命ということが非常に大切でありまして、法律や罰則だけではもちろん十分に目的は達しない。それは私もよくわかつております。どんな立派な法律をつくつても、どんな完璧と思われる制度をつくつても、それを運用するのは人間ですから、だからその人間がその気になって守るといふ気持ちにならなければ、結局どこかに抜け道を見つけて裏から何かするということをお長するだけになってしまう。それが非常に心配されるわけですね。

残念ながら、議員や候補者というのは神様でも聖人でもないわけでございまして、もちろんみんな人間から注目されていて姿勢を正さなければいけないという気持ちは普通の人の何倍も持っている人たちではありますけれども、選挙となりますと、特に当選のためにはすべてを忘れるという可能性もあるわけでございまして、非常に誘惑に弱い、そういう人間なんだというふうに考えていかなければいけない。そのような、誘惑に弱い並みの人間、そのような特殊な状況に置かれた人々が間違ひを犯さないようにすることが制度、法律の目的なのではないでしょうか。

意識革命というのはお説教だけではだめでございまして、ぜひともそのようなつもりで法律、制度を厳正にさせていただくということ、そして逃げ道のない厳しさということがとても大事だと思うんです。

もし逃げ道がないということになりますと、候補者はもちろん、関係する人々もみんな選挙運動を通じて絶対違反をする人ではないよということと運動員の末端に至るまで一生懸命に説くと思つて、みんなそのつもりで努力をすると思つて、そうすれば警察の手をかりなくたって選挙運動自体が意識革命の教育手段として効果を発揮するわけでございまして、聞くところにより

ますと、イギリスではこの腐敗防止法ができてそれまで大變横行していたさまざまな違反行為がびたつとまったというわけでございますので、その辺の決め手になるようなよい制度を真剣に検討していただきたい。重ねて申し上げておきます。それから続きまして、戸別訪問についてや具体的な話になりますが、お聞きしたいと思えます。

戸別訪問を全面的に認められるというのはなぜでしょうか。今までも何回もお答えを聞いておりましたのでわかっておりますが、私も大変気になりますので、短くて結構ですから御説明いただきたい。

○国務大臣(山花貞夫君) これまでも長い議論がありましたけれども、戸別訪問の権利といえますか、憲法上の権利でもあると私は考えております。同時に、いろいろな形で弊害も言われてまいりました。一つには迷惑論、一つには疲弊論、それからもう一つ買取というところについても言われておりました。

ただ、結論的には、世界どこの国でもと言われているように、戸別訪問を禁止している国というのは極めて例外的であり、やっぱり政治家と一人一人の国民との結びつきというものはそこからスタートする、政治活動の原点ではないだろうか、こういうふうに考えるところでございます。

いろいろ心配される点もありますけれども、これまで森山委員御指摘のとおり、一つの意識を変えていく、こういうところと結びついた運動の形ではなからうかと思っております。また、政策判断として今回は提案させていただいたところでございます。

ただ、衆議院段階からいろいろ議論もありますので、これまた院におけるそれぞれの御議論ということについては十分尊重しなければならぬとも考えているところでございます。

○森山眞弓君 戸別訪問を全面的に解禁なさいますとどういうことになるかということを、実際の

運動を想定して考えていただきたいと思います。運動を想定して考えていただきたいと思います。

今大臣からも御指摘のあったようなさまざまな問題が起るでしょう。そして、例えば違反の温床になるとか、勤労力のある人だけが有利であるとか、またお金の問題が絡んでくるであろうとかいう指摘が既にあったわけですが、私は一般有権者の側から、特に女性の側から聞いている話をお伝えしたいと思えます。

午前八時から午後八時までを認めるとおっしゃるわけでしょう。その時間というのは、実は女性にとつては大変忙しい時間なのでございます。大体このごろは共稼ぎ家庭が多いというのは御存じだと思えます。そういう家庭では朝から夕方まではだれもおられませんから、六時から八時ぐらいの間にきつとそういうところを集約的に戸別訪問なさるでしょうね、もし認められたら。

いわゆる専業主婦のいらっしゃる家庭でも、家にいらつしやるというのはそれだけの理由があつていらつしやるわけなんです、例えば小さい赤ちゃんを持つていらつしやる、あるいはお年寄りの面倒を見なければいけない、それぞれ用があるからうちにいるんです。赤ちゃんにお乳をやっている最中にベルがピーと鳴ったり、ようやく寝かしつけたと思うときにドンドンたたかれたり、お年寄りをとおふろに入れている最中にだれか来たり、そんなことがあつたら大変困ります。内職をやつて、一分でも五分でも余計働きたいという方もあるかもしれないし、ごく普通の主婦が毎日やっている料理の最中だつて途中に來られたら大変です。他人にやたらに來られるということは非常に迷惑以外の何物でもないんです。

まして共働きの主婦の場合は、保育所から子供を連れて帰つて六時ごろおうちへ着く、そして大急ぎで夕食の支度をする、そして子供に食べさせて、話を聞いてやる、おふろに入れてやる、寝かせてやる、宿題の手伝いもしてやらなきゃならぬ。八時ごろまでは戦争のように忙しいんです。私もそういう時代をしばらくやっていましたので

本当によくわかりますが、そういうところへ後から後から人が訪ねてこられたら何にもできない、家庭の崩壊になつちやいます。

老人だけの世帯というののも最近ふえておりますね。老人御夫妻あるいはひとり暮らしという方もいらつしやいます。老人にもいろいろありますから、中には寝たきりでいらつしやる方もあつて、ひとり暮らしでいらつしやる方もあつて、ひとり暮らしでいらつしやる方は多少の自由はきくんでしようけれども、しかし一々戸口まで出ていつて応対するというのは、体の余り自由でない方にとつては大変なことなんです。私の母の生活などを見ておきますと、ひとり暮らしでやっていますけれども、ああいうところへたたくさんの人が二時間か三時間の間にやつてこられたらもう本当にノイローゼになってしまうと思うんですね。

中には元気がよくて、寂しさが紛れてちよいどいいというお年寄りもいるかもしれませんが、話し好きの人がよくいらつしやいますからね。しかし、そういうところにはばつかり行くわけじゃないでしようし、仮にそういうところへ行つたとしても、一日に二人や三人ならいいですけども、これ市町村議会議員選挙まで解放するんですよ。これは一体どういうことになるか、本当に国民の生活はめっちゃくちゃになってしまうというふうな生活はめっちゃくちゃになってしまうというふうなことになるかもしれないですね。

そんなことを考えていただいて、ぜひこれは再考していただきたい、そのように考える次第でございます。

○国務大臣(山花貞夫君) 御指摘のような問題点があることについては十分承知をしているつもりでございます。同時に、こういう観点はいかがなんでしょうか。

今のお触れになりましたような問題は、実は電話の戦術の際にもほぼ同じような問題点があるんじゃないかならうかと思っております。同時に、恐らく衆参を通じて議員の皆さんは、選挙に対して、戸別訪問という名は使いませんとしても、個々面

接あるいはその他の形で個人のお宅にお伺いしていろいろと選挙に関するお願いをしている、こういう現実も一方ではあるのではなからうかと思っております。今の法制度からいいますと、戸別訪問は候補者本人がやつても全部違反である、こういう仕組みになっている。このところはどうかんだらうか。こういう問題もやつぱり一緒に考えるべきではなからうか。

そうすると、妥協案としては全面が中間かというところも含めて、やつぱりいろいろ議論して衆参の議員の皆さんの同意ということも必要ではなからうかと考えているところでございます。

○森山眞弓君 電話の件は私も申し上げようと思つたんですけども、電話でさえうるさいと言われる時代です。電話というのは顔が見えませんがうるさいと言つて切つちやうということもできるんですけども、人様が見えて、そして一応、こんにちば、これこれですと言ひ始めると、なかなかうるさいと言ひわけにもいかないというのが人情でございます。そうすると、余計な時間はとられるし精神的にも大変であるということをおし上げたかつたんでございます。

それから、戸別訪問はオーケーだ、どなたが何をやつてもいいんだということになりますと、あらゆるところに戸別訪問をすることが期待されるようになると思ふんです。そんなことは実際には不可能なんです。人の迷惑を承知の上で無理なことを認めるというふうなことはおやめになつた方がいいと思ふんです。特に参議院議員というのは全県下なんです。私は栃木県なので中々うらいたくさんある沖縄や長崎県のような方はさぞ大変だろうと思ひます。

そういうことを考えますと、衆議院は小選挙区になさるんであればそれはある程度可能かもしれませんが、しかし、さつき言つたような問題が、同じようなことがあるわけですから、ぜひとも戸別訪問は再考していただきたい。政治意識の改革にも役に立つたろつとおつしやいました、ある程

また外国ではやっているとおっしゃいましたけれども、外国と日本は選挙の感覚というか風土が違ふわけです。例えば、日本ではみんなが当たり前だと思つてやつております遊説車にスピーカーをつけてどなるやり方、あれは外国ではどこもやつていないと私は承知しています。あれは当たり前だと日本人はみんな思つている。だけれども戸別訪問はやつちやいけないんだと。外国では戸別訪問はいい、でもスピーカーつけてどなるなんてとんでもないときつとみんな思つているでしょう。だから、今までのいきさつとか習慣とか国民性とか意識とか、みんな違ふんですから、外国でやつているからいいんだという説明はいただけません。ともかく、戸別訪問については絶対に再考をしていただくように強く要求をいたしておきます。

先般、在外邦人の選挙権につきまして寺澤議員から御質問がございました。実は私も日本にこれがないのはちよつとおかしいなというふうに思っていたのです。外国へ行きますけれども、行きました先で日本のビジネスの方とか外交をやっている方、勉強している人、国際協力に従事している方、いろんな方にお会いしますが、その方々からなぜ日本人はだめなんでしょうかというふうによく聞かれました、実は昭和六十年、この間の御答弁にもありましたが、政府から一遍提案したんですけれどもそれがうまく成立しなかったんだということを言うことにとどめるほかないので、これは大変残念だと思っております。

一度提案された政府の法案というのは、仮にうまくいかなければ次にまた提案するというのが普通の話だと思ふんですけれども、これはどうして続けて提案されなかったのか。さらに努力すべきなのではないかと思ひますし、外国の例もたくさんあるようですから研究していただいて、余り最

先般外国にいらつしやる有権者に該当する人が四十万人と寺澤先生が指摘されておりました。それは大した数ではないと思つていらつしやることすればこれは重大なことであり、少数であればこそ大事にしなければいけないというのは、きのうまでの障害者の方のお話と共通するところがあると思うんです。まして、海外で日本のことについて一生懸命に努力をしていらつしやるそれぞれの分野の方々、むしろ外国へ行くと日本が外からよく見える、日本の将来はこうあるべきだといふことが国内にいるときは考えなかつたけれども外国に行つたいろいろなと考えているんですよという方が多いです。そういう方々に日本人としての権利を行使する機会をつくつていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

に重要なことだというふうに考えております。確かに委員御指摘のように、昭和六十一年に出した法案が解散によりまして審議されずに廃案に終わったということもございますけれども、それ以上に選挙の公正公平を確保することがなかなか現実難しいという問題を持っております。

今、委員完璧を期さなくてもいいわと言われましたが、今、裁判時代でございまして、もし何かと自分のところだけに投票券が来ないじやないかとということになりますと、すぐ裁判になる時代でございまして。したがいまして、我々の方としては、やっぱり完璧を期せるといふある程度の自信がなきゃできないということなのであります。

例えば外国にいらつしやる方が、その方の選挙区がどこであつて、一体そこからは衆議院の候補者はどなたが出ておるのか、その人の主張はどういう主張なんだというものをだれが責任を持ってその方にお届けをするのか。日本人は世界のかななり奥地まで行つておりますので、その手段という

それから、対象者を短期の滞在者や長期の海外永住者にするかどうか。それから、もし日本人会があつたときに、そこで買収、供応が行われたときに、確かに日本の司法権は行きますけれども、実態的にそのためにわざわざ行けるかというよううな、不正を防止するという問題等もございます。

しかし、冒頭申し上げましたように大事なことだと思つておりますので、特にこれは外務省が中心になつて、在外公館が投票の場所なりその他のことになりましたものですから、そのあたりと総合的にやつていかなきゃならぬ。

しかも、今、森山議員は四十万と言われましたが、これはますますふえるわけでございますから、実際に事務的に本当に公正を期してやれるかどうかという総合的な判断を、今後とも協議を続けていきたいというふうに考えております。

○森山眞弓君　先ほど私が引用いたしました橋本さんのお言葉によりますと、アメリカで生活している日本人の日本政治に対する関心が高くなつてきて、日本の選挙への投票権を求める運動が各州で盛んに行われているということでございます。それは私は当然の動きだというふうに思うんです。

選挙団がどうなつてだれが立候補しているか知らせることが難しいとかいろいろおっしゃいましたけれども、例えば国政の中に、今度は衆議院にも比例代表制を入れるとおっしゃっているんですから、例えば比例代表制だけを導入するとか、あるいは日本の有権者は自分のところへ投票券が配られるのが当然だと思つていますけれども、外国においでの方は御自分から名のり出た方がいい

ところによりますが、いろいろな方法が考えられるんじゃないですか。

ですから、やろうと考えて努力をするかどうかの問題だと思ふんですよ。外国にいらつしやる日本の人たちは、全く無視されているという感じを非常に強く持つていらつしやるわけですから、例

これからますますふえていく日本の国民、立派な資格のある有権者の人たちが、特に外国へ行つて日本のことを考えてくれることが一層深い人たちに日本の将来を決定する一票を投ずる機会をぜひとも与えていただくよう努力していただきたいというふうに思います。

最後に、女性の議員のことについてお伺いしたいと思うのです。

今までも何回か出てまいりましたけれども、列
 國議會同盟の資料によりますと、現在日本の衆議
 院十四人、全体の二・七％というのは百五十六カ
 國中百二十八位、參議院の三十八人、全体の一・五
 一％というのは四十四カ國中九位ということであ
 りまして、參議院はまあまあのとこにありま

すけれども、衆議院はまことに目を覆いたくなるような惨めな状況でございます。これは日本の政治がおくれているというあかしによく使われるのでございます。私は女性の大勢集まっている国際会議などに行きますと、いつも非常に肩身の狭い思いをし、恥ずかしい限りなんでしょう。私は、日本の女性が外国の女性に比べて劣つて

いるとは思いません。むしろ、いろんな意味で、教育もレベルは高いですし、生活の程度も決まっていますし、低くはないと思いますので、政治に参加するということ、日本の女性がほかの国に比べてできないということ、能力がないということは考えられないと思うのでございます。

して、今までの選挙制度にもあるんじゃないかということを言ったものでございます。このたび選挙制度が改革されるということが世界じゅうに言伝されておりました、注目されているという話の前にもございました。その注目されている人の中には、ああ、じゃ今度は新しい近代的なものが生

まれるのであろう、恐らく女性の議員もふえるのであろうというふうな期待しておられると思うんですね。

ところが、今までの議論を聞いておきますと、小選挙区というのは女性は大変出にくいのではないかと。比例代表制で補うとおっしゃるけれども、この比例代表制もさきお話しのような重複立候補の惜敗した人のために比例代表制を設けているようなものですから、そこへ女性の候補者を何人かばらまいて私たちは女性を尊重しますよというポーズはとるけれども、実際に当選するのは男性ばかりなのではないかということも考えられるのではないかと、そんなことが心配されているわけです。

この点について私は、かねて女性の政治参加を促進したいということを強く考えてまいりました。一人として、ぜひとも各党を代表しておられる皆様からお聞きしたいと思いましたが、それは残念ですが、山花大臣と石田大臣にぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、党の役員の方立場にありませんけれども、これまでの社会党の姿勢というところから一つ二つ御報告させていただきます。もう数年前から全体の党の仕組みにつきましても、女性と市民と勤労者、この三本の柱で党をつくっていく、こういう方向を打ち立ててきているところがございます。女性の委員長、女性の副委員長、女性の執行委員、そしてとりわけ参議院におきましては大体上位五番の間には二人は必ず入っていると、こういう取り組みをしてきているところがございます。

やっぱりこれは制度だけではなく、それぞれの政党の姿勢が問われるということだと思っております。単に御指摘のような形で候補擁立ということではなく、政党としてはそうした政党の本来のあり方として、政治だけではなくちろんあります、すべての社会の分野ということになります。女性、女性が平等に活躍できる場、そしてさまざまな

の決定、企画に参加できる機会というものを一つついでいくこと、クオータ制などについても大変重視してきているところがございます。今後もうした政党の姿勢ということについては、現在の執行部、これから執行部も大変強い意識を持って打ち出していくものと確信をしているところでございます。

○国務大臣(石田幸四郎君) お答えを申し上げます。

私は、今度選挙制度が変わるということになりますと、いわゆる比例代表の分、小選挙区の分、そのいずれも現在の制度よりはより出やすくなるのではないかと、そういうふうに思っているところでございます。

比例代表の方に対する御指摘がございましたけれども、それは今まさに山花さんがおっしゃったように、これは政党の姿勢の問題でございます。私どもとしては一たん名簿へ登載をさせていただければ、その人の当選は当然信義の上からも期さなければならぬと強く考えているところでございます。特に重複立候補等の問題がござい

ますけれども、それはやはり政党の姿勢の問題の中で私は解決できることであらうというふうに思っているところでございます。それからいま一つ、選挙制度の中での、いわゆる小選挙区制度の中の女性の候補の擁立というのは、今まで中選挙区制でございましたと、多分に個人的な競争、そういう要素の強い選挙でございました。それが政策本位ということになりますれば、そういったところからその地域の女性に出ていただくというの現在よりはよりやりやすくなるのではないかと。森山先生御存じのとおり、組織的な政党の場合は女性議員の擁立が比較的できております。

特に参議院においては比例区を導入されましてから女性が出しやすくなっているのが我が党の実情でございますので、そういう基本的な問題を踏まえつつ、私どもの政党としてはより多くの女性議員の登用を願って頑張つてまいりたいと存じて

おります。

○森山眞弓君 委員長、済みません、最後……

○委員長(上野雄文君) もう時間ですから。○森山眞弓君 女性の方も実力を蓄えて魅力的な候補者になるように努力しなきゃいけないと思いますが、実際問題として政治の中心を動かしていただける男性の皆様方に格別の御理解と御協力をいただきたいと思います。これを最後に申し上げます。終わりといたします。(拍手)

○野沢太三君 質問に入ります前に、議事の運営につきまして一、二、委員長にお尋ねをいたしましたと思います。

先ほどの吉川議員の動議につきまして理事会において協議というお話でございますが、昨日は、委員長の不信任あるいは公聴会の設定等につきまして与党、野党から活発な動議が提案され、それがこの場におきましてしっかりと議決されたということで大変わかりやすい運営ではなかったかと、久しぶりにこの委員会が活性化されたという評価しているわけですが、これを理事会協議になさりました理由につきましてお差し支えない範囲でひとつお話を伺いたいと思います。

○委員長(上野雄文君) 朝の理事会、そして理事懇の席上で、あらかじめ共産党さんの方から御提起がございました。したがって、それにつきましてでは理事会で協議をする、こういう取り運びでまいりたいと思っております。こういう申し上げたという経過がございします。

〔吉川春子君「私は、納得しませんでした」と述べ〕

○野沢太三君 吉川委員は納得をしてないように思うんですが、その点はいかがでございますでしょうか。

○委員長(上野雄文君) 私、委員長として、もう開会時間も迫っておりますから、私はそう取り運ばせていただいた次第です。

○野沢太三君 委員長がそういう御裁定ということであれば、ひとつしつかり協議していただきたいんですが、もう一点、この本委員会では不信任を

されました委員の方が引き続き筆頭理事としてお仕事をされることについてはいかがなものかという強い声がございますが、この点につきましては、委員長、公平公正に運営をされるという宣誓をなさった立場でどうお考えでございますでしょうか。

○委員長(上野雄文君) その点につきましては、各党、各会派の中で与えられた理事の選任を行うこととございまして、私の方から容喙すべきことではございませんし、それぞれの党、会派におきましてもお認めをいただくことになっておりますので、御了承を賜りたい、こういうふうな考えでおります。

○野沢太三君 事務局に調べてもらいましたが、参議院で委員長不信任というのは初めてだそうでございます。その意味では歴史に名が残るこれは委員長様と、こういうことになると思いますが、どうか新委員長におかれましては、そのようになりませんようひとつ御努力をいただきたい、かように希望いたします。質問に入らせていただきます。

これまでいろいろ議論があったところでございますが、参議院におきましては三十数時間というところで、議論につきましてもまだ尽くされていないと言われていると思います。私は、その意味で幾つかの基本的な問題点についてお尋ねをし、あわせて若干の御提案を申し上げたいと思います。

まず第一に、この政治改革の本来の目的がどこにあったのか、山花大臣にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 国民の政治に対する信頼を回復する、これが政治改革の原点であったと考えております。過日の選挙における審判の結果を重く受けとめ、細川政権は政治改革政権と、こういうふうなみずからの使命というものを位置づけているところでもございます。

○野沢太三君 信頼回復は私も全く同じ立場でございます。しかし、それだけにとどまらず、私どもは今の日本の経済の状況、国民生活の現状

を考えますと、私も自身が政治に使っておりません資金、あるいはコストと言ってもいいかもしれませんが、広く言えば民主主義のコスト、こういう面で見まして政治にかかわる費用というものをできるだけ低減していくこともこの改革の先にはあったのではないかと考えています。

また、中選挙区といういわばぬるま湯のような形の選挙制度では機動的に内外の諸問題に対応し切れないということもあり、やはりそれに適時適切な政治判断ができる体制をつくる、こういうこともあったのではないかと考えています。

この点につきましてはこの辺にとどめまして、今度の改革がそれではでき上がった場合の効果はどのような効果があるか、これにつきまして山花大臣、ひとつお願いします。

○国務大臣(山花貞夫君) 先ほどの御質問に対して、政治改革の原点は国民の政治に対する信頼の回復にある、こう申し上げましたけれども、不信のよって来るところといえば、もう言うまでもなくロッキード、リクルート以来の政治と金のかかわりである、こう考えているところでございます。

今、総量についても、こういう御指摘がありましたけれども、まさにそのことが問われている中で、今回は選挙制度だけではなく政治資金についても、あるいは腐敗防止策につきましても、そのことを最大の課題として全体として腐敗を根絶させる政治改革をやる、こう位置づけているところでございます。そこが四法一体にぜひ早期に成立をさせていただきたい、こうお願いしているゆえんでもございます。

○野沢太三君 まさにそういう趣旨で我々も努力を長年してきたわけですが、今回のこの四法案で果たして腐敗、違法行為が根絶できるとお思いかどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 前提として大事なものは、先ほどの森山委員との議論でもございました

けれども、政治倫理の確立、これを大前提として置くということも踏まえた中で今回の四法でございます。制度ができればすべてということにはなかなかなるものではない、こういう御意見についてはおっしゃるとおりだと思いますけれども、今回やっぱり腐敗の根絶に向けて大きく第一歩、第二歩を踏み出している、こういうように確信をいたします。

一番どこに原因があったかというのを考えるならば、最近の、今日に至るまで連日報道され続けているゼネコンの汚職にかかわる問題、国の政治だけではなく、地方の政治もそこに毒されていたということが国民の皆さんに明らかになりました。ここにメスを加えなければならぬ、企業・団体献金の禁止、ここに対策を立てなければならぬ、これは共通の焦点となってきた、こういうふうに思っているところでございます。

今回、何といっても企業・団体献金禁止の問題につき、五年後見直しはありますけれども、半歩大きく踏み出して、企業・団体献金については政党、政治資金団体に絞った、ここからスタートしているわけでございます。これは資金の総量も含めてかなり効果があるものと考えているところでございます。

その他、政治資金の問題、腐敗防止の問題につきましても、常にそこに焦点を当てながら全体の法律が構成されているということについて御理解をいただきたいと思います。

○野沢太三君 確かにゼネコン問題は象徴的な事件として大変なことは反省が必要でございますが、それ以前にさかのぼって、これまでの議論を聞いていますと、小選挙区を採用すれば大衆選挙はきれいになるという議論がややもすればまかり通っていたような印象を受けるわけですが、いまが、奄美群島の教訓というのがございまして、これにつきまして、これまでの選挙の実態とそれに対するお考え、いかがでございますでしょうか。これは自治大臣の方にひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは、御承知のように中選挙区制の個人本位の選挙という全体的な選挙制度のもとで、あのような激しい、金で金を洗うような選挙の実態になってきたわけでございます。今度政党本位になったときにあのような選挙を一体行うことができるかどうか。今、山花大臣からお話があったように、もともと絶つわけでございますし、今度は政党自身がどういう候補を選ぶどのような選挙運動をやるか自体が問われてくることだ。それはその選挙区だけではなくて、全国的な選挙にいろいろな意味での影響を私たちが与えることだというふうに考えております。金で金で争うような選挙はなくなっていくものだ、こういうふうに考えております。

○野沢太三君 確かに、小さいというだけでは必ずしも選挙は浄化されないという一つの典型的な例かと思えます。

ここでひとつ視点を変えて、先ほど大臣からもございましたが、民主主義の総費用、こういった面から日本の大体この費用が適正であるかどうか、こういった面を国際的な比較で眺めたらどうなるかということでございますが、ハイデン・イマーさんという学者の方が政治資金指数というものを書きまして、これによって国際比較をやった例がございまして、政治資金総額を選挙民の総数で除しまして、それから男性労働者の一人平均賃金というものでさらにそれを除す。こういった数字で見ると、日本はイギリスの六倍、あるいはアメリカがイギリスの三倍、言うなれば、イギリスと比べると日本の六分の一でありアメリカの三分の一の総コストでこれを賄っているという実態がございまして。

なぜイギリスがこのようなローコストで選挙ができるようになったのか、これにつきましての御意見、御感想がございましたら、山花大臣、ひとつお願いします。

○国務大臣(山花貞夫君) イギリスなんかの文献

を読みますと、かつてはかなり腐敗の横行ということについては日本以上と思われるようなものもあつたように書かれております。一票というものに朝と晩で株式のように相場がついて、それで売り買いやつておつた、こういう時代も経てきているわけでありまして、そこではやっぱり先ほど来森山委員と議論しました腐敗防止法の確立、そして、その制度の徹底というところが一番大きな役割を果たしてきたのではなからうかと、こういうふうに承知をしているところでございます。

○野沢太三君 そこで、今、日本でも法定選挙費用というものがございまして、これが適正かどうか、こういう問題があるんですが、ちよつと自治大臣にお願いしたいんですが、例えば現行四十万人の選挙区あるいは八十万人の選挙区ではどのぐらいの法定費用になるか、これはおわかりでございましょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今、先生御指摘の四十万人、八十万人、ちよつとわかりませんが、今、一番最高が、これはおとし直したんだと思いますが、北海道一區三千五百六十六万九千円、それから一番少ないところが愛媛三區二千四百七十七万八千九百円ということ、これを積算いたしますと、根拠をかなり現実の数字に合わせましてしましたので、私たちはこの範囲内に入っていると。皆さん方からのお届けのものは、罰則もつくわけでありまして、当然その中に入っているというふうな確信をしておるところでございます。

○野沢太三君 確かに届けられた数字を私もあれこれ調べてみますと、みんなその範囲におさまっております。おさめていると言った方が適切かもしれないんですが、この費用をやはりしっかりと守ることがまず私はスタートではなからうかと思っております。そしてまた、これが守れるような選挙制度でなければならぬだろう、かように存ずる次第でございます。

ところで、その意味で、昨年行われました四十回の衆議院選挙あるいは一昨年の第十六回の参議院

院選挙におきまする違反の件数はどのくらいございましょうか。警察庁からおいでいただいていると思いますが、お願いします。

○政府委員(垣見隆君) お答えいたします。

お尋ねの件でございますが、まず平成五年七月に施行されました第四十回衆議院議員総選挙につきましては、選挙期日後九十日現在で集計しましたところでは、総数で三千二百一十一件、五千八百三十五人を違反で検挙しており、そのうち買収につきましては二千六百八十三件、五千三百三十三人を検挙しており、件数で八八・八％、人員で八八・〇％を占めております。

次に、平成四年七月に施行されました第十六回参議院議員通常選挙につきましては、選挙期日後九十日現在で集計しましたところでは、総数で四百四十三件、千七十七人を検挙しており、そのうち買収につきましては三百三十三件、七百二十五人を検挙しており、件数で六八・四％、人員で七一・三％を占めております。

○野沢太三君 お聞きのとおりの件数でございます。衆議院の場合には何と三千件を超す違反があった中で九〇％近い買収行為というものが出ておるわけでありまして、それから参議院でも四百四十三件の中で七〇％近い買収行為が出ています。今回の法律が施行されたと仮に考えたときに、これがなくなるとお思いでしょうか。自治大臣、ひとつお願いします。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 今、警察庁の方から報告いたしました場合は、例えば衆議院の場合には選挙が急でございまして買収、供応のもとをかなりつかんだということになっておるわけでございます。

法律が改正されますと、買収、供応等をやりまして当選した場合には連座制が働く、しかもそれは秘書等まで広げ、あるいは選挙の告示前に買収したのも今度は候補者等がやった場合にも広がるのか、罰則が大変強化をされておりますので、その意味で、そこを冒してまでやる危険度というのは非常に私は増してくると思います。

そういう意味では、ゼロになるかと言われると、それは人間のやることでありますからそこまで私が言い切ることはできませんけれども、かなりこれは変わってくるし、また政治資金のもとと体が政党を中心として政党を通してやってくるようになるわけでございますから、そういった意味ではもとと自分がかなり絞られるということで、買収、供応事案というのはかなりゼロに近くなってくるのではないかと、こういうふうな考えて法案は提出いたしました。

○野沢太三君 かなり減っていくと、これは大いに期待をするわけでございますが、果たしてどうなるか心配でございます。

そこで、検挙された中から、これは検察に送られてそこで法的な処理が行われるわけでございまして、昨年の衆議院選挙あるいはおとしの参議院選挙におきまして、起訴になったものと不起訴になったものがどの程度にございましょうか。受理件数と起訴、不起訴の概数をひとつ、法務省さんおいでですね、お願いします。

○政府委員(則定衛君) 警察統計と同様、それらの選挙の三カ月経過後の数字について御説明申し上げます。

まず、平成五年七月施行の衆議院議員総選挙におきましては、全国の検察庁で選挙違反事件の受理人員が総計五千四百二十三人でございますが、そのうち、その時点で処理された者の中で千九百二十八人が起訴され、三千三百十八人が不起訴となっております。また、その中で買収罪について見ますと、受理人員は四千七百四十三人で、そのうち一千六百四十八人が起訴され、三千五百人が不起訴となっております。

また、平成四年七月施行の参議院議員通常選挙につきましましては、検察庁で受理しました総数が九百八十四人で、受理されたもののうち二百四十三人が起訴され、六百八十二人が不起訴となっております。これを買収罪に限った場合につきましましては、受理人員は七百二十九人で、そのうち百三十七人が起訴され、五百四十七人が不起訴というこ

とになっております。

○野沢太三君 そういう状況でございまして、約五分の二くらいの方が起訴ということになって、今裁判が進行中もしくは結論がだんだん出始めている、こういうことであります。

選挙にかかわる裁判につきましましては、促進をしないやいかぬということで百日裁判の制度等についても既に導入されておるわけでございしますが、もう半年、あるいは参議院選におきましては一年以上たっているわけではございますが、まだ全部これについて結論が出ていないという実態がございします。

しかも、その中でいわゆる連座制というものが適用された件数というものはほとんどないという実態でございまして、これでは、せっかくこの法律ができて、訴訟制度をあわせこれをしつかりとしないとおつとも痛くもかゆくもない、粘っているうちに次の選挙に立候補できるじゃないかという話になってしまふわけであります。選挙を過ぎればみそぎができたということではどうも釈然としなないというのが私は本当のところではないかと思うわけでございします。

そこで、こういった制度の中で私どもは歴史の教訓を学ばなければならぬと思うわけでございします。日本におきまして既に小選挙区というものは過去実際にそれを施行したことがあるわけでございしますが、小選挙区の実施についていろいろ問題点があつて、その後やっていない。昭和二十二年に、当時大選挙区からこれを中選挙区に直すときに小沢佐重喜委員という方が、これは小沢一郎議員のお父様と伺っておりますが、提案理由の中でこういうことを言っております。

わが国において小選挙区制で総選挙が施行されたことは、六回の経験をもつものであります。しかしながらこの六回の経験の結果は、少なくとも次に述べような欠陥のあることが、明瞭にされたのであります。その欠陥の第一は、選挙区域が非常に狭小でありますので、その区域内の地方的人物のみが多く選出されまし

て、中央政治界に活動する大人物が、当選困難であつたということであります。その欠陥の第二は、選挙抗争が非常に激烈になりまして、その結果は当然の事実であるところの、情実と投票買収という点が横行することに相なつてまいつておつたのであります。第三は、あるいは今後はこの弊害はないかも知れませんが、政府の官権濫用による干渉が非常に行われやすい。従つて常に政府党が大勝しておつたというのが、われわれの苦い経験の一つであります。その欠陥の第四は、議員の行動が常に地方的問題にのみ傾きまして、ややとしますと中央の問題には、きわめて冷淡であるというふうな欠点を有しておつたのであります。以上の欠点というものは、ごくおもしろいものだけを申し上げたのであります。このような趣旨におきまして、私どもはこの小選挙区を再び繰返すことのできないことは、言うまでもないのであります。こういう指摘をしておるわけであります。これは歴史的な教訓でございします。

我々はこの制度を今後議論し、運用するに当たりますと、単に小であるからこれは善であり正義であるというわけにはいかない。あわせまして、しっかりと腐敗防止の後ろ盾、あるいは訴訟行為にかかわる改善、そして何よりも先ほど森山議員が指摘されましたように、我々政治家自身に痛みを伴う反省と自覚に立ちました法の運用というものをしっかりとやらなければならない。この問題が解消できないと私は憂えるものでございします。

何をこれからさらに改善したらいいか。私は、この議論というものはここでゴールではない、むしろこれを契機に日本の政治が本当によくなる一つの出発点ではないかと思うわけであります。今後改善すべき点として何を考えか、ちよつと山花大臣にお考えがあつたら聞きたいのですが。○国務大臣(山花貞夫君) 今の小選挙区の欠点といひますか、問題点について特徴的な点を過去の日本の歴史に即してお挙げになりましたけれども、おっしゃるとおり問題点はあつたと思つてお

ります。ただ、かつての小選挙区、六回という戦前を中心とした経験について考えますと、一番最初に法律ができたときは、帝国臣民にして年齢満二十五歳以上、直接国税を十五円以上納める者ということでしたから、有権者が全国四十五万人のいわずやというレベルの人たちの間で行われた選挙、やっぱりかなりの有産階級の選挙だったわけでした。無産階級は全く関係ない。こういう時代から始まって、その後、直接国税が三円ぐらゐになりまして、やっぱり有権者の数というものは今日とは全く比較にならなかつた時代、こういう時代での小選挙区であつたという特徴も同時に考えるポイントとしてはあつたのじやなからうかと思つております。

そうした中で、前半の問題点、そうしたことがあることについてはやっぱり考えなければいけないということからするならば、これからの問題としては、まずは今回、腐敗防止のために企業・団体献金について大きく第一歩を踏み出す、政治資金の制度、そして腐敗防止の制度についてもできる限りの手だてを尽くしているわけでありますが、この実際の運用というところを通じて政治家も倫理観を高める中でこの法律の適正な運用ということに期待するところからまずはスタートではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

もちろん、きょう御指摘のとおり法定選挙費用を守らうではないか、あるいは裁判をできるだけ速やかにして制裁はきちんとしようではないか等々の問題が大事なことは当然だ、こういうふうに考えているところでございます。

○委員長(上野雄文君) 野沢委員、警察庁と法務省は併せていただいていいですか。
○野沢太三君 警察庁、法務省、ありがとうございます。

そこで、さらに何を改善すべきかという点について申し上げます。今回の一連の腐敗防止行為の中で事前運動の期間が算入された点、は非常に前進だと思ひます。それから連座の対象に

秘書が加つたこと、さらに執行猶予つきでも問題が適用になる、五年の立候補制限が加つたこと、これは先ほどの自治大臣のお話でも画期的でイギリス並みの腐敗防止に匹敵するというようなお話でございます。

自治大臣、月世界の人というのは御存じでしょうか。英語で言うと、マン・イン・ザ・ムーンと言ふのです。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) まことに申しわけございませんが、存じ上げません。

○野沢太三君 先ほど自治大臣がエージェンツという表現をなさいました。そのエージェンツを称して月世界の人、夜専ら動くということでありまして、イギリスの選挙法で見ると事務局長さんというものの権限が非常に強くて、事務局長は厳格に投票権まで制限されて選挙を取り仕切るんですが、その代理人として月夜の晩に動き回る人、こういうことが抜け穴になつていたということではなからうかまうかなくなつた。しかし、だんだん判例を積み重ね国民の目が厳しくなる中でそれすらできなくなつた、したがって連座制強化の中で、候補者としては事務局長さんがしつかりしてくれないと自分が失格をするというおそれが出てきた、こういう歴史的事実がございます。

それまで事務局長さんというのは、どちらかというとひそかに狼をするという密猟者であつたと言われまますが、しかし、だんだんそれが八三年の選挙法を契機に森番としてむしろ密猟を取り締まる、そういう立場になつてからイギリスの制度は本当に立派になつたというふうになつておるわけでございます。私は、今回のこの制度は確かに前進ではございますが、今言ったように密猟者であるとか、あるいは月夜の晩にひそかに動くところまで及ばないんじゃないかということをお心配しております。

これはもう与野党を問わず我々全体の痛みとして受けとめまして、もう少し徹底した腐敗防止行為を考えていかないといけないのではないかと、かように心配をしております。今後一層のひとつ御

研究、御検討をお願いいたしまして、次の問題に移りたいと思ひます。

並立制の問題でございますが、政府案が二百五十対二百五十の理念でつくられ、そして今日修正をされて二百七十四対二百二十六、こうなりました基本的な考え方を山花大臣、お願いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 基本的には中選挙区制における個人本位の選挙制度を政党中心の選挙に改める、こうした目標のもとに、これまで議論がありました民意を反映させる比例代表の選挙、そして民意を集約させる小選挙区の制度、こう性格づけられた両制度をちよど二百五十、二百五十ということ、それぞれの相補う制度として構成したというのが政府案のスタートでございます。

○野沢太三君 昨日の社会党の大会を伺つておりますと、穏健なる多党制を目指すということを委員長も表明しておられます。あるいは過去の総理の答弁の中でも穏健なる多党制ということをおっしゃつておられるわけでございますが、私も、並立制というものは本来民意を集約し反映させる、比例部分でそれを補完するともに、やはり政権選択の制度であるということとを主体に考えるべきではないかと思つてございしますが、穏健なる多党制ということであれば、あるいは併用制であつた方が適切ではないかと思つてございします。この点につきまして矛盾があるように思ひますが、山花大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 御指摘のように、並立制の小選挙区の部分につきましては、そういう分け方がどうかという議論もあるかもしれませんが、けれども、民意の反映はいわゆる民意の集約という点に重点が置かれておるものと一般には考えられております。それだけに、自民党の海部案、そして単純小選挙区制につきましては先ほどの自民党案というもののについては、まさに政権選択、ここに焦点を置いて、これを自民党の皆さんは選挙制度についての哲学と、こうおっしゃつておたところも承知しておりますけれども、構成され

ておつたことだと思ひます。そうした考え方と、今、並立制の方が民意反映のためにはよいのではないかと、こういう御意見につきまして私も実はそう考へてまいりました。

そこで、かつての社会党案、公明党案は併用制ということだったわけですが、比例代表をできるだけ組み込みたい、比例代表を中心に選挙制度をつくりたいという議論の対立の中から結論的にはそうなりたつたけれども、今回はそれぞれの意見の重要なものを半分ずつ織り込んだ次第でございます。部分についても二百五十が二百二十六ということになりましたけれども、基本的なそうした性格づけについては変わつておらないのではなからうか、こういうふうに考えているところでございます。

○野沢太三君 地方分権という大きな政治目標が出てきております。私も分権の理事を拝命しておるわけでございますが、大いにこれは進めていきたい課題でございますが、その意味でも、地方の意思をもつともっと国政に反映するためにも、現在の二百七十四という小選挙区の数はいささかどうも中途半端な嫌いがあるのではないかと。第八次選挙制度審議会においても六対四で三百、二百の御提言もございします点を見ますと、定数部分につきましてはやはり自民党案の三百に修正するのが適切ではないかと思ひますが、この点、山花大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 委員御指摘の地方の声ということが、選挙の定数の関係におきましてはかつての定数は正のときも同じ観点がございますが、過疎過密の問題をどう考へるのか。定数を二対二ということを含頭に置いて正してまいりますと人口減少県についてかなり議員の削減が行われる、これが格差は正以來議論されてきたところでございます。

そうした点につきましては、これは八六年の国会決議、過疎過密に配慮してということがありましたけれども、常に法案づくりの念頭にあつたと

ところでございまして、今回もいろいろ議論はありましたが、各都道府県にまず一つ配当するということから問題点を考えたということについては、それは一つの配慮だったと思っております。また、地方公聴会などの意見を反映させまして、総理の決断、そして衆議院における修正ということでも二百五十から二百七十四に変えた。これもそうした地方の意見について反映したものでないかろうかと、こういうように考えているところでございます。

同時に、国会議員は憲法四十三条で全国を代表する、こういう資格もあるわけでありまして、その辺の全体の調整ということならば、今回の政府案というものがこうした状況というものにならない配慮したものであると、ぜひこう御理解いただきたいと考えております。

○野沢太三君 今の点については、再度、再度、あるいはトップレベルにおいてもひとつ再度の御検討をお願いしたい部分でございまして、次に、比例の単位の問題に移りたいと思っております。

全国単位の衆議院の今回の提案は、参議院の全国単位の場合と形の上では全く同じになってしまふ。中身はいろいろございまして、これは、二院制の建前から選挙制度で選出する、こういう趣旨からいたしても避けるべきではないかと思っております。

かねてそういった御検討もされておるといふことで、問題点等も大臣から既に説明ございまして、これを総理が検討しておるといふ記事も昨日の産経新聞の夕刊で拝見をいたしました。この点につきまして、集計を全国単位で、あるいは名簿は県単位で、こういうことが具体的に可能なかどうか。山花大臣、お願いします。

○國務大臣(山花貞夫君) 少し前の時期に同じ趣旨のものが出てまいりまして、昨日また、昨日は前回と比べるとちよっと一味違っておりまして、前回出たときに意見としてありました、全国集計で都道府県ということにした場合には全く与野党

を通じてゼロという県が、まあ私は三つぐらい出ると思ってたんですけれども、出るといふことになりまして、この問題点があつたことに対して、きのうの新聞の場合には、これまたその空白の県に対して一人ずつ配当する、こういうようなことがつけ加わっておつたというのが昨日の記事ではなかったかと思っております。

正直に申し上げまして、ちよっと私、問い合わせたし、それだけでも、そういうものがどこから出たのか私の段階では把握しておらないところでございます。したがって、それぞれの考え方はあつたことはありましたが、具体的な提案として出されているものではない、こういうふうに承知しておるところでございます。

前回のときにもちよっとお話ししましたけれども、この今回のアイデア、全国集計でということにつきましては、ドイツの併用制の形というものを参考にしたものでありまして、これは全国定数五百について全体をということであつて議論があつたことについては承知をしております。野党もあるいは学者も提案しておつたもので、かつて私が社会党のこの問題について担当しておりますときにも、連用制について考えた前の段階ではかなり検討した案ではございましたけれども、今回は全く状況が違つております。

約半分について小選挙区、残る部分について比例と、こうした形の中で全体ではなくその半分弱についてということになりますと、かつての議論とはかなり違つた面が出てきているのではなからうかと思つておるところでございます。与野党を通じてゼロのところが出るという問題点を克服するために一人ずつ配当するということになりまして、また新しい問題点も出てくるのではなからうかと、こういうふうに考えているところでございます。

将来の議論のテーマなのかもしれませんけれども、今のところではなかなかそういった問題について具体的に国会にお諮りするところまで

は来ていないのではなからうかと私としては承知をしております。野沢太三君 ドイツが併用制の中でこういったことを具体化していることもありますし、総理が今一生懸命勉強しているということであれば、そのまた事務局である自治省はもとこれには真剣に実現の方法について検討しなさいかぬのじやないかと思ふんですが、佐藤自治大臣、御意見いかがですか。

○國務大臣(佐藤観樹君) 前の毎日新聞の一面冒頭に出たあの記事ときのうの産経新聞の夕刊との違いは山花大臣が今言われましたけれども、いざにしましてその制度は、極めて制度が複雑になること、それから少数県ではどんなに頑張つてもなかなか議席が回つてこないという問題がございまして、今、山花大臣から言われましたように、とても各党のやり方が一番合意が得られるんではないだろうかというふうな雰囲気盛りがあつて、私は思つておりませんので、担当の者として、学識経験者という立場ではいろんな形から事務局と一緒に勉強はしておりますけれども、さりとて今ここでこれを再提案するという政治状況ではない、こういうふうに考えております。

○野沢太三君 いずれにいたしましても、この問題は参議院にとつては非常に重要な課題でございます。全国区制度でやつてきた歴史と伝統、そしてまたここから選ばれた我々にとつては、これは一つの存在の意義を問われることでございますので、さらに検討を深めまして妥当な比例単位の参議院としてひとつこれはつくり出さなさいかぬ、かように思つております。人の家にながらんで、住み心地がいいからあなた方は出てくれという、これはいささか礼を失するのではなからうかと思つております。

その意味で、もつと顔の見える形で、衆議院の特性である地元あるいは国民の代表としてのつながり、民意をとかく代弁するという立場にあふさい比例制を考えていただきたい。その意味で

も、負けた者だけが比例区で来るという制度はいささかどうも私は納得しがたいわけでございまして。惜敗率という言葉自身が我々は気に入らない、善戦率と自民党では呼ぼうではないか、かように言つておるところでございます。それと、重複立候補の方と比例名簿単独の方との順位づけの問題もあらうかと思ひます。これは各党の判断に任せられる部分が多いわけではございますが、先ほど森山議員からも御指摘のとおり、女性が出にくいのではないかと心配がございまして、例のクォータ制をとつて、比例につきましては三分の一、四分の一程度を女性部分として確実に割り当てる、こういった制度を制度化するというお考えはないでしょうか。これは自治大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(佐藤観樹君) 今度の選挙制度というのは非常にいろんなやり方が私はあると思うんですが、今、委員御指摘のように、比例代表の方に小選挙区を持たない重複立候補をしない方、党がどうしても必要な方を上位に載せて、そのあとは今度は重複立候補した人の善戦率にしろ惜敗率にしろそれで載せるというやり方もありましようし、その中に女性を入れるというやり方もあるまいし、うし、女性が比例代表の方で上位で名簿に載るといふやり方だつてあるわけでございまして、それは先ほど山花大臣から答えましたように、挙げて党の問題で、党の裁量において女性を三割なりなんなり出したいと思へば、それはいろいろやり方があるわけでございまして。

ただ、これを制度ということにいたしますと、憲法上身分とか性別とかで差別をしてはいけないというところがございますので、制度とすることは私は困難だと思つておりますので、ひとつ政党の裁量権の中でこれは解決をしていけるし、またいくべき課題であると考えております。

○野沢太三君 そのとおりでございまして、やはり今の女性の置かれた立場を考えた場合にはある程度制度上の支えをある時期必要とするのではな

いか、かように考えるわけでありまして、恐らくこの制度で女性を優遇した党は相当票がたぐさん入るだろう、かように考えますから、その点は今後の課題にしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、かねてから疑問に思つておつたんですが、除名とか離党した人が出たときに、それがどうも当事者同士で全部了解されてない、そういった場合に、繰り上げ当選をその方を抜いて出すというようなことが果たしていいのかどうか。名簿を出すというところは政党的のこれは判断できるわけですが、一たん出した名簿は選挙民に対してその全体がやはり私は公のものとして固定されるんじゃないかという考えを持つておるわけですが、この点につきましても御判断、これは自治大臣にお伺ひしようか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 衆議院の比例代表選挙におきまして、名簿登載者で当選にならなかつた者が除名をされたり離党をしたり、あるいはその他の事由によりまして当該政党に所属する者でなくなつた旨の届け出が文書で選挙長に行かれておりますときには、もしその順番が来ましてもその人は当選にならない、こういうことに改正された公選法の九十八条三項はなつておるわけでございます。

○野沢太三君 ところが、御本人は納得していない、訴訟継承中という場合に、仮にその訴訟がひっくり返つた場合には今の問題はどうかでしようか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 訴訟の結果が出たときでございますけれども、既に選挙管理委員会、除名されなかつた人、その下にいた人が繰り上げ当選をしておりますので、当選人の決定という行政処分に影響を与えないというふうに我々は考えております。

(委員長退席、理事一井淳治君着席)

○野沢太三君 ちよつとこの点は納得できません。もう少し明確な判断をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) それは結局、除名なり党を離党するなりその他の事由によりまして名簿から離れるということは、党と個人との関係ということが基本でございますので、そしてもう一つ、行為といたしましては、選挙会を開いて選挙長が、あなたが当選人です、と言つてその人以外繰り上げた人を当選人にしてしまつていふという行為がございまして、そこでそれを戻すといふことになりまして、議員の身分というのは一体どういふことになるだろうかという問題が生ずるいたします。

やはり裁判の結果、もしその訴訟が除名をされた人に有利であつたとしても、既に選挙長が選挙会を開いて当選といふことを確定した以上、それをまた覆すといふことは混乱を招くことになりまして、私たちがいたしましては、それは訴訟に勝つても、またそれによつて前に当選になつた人を除いて繰り上げ当選になるということは行政の混乱といふ面からいまして適当ではないかと考えております。

○野沢太三君 選挙民の方が私は大事だと思ひます。選挙であつた意思の方が大事でありまして、単に選挙管理委員会が認めた認めないというのは事務的な話ですから、それを覆せないといふのはちよつと納得いきかねます。もうちよつとその辺をはつきりさせてください。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今の参議院の制度もそうなつてゐることもございましてこういうことになつてゐますが、なお細部につきまして選挙部長から答弁させます。

○政府委員(佐野徹治君) 除名が訴訟の結果無効とされた、この場合の考え方の問題でございまして、当選を争う訴訟手続というのが公職選挙法で定められております。したがういふ、公職選挙法の訴訟手続によりまして結論が出されない限り、委員の方から今御指摘のございましたそのことだけで直ちに繰り上げ補充で当選した議員の身分が失われるものではない、こういうふうに考へておる次第でございます。

○野沢太三君 選挙が無効ではないかという気がします。

ジャンプしていいんだということがそういう形で通るとすると、相当恣意的な形で名簿の改竄が行われるおそれがある。そんな権威のないものか。どうか。私どもは名簿の順位というものは大要神聖にして侵すべからざるものと、かように考へるわけでございます。この点は納得できませんので、ひとつ問題を保留させていただきたいと思ひます。

次に、関係委員の方から、衆議院の場合の三%の阻止条項と参議院の四%条項の食い違いがあるじやないか、いい悪いは別としてこの食い違いをどう考へるかという点について、先般来統一見解というお話がございましたが、やはり同時選挙といふこともあるので、これについてはしつかりした考へ方に基づいて法のものとの平等といふことでチャンスと同じくしていくべきではないかと思ひますが、いかがでしようか。

これは山花大臣にお願いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 法のものとの平等という観点からの御指摘でしたけれども、現在の参議院につきましてはもう言うまでもなく四%という条項がございまして、今回、法律を衆議院につけてくるに当たりまして、この阻止条項問題につきましては参議院の四%というものを十分しんじやくして、政策判断として三%と、こうした提案をさせていたいただいてゐるところでございます。

この衆参の制度の差ということにつきましては、何回か申し上げましたとおり、参議院の制度の骨格部分については手を触れない、こういうこととで、今回の衆議院の選挙制度の変更に伴つてどうしても必要な部分ということになりますと、ピラとかはきとかそういった部分的なものになります。したがつて、そういう部分だけに絞ります。この参議院の四%については手を触れることがなかつたわけでございます。過日申し上げましたとおり、衆議院と参議院では定数、名簿届け出に係る候補者数要件等選挙制度の仕組みが異なることもあり、選挙に際しての候補者名簿届け出に係る得票率要件について衆議院と参議院との間に相違が生じてゐるものでございます。

なお、参議院の選挙制度については、政党要件も含め、今後各党各会派において十分御議論賜りたい、こうした統一見解を過日も申し上げたところでございます。

○野沢太三君 政党助成法では私どもにもいたただけるんでは、その場合は三%になるわけですね。大変これは矛盾が出てくるんじゃないかと思ひます。その意味でも、参議院制度を直すかこちらを直すか、これについては相当議論が要るんじゃないかと思ひますが、この点いかがでしようか。

○国務大臣(山花貞夫君) 参議院について四%ができた経過を振り返つてみますと、定数五十、そして一人、そのためには二%、裏表に書いてゐることになるから四%と、大ざつぱに言うとき大体そういう考へ方だつたと思ひます。

正確に必要だつたらまたつけ加へたいと思ひますけれども、そうしたでき上がつた参議院の制度が今あるわけでありまして、この制度については、今申し上げましたとおり今回衆議院を変えるからといつて参議院の制度の骨格的な部分について手を付けることはしない、これは参議院の皆さんの御議論、これから始まる本格的な改革の中で議論していただく、こういう前提をとつてございまして、今回は触れておらないところでございます。これは最終的に衆議院のところはどうなるかといふことを含めてまた改めて参議院独自の立場での御検討を進めていただくという部分ではなからうかと思つております。

○野沢太三君 どうも釈然としませんが、これは参議院の制度との絡みもございしますので後へ譲ります。

今回の一連の改革法案の一番の問題点は、地方の視点と参議院に対する配慮が著しく欠落してゐる、こう言われておるわけでございます。特に地方の選挙制度が直ちにこれによつて影響を受ける

可能性がございます。その意味で、都道府県議員の選挙区は実質上大選挙区のようになっている実態がございますし、また、市区町村議員についても同様の問題がございます。

この制度にあわせて地方の制度をどのように直そうとおられるか、自治大臣、ひとつ。

○国務大臣(佐藤観樹君) 例えば県会をとりました場合に、ある市におきまして、たしか最高が十八名だと思いましたが、という大選挙区もございまして、一方、一名区が約四割二分ぐらいだと思いましたが、全選挙区であるというところで、例えば県議会をとった場合には範囲が非常に広がってきております。

したがって、これをどうするか、どうあるべきかという問題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、市町村長というものが直接選挙によっている制度ということもございまして、ここが国政の議院内閣制とも違いますが、また政党とかかわり合いというのも県レベル、市レベル、町村レベルでまたいろいろと違うということもございまして、また、これから地方分権ということ、今の地方自治体のサイズというのが、このようなことがずっと続くかどうかというようなこともございまして、私たちはそういったことをトータルに考えて選挙制度も考えていくべきだと思っております。

なお、御承知のように、今度もし二百七十四の小選挙区を割る場合に市が割れました場合には、その市の境界線というものを例えば県の選挙なら県の選挙において割つてもいいということが書いてございまして、直接的にはその部分が影響してまいるわけでございます。

○野沢太三君 ぜひひとつそういう意味で、区割りになさっていく場合についても一対二という原則、これがやはり基本だろうと思いますが、その他の条項につきましても、なるほどとまさに選挙民の皆様が納得できる形が買かれるようにしなければならぬじゃないかと思うわけでございます。そこで、選挙区画定の審議会でございますが、

これをなぜ総理府に置くのか。やはり衆議院に置いて、これは衆議院が立法府としてしっかりと自律性のある姿でつくって、ゆめゆめグリマンダーとかハトマンダーとか言われるようなことが政府側として言われないだけでもいいじゃないか、かように思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 二つお答えさせていただきます。一つは、衆議院の選挙区の問題を扱います選挙制度審議会のときには、その区割りを担当しますものは総務庁のもとに置いてきた、いわば総務庁の所掌事務になっているということが一点でございます。

もう一つは、四本一括して法案を出したわけでございますので、選挙制度の改革を含むものを出しておいて、あとの具体的な区割り案はひとつづつ国会の方でというのでは、提案者という立場からいいますと、これは無責任のそしりを免れない。

そういう意味におきまして私たちは、総理府に置いて客観的な第三者によるところの学識経験者七名によってこの区割りをすることになつて、十分客観性というものを担保できるということとで出させていたわけでございます。

○野沢太三君 この点につきましても、ひとつ今後の修正の中の議論として御検討いただきたいと思っております。

そこで、問題は参議院の選挙制度でございますが、参議院の存在というのは、憲法の定める趣旨からいいますと、衆議院に対する抑制あるいは均衡、補充、こういうふうに行われておりまして、そのためには違った選挙制度で選ばれるということが不可欠であると解しておりますが、これに対して山花大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 選挙制度を含めて憲法の規定する二院制の趣旨を生かす、ここが要点だと考えているところでございます。

○野沢太三君 そこで、これまでも裁判所におきまして参議院の選挙制度あるいは衆議院も含めた

議論がございますが、この間大阪高裁判決が出まして、違憲状態にあるという判断が示されております。これを見ますと、最大六・五九倍の格差が出てきた、これが六倍を超えれば違憲状態との判断を示して、国会がこの違憲状態を回避、是正する措置を講じなかったことは国会の裁量権を超えていると国会の怠慢を厳しく批判した、こうなっております。

そこで、これまで最高裁の判例として幾つかあったわけでございますが、これはこれまでどうなっておりますでしょうか。

法制局、きょうおいでですね。どうぞ長官、お願いします。

○政府委員(大出峻郎君) 今お話しございました大阪高裁判決につきましては現在最高裁に上告中であるというふうになっておりますが、これまで参議院議員の定数訴訟について最高裁で違憲であるという旨の判決がされたことはないというふうには承知をいたしております。

○野沢太三君 高裁レベルですから、まだこれどうなるかわかりませんが、しかし一つの判断としてはこれは注目し値する課題であろうかと思っております。

そこで、私どもは衆議院が今回本格的な是正をしている中で、これにふさわしい参議院制度のあり方はどうあったらいいか、これについてひとつ選挙区あるいは比例区についての御見解を、山花大臣、お願いしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 基本的には、先ほど申し上げましたとおり、憲法が想定する二院制、それぞれ位置づけとしては国民代表であることにについては同質であるという点を前提としながら、憲法上も衆議院の優位性その他についていろいろな部分があるわけでありまして、その趣旨を生かした制度と運営というものが望まれている。御質問に答えれば、参議院につきましては、自主性、独自性というものを生かすような、そうした特徴というものをどうこれから制度の面でも運営の面でもということになると思っております。

【理事一井淳治君退席、委員長着席】
ただ、幾度か繰り返して申し上げているとおり、今回政府の立場から具体的な提案ということについては差し控えた経過がございます。この問題については、これまでの自民党ならば政治改革の大綱、そして引き続いで選挙制度審議会、引き続いで長い議論というものの経過がございます。与党、野党を通じてそれぞれが大変大きな関心事として議論を続けてきているところでございまして、そうした議論というものを、これから具体的にこの衆議院の制度が成立したことに引き続いてできるだけ早期に議論をスタートさせ、結論を得なければならぬものと、こういうふうには考えているところでございます。

○野沢太三君 第八次審が既に一つの提言をしておりますし、自由民主党としても大綱という形でまとめまして、定数の是正あるいは比例の投票方法を含めた具体案を既に用意をいたしておるわけでございます。今回のこの政治改革に当たりまして、この参議院改革に関しましてどのように進めたいのか、これについて明確な担保が必要である、私どもはかように考えるわけでございます。

現在私どもがやっております比例代表の制度につきましても、最後の段階におきまして、徳永議長さんでございましたが、二回やつたら見直すということがはつきりあの段階で明記された。しかし、それにもかかわらず、四回を数えまして今日まだこれができていないわけでありまして、あそこであれだけの議論があつたにもかかわらず、こういふ状態ですから、こうした議論、議事録だけ残っているだけではもう全然これは力にならない。何としてもひとつ法案の附則なりあるいは附帯決議なり、一歩下がつてもそういった形で今後参議院制度を引き続き改革するということを明示されないと私どもとしては納得できないわけでありまして、山花大臣。

○国務大臣(山花貞夫君) 法案作成の経過などを通じまして、参議院段階における与野党の御議論についてできる限り勉強させていただいたつもり

そこで、一番最初に法案提出の形式について議論をした場合には、その二つの議論をかなり徹底

につきましては既に自民党さんの方も改革案をまとめられている、あるいは与党の方でもいろいろ

○野沢太三君　そう言いながらも、戸別訪問であるとかあるいは政治資金に関しては、参議院もこ

ども議論をして今回提案させていただいたところ
でございまして、この点につきましては、こうし

た判断についてまた院の議論というものを十分尊重したいと、こういうように申し上げてきているところでございます。

○野沢太三君 もう一つ大事なことを申し上げますが、これまで個人の資金団体、あるいは管理団体という呼び方もありますけれども、これに対して企業献金を禁止するということになっておりますけれども、これまでの議論の中で、政党の支部を上手につくればそこに幾らでも入るんじゃないか、抜け道だらけと新聞でも言っております。

それよりも、自民党で申し上げているように、限度を決めて、ガラス張りにして、責任を持たせて企業献金を一定期間受け入れていく、これはやはり地方の無所属の首長さんたちや議員のことを考えても絶対これは欠かせないだろうと思えますが、この点に関する御意見、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 問題の焦点は、今回、腐敗を根絶させるための選挙制度を実現していく、こういう観点から、政治資金、腐敗防止についても全体として提案させていただいてるところでありまして、企業・団体献金を一体どうするかというところに国民の皆さんの関心も集中しているところだと思っております。

そして、この部分について五年後見直しという前提を置きながら、今回は、まずは企業・団体献金について、この対象を、全面禁止というところまではなかなか現実的に難しからうということから政党、政治資金団体に絞り、しかしこの政治家個人や政治家の後援団体等については即時全面禁止とした、これが大きな法案のめり張りのついた部分でございます。やっぱその前提のもとにできるだけ整理をしていきたい、こうした整理をしてきたところでございます。

抜け道があるではないかということについては、このお金の、資金の流し方等を含めてこれまで幾度か指摘されましたけれども、そうしたいわば国民の皆さんの関心にこたえてつくった制度の抜け道ということを行うならば、その政党はかなり強い批判を浴びることになるのではなからうか

と思っております。企業・団体献金の抜け道のために支部をつくるということとは、そのこと自体が批判を受けることではなからうかと思っております。第でございまして。大前提に基づいて、できる限りのこのいわばめり張りをつけた部分については生かし切りたいというのが今回の提案の趣旨でございます。

○野沢太三君 時間が厳しくなりましたが、最後に一、二提案を申し上げます。私も選挙運動を全国にわたって展開するならば、もっとマスメディアを活用すべきである。例えば私も比例区の場合には政見放送を十五分だけ二回認めておられる。たった二十秒しか我々は物をしゃべれない。これではやっぱりもったいないんじゃないかと、こういうことではないけません。

それから、投票率が下がった下がったと言われている、六時で打ち切られると、これ大変なんです。やっぱり外国でやっているように午後八時とか九時とかこまでは認めて、それからしかもウィークデーでもいいじゃないかと、こういう御検討もぜひしていただきたい。

それから投票方式を記号式でと言っておりますが、これはぜひ公平にデザインその他はしっかり考えていくようにしてほしい。右の端とか左の端は大変これ有利なんです。そういう面で歌舞伎の番付じゃないですが、一番右に当たった人は必ずふえます。そういう点も配慮をしていただきたい部分でございます。

それから、最後になりましたが、今後の参議院改革の一つの柱として、私は、党議拘束というものを緩和して議員個人の見識により投票行動を行う、これを一つの柱にすべきではないかと考えております。

それからもう一つ、開かれた国会へ、こういうことで私もこれまで国会審議のテレビ中継というものをやってみましたが、試験的にやって成功しております。自治省の御協力もいただきC A T V連盟の御協力もいただいでこれから試験的

にやろうと言っておりますので、ぜひこの方向で自治省その他関係の皆様も御支援をいただきました。

以上申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)
○委員長(上野雄文君) 午後一時五十分再開することとし、休憩いたします。
午後零時四十八分休憩

午後二時二十三分開会
○委員長(上野雄文君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を再開いたします。
吉川春子君提出の集中審議の開催を求めることの動議を議題とし、直ちに採決を行います。
本動議に賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○委員長(上野雄文君) 可否同数と認めます。よって、国会法第五十条後段の規定に基づき、委員長において本動議に対する可否を決します。
本動議については、委員長はこれを否と決定いたします。(拍手)

○委員長(上野雄文君) 休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○星野朋市君 大蔵大臣、大分お待ちいたしました。申しわけございません。この際でございますので、政治改革の問題はさておきまして、現在非常に問題になっております所得増徴と財政の今の状態について詳しく実はお聞かせ願いたいと思っております。

今、大臣の頭にある所得増徴は、景気対策のための所得増徴であるのか、税制改革による抜本的な改革、いわゆる直間比率の是正という意味での所得増徴が頭にあるのか。もちろん、これは景気対策といえますと所得増徴でなく政策減税も含むわけでございますけれども、そこを含めてどちらに重点を置かれているのか、お聞かせ

願いたいと思います。
○国務大臣(藤井裕久君) ただいまの星野委員の御質問でございますが、まず、これからしっかりと福祉社会を築き、そしてまた総理のよく言われております実の伴った質の高い国家をつくり上げていく、そういう社会をつくり上げていくには現在のようないかなければならない、これが基本にあります。そのことを税制調査会に諮問したところ、御承知のようにこれからの正しい福祉社会のあり方は、法人税も含めてでございますが、今のようないかなければならない、この点を正し物の考え方であるとまず考えております。

もう一つ、今、星野委員の言われた当面の景気対策の問題であります。
景気対策については、私は現在の景気的情勢から見てあらゆる手法を使っていかなければならないとは考えております。既に、公共投資政策、政策減税政策、あるいは公定歩合政策、これは日本銀行の専管であります、そういうものをフルに稼働しております、御承知のように、今世の中では残されたもう一つの政策手段である所得増徴税を行うべきであるという強い世論があることもよく承知をいたしております。星野委員もそうだったかと思いますが、反面このことが消費増加効果に余り大きな影響がないではないかという御意見のあることもよく承知をいたしております。

そういう中でこれをどう扱うかというのは、ややお聞き苦しいのかもしれませんが、これが現実であります。経済問題協議会で現在最後の詰めをやっております。

私は、景気対策というのは今の景気の現状からいって必ずやらなければならないけれども、前にもこの場で申し上げたように、必ずマイナス面が伴っているということを常にバランスをとって

願いたいと思います。
○国務大臣(藤井裕久君) ただいまの星野委員の御質問でございますが、まず、これからしっかりと福祉社会を築き、そしてまた総理のよく言われております実の伴った質の高い国家をつくり上げていく、そういう社会をつくり上げていくには現在のようないかなければならない、これが基本にあります。そのことを税制調査会に諮問したところ、御承知のようにこれからの正しい福祉社会のあり方は、法人税も含めてでございますが、今のようないかなければならない、この点を正し物の考え方であるとまず考えております。

評価しなければならぬと思います。公共投資政策というのは、将来の負担を残しておきます。公定歩合政策というのは預金者にとってはマイナスの効果を持つております。政策減税というのは公平な税制というに對する批判をのみ込んでいるわけでありまして、常にそのバランスをどう考えるか、こういうことだと思ひます。

したがいまして、大幅な所得減税政策にはその裏として財源の問題があるわけでありまして、これを私の言葉で言う垂れ流しの赤字国債によつて賄うということは余りにマイナス面の効果が大き過ぎると考へておりますから、私は政策選択としてあつてはならないことだと思つております。したがいまして、景氣対策としての所得減税についてもしかるべきその返済の担保をしていかなければならない、これが私の率直な氣持ちであります。

○星野朋市君 昨年の十月八日、予算委員会におきまして、私は大蔵大臣とその点について若干議論をいたしました。景氣対策のためのいわゆる戻し減税的な所得減税は実は余り効果が無いのではないかと。この点では御認識と一致しているわけでございますね。

それで、そのとき申し上げたのは、いわゆる所得減税によつて消費効果を期待しても、これは従来の一般の人々の消費構造に対する感覚というのが大分違つておるので、バブルのときのようなあの状態を一部頭に置きながらそれを期待してもだめなんじゃないか、まして雇用問題が大きくなつておる、この雇用不安に対するセービングという問題がどうしても起つてしまふ、そういうことを申し上げました。

この点では今でも大臣の認識としては同じでございますか。

○國務大臣(藤井裕久君) 学問的な言い方をすれば、不況期ほど減税の所得効果は低いということが言われているし、そのことは実態をよくあらわしていると思ひます。

しかし同時に、今申し上げたように、あらゆる

手法を講じて政府がやっているとこの姿勢が心理的な面においてプラスになるということは否定できないと私は考へております。

○星野朋市君 もう既に総額三十兆に上るいわゆる景氣対策というのがとられながら、なかなかその効果が出てこない。これも事実でございましょう。ただ、私から見ても、第二次補正予算の執行率がまだ非常に低い、これから効果をあらわす時期ではある、こういうふうな認識を持つております。

それで、実は今私が所得減税と財政の問題について特別にお聞きをしたかつた問題は、当面の問題はこれいろいろ、いわゆるさはさりながらなんですけれども、大蔵省は要するに中期の財政状況の展望を持つておられて、私も資料はないわけじゃないんですけれども、日本の成長率をどのくらいに見るか、これが一番大きなポイントなんです。

実は、昨年、今年度を通じて大蔵省が策定した経済成長の見通しは実質三・五、名目五、収入は名目で上がつてくるものだからこれは正しいですけれども、弾性値一・一というのを掛けて、これで歳入の見積もりをずつとしているわけです。それで、中期での歳入歳出の状況を見てみますと、毎年毎にそのギャップ、いわゆる歳出の方が多い状態で、大蔵省はその場合にこれをたしか調整額と呼んでいると思うのですが、これが歴年五兆から六兆ずつとあるわけですね。これは赤字なんです。

そこで、来年度の経済成長の見通しが、今これは経済企画庁が一生懸命おやりになつていて思ふのですが、どのくらいになるのか。まさか実質三・五%なんという高い数字が出るわけないんですから、そうすると、今の歳入の弾性値一・一というのからすれば歳入欠陥はますます平年度でも大きくなる、こういうことだと思ふのですが、その点いかがでございませうか。

○國務大臣(藤井裕久君) 今、星野委員、当面の景氣対策といえども日本の将来を見据えてやれと

言われた。これは全くそのとおりであります。したがいまして、社会資本も将来の国民生活にプラスになる社会資本の形成に公共投資政策はやらなきゃならないということ、そしてまた、繰り返すようでありまして、垂れ流し赤字国債をやつたのでは次の世代に全くマイナスになりますからこれをやつてはいけないうことなど、すべて星野委員が今言われたように将来を見据えての当面の景氣対策でなければならぬ。これは非常に私も重要な視点だと思つております。

次に、今御指摘の点でございまして、実は前内閣のときにできた生活大五カ年計画によつて今の名目五、実質三・五はできております。そして、大蔵省のお話が今ございましたが、大蔵省は平成元年でもつて十五年ぶりに赤字国債を脱却いたしました。そのために、平成二年から、生活大五カ年計画を前提として平成七年には国債依存度を大体五%に持つていこうという一つの仕組みを考へて、こゝで一つの図式をつくつたわけでございます。それによつて、このくらの要調整があるからどうしようといつてやつてきたわけでありまして、過去においても、その要調整は歳出の見直しあるいは歳入のいわゆる増徴政策等々をとりましてこれを埋めてきたわけでありまして、平成六年度以降においても、徹底的な歳出の仕組みの見直し等をやつてこれを埋めていくということも一つであります。

おつしやるのとおり、生活大五カ年計画の実質三・五というものは、私は経済企画庁長官の分野まで入ることは差し控えますけれども、現実にはなかなか平成六年無理であるということであれば、同じように徹底した歳出の見直しをするというのが平成六年度予算編成の基本的姿勢でなければならぬと思つております。

○星野朋市君 そういう状態の中で、余り大蔵省を支援するような質問では申しわけないんですけれども、要するに、こゝで所得減税をして赤字国債を発行しろ。この金額が多くなつた分だけ実はその分が上乗せされるわけでございます。そ

うすると、税制調査会で問題になつたいわゆる直間比率の見直しで片方で間接税を上げるといふこととでありますけれども、仮に担保があつたとしても、この間に累積した赤字分は返せないと思ふんですが、いかがでございませうか。

○國務大臣(藤井裕久君) 私、国債政策全般にもつながる問題だと思ふのでございまして、御承知のように昭和四十年年度予算から国債を発行いたしました、五十年年度に赤字国債を出したわけでありまして、私は建設国債であつたと特例公債であつたと、今おつしやつた機能は同じだと思ひます。将来に負担を残します。なぜ建設国債だけが是認されているかと言へば、それは歯どめがあるからだと思います。本當のこと言うと、現在の景氣対策を大幅にやりますとどが歯どめなのかという御議論ももちろんありますが、しかし、一つの歯どめがあると思ひます。

この赤字国債による減税というのはそういう言い方をしておりますが、裏から言いますと最大の経費項目は国債費です。過去の借金の返済を赤字国債でやるということ。第二の経費が社会保険費です。社会保険を赤字国債でやるということ。第三の交付税はこれは三税を意味しております。第三の交付税はこれは三税ですから別として、第四が文教費です。文教費を赤字国債でやるということの意味しております。そして、そんなことはあつてはならないということを私は予算編成に当たつて非常に重要な事項だと考へております。

○星野朋市君 昨年末ですか、これは国債の発行残高、とにかく百八十兆を超えて百八十三兆ぐらになつておるわけですね。そうすると、今の財政状況で国債の残高が二百兆を超えるのはもう目前。今の国債費が予算総額に占める割合が既に二〇%を超えているという非常な硬化化された状態であると思ふと、こゝをどう解消するのか、どう対処していかなくちゃならないのか。要するに国債の発行残高はここまで許されるのか。こゝら辺が今まさに非常に大きな問題として大蔵省一番頭が痛いところだと思ふんです。もし国債費が、例

えは二十数%、二五%、国家予算の四分の一を占めるような状態になったとして、今、国債は何とか消化できていくからいいですけども、経済の情勢によつては国債を売りさばくことができないようになる可能性もある。日銀引き受けというようになってきたら大分インフレになりますね。

それからもう一つは、郵貯であるとか厚生年金、いわゆる財投資金というのが今増加していますから、そこからかなり使われるわけですから、要するに、もう間もなく二十一世紀を迎えるこの状況にあつて、私はまだ本格的な議論がされていないんだけれども、いわゆる高齢化社会というのは貯蓄率の低下問題を引き起こす。ここが中期、長期で見ると非常に大きな問題になってくる。そこをあわせると、今整備すべき社会基盤、これもなくてはならないけれども、安閑として二十一世紀はバラ色だと言わねえかという感じがするんではないか。

どうしたらいいかという事はきょう議論の対象にはしません。大蔵省は実態をやつぱりこういふときにはつきり明らかにしておいていただきたい、こういうことで質問申し上げましたので、その点、大蔵大臣、御答弁いただきたい。

○国務大臣(藤井裕久君) 星野委員は私の考えていることをそのまま言っていたらいいというふうな、大変な御激励の御質問だと思つて承つております。

まず、今の今の国債の状況は今の二次補正をもつて百八十八兆円になりました、星野委員の御指摘のような数字は、もう全くでたらめな数字じゃないと申しますか、正しい数字だというふうに認識しております。

この百八十八兆円なりなんりの数字をどういうふうにかえるかですが、GNP対比で見ると見方が一つあると思います。これはアメリカが最悪でございまして、そして次が日本でございまして、また、見方としては毎年の財政規模の中の国債依存度もありまして、これは日本はやはりフランスに次いで最悪の状況でありまして、どんな面から見て

も非常に悪い状況であると思ひます。したがって、これは本当のことを言えば、垂れ流し赤字国債だけでなく建設国債も含めてけじめをもつと持つていかねければならないというのが将来の日本社会を考えると非常に重要なことだと考えております。

特に、星野委員の言われた点は私が、一般の方には言われないんですが、この委員会でも申し上げてあります。それは、国債政策というのは民間資金を公的部門に振りかえるという機能を持つていふということでございます。現在のようにならざるにこの機能はいいと思ひますが、おっしゃる通りに民間が活発化してあるいはまた貯蓄率が下がつて民間資金に余裕がなくなつたときに、歯どめのなきこの仕組みを残したら大変なことになる、このことも私が垂れ流し赤字国債がだめだといふ大きな理由であることも申し上げたいと思ひます。

○星野朋市君 それでは、政治改革法案の問題に移りたいと思ひます。

やはり参議院の審議におけるこの制度の問題については、どうしても参議院と衆議院の整合性の問題が出てくるわけだと思ひます。これは、もう各委員が再三にわたつて質問をして御回答を得ていますけれども、この点、どうしても私も納得できない点が、いわゆる先に参議院の全国比例というものができておるところに今の衆議院の選挙制度改革によつて同じ形がとられた、これがどうしても納得できないんです。先日これは鎌田先生がこの質問をかなりしつこくなさつたけれども、この理念が要するに、つきりわからない。

要するに、衆参は別々の選挙制度であるべきだといふことはもうこれは皆さん御存じのことだし、再三そういう御答弁もいただいた。ところが、現にある参議院の全国比例にもつてきて、中身は多少違つても、要するに同じ制度を取り入れたといふこの問題は、衆議院はこういうふうにするから参議院は後で別のことを考える、こういうこと

になるんではないかと思うんですが、その点、改めて山花大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 一つの経過は、これまでの議論を踏まえてということだと思つています。午前中もお話しさせていただきましたが、定数は正の問題から始まつた政治改革への着手が、とりわけこのリクルート事件の後、全体としての政治改革というように進んでまいりました。そして、その時点において、当時、自民党におかれても政治改革の大綱をつくる、そして選挙制度の問題をも含めて抜本的な政治改革を打ち出されたと思つています。また、それに引き続いて、その趣旨に沿つての第八次選挙制度審議会の議論も行われました。そこでも衆議院の制度、参議院の制度、議論はされましたけれども、定数は正から始まり、そして腐敗を根絶する選挙制度を衆議院段階で考えてきた、これが全体の流れだつたと思つています。

八次審におきましても、参議院の制度につきましてはある程度の論点の整理は行いましたが、抜本的な政治改革については衆議院の制度を見た上で行うべきである、そして当面の課題としては比例区についての問題、選挙区についての問題、それぞれ具体的な課題を投げかけて八次審は終わつたと思つています。

今回、それを引き継いで当時の政府が法案をつくり、そしてそれが廃案となつて今回に至つていふというところでありますので、全体の流れはまず衆議院の制度について骨格を固め、そして具体案を提示する、そのことの中でその成立を見て、そして参議院の制度に入っていく、これがこれまでのこと四、五年の流れではなかつたかと思つています。まず、そうした経過におきまして、今回は何よりも衆議院の制度につき、過日の総選挙の国民の審判を受けて早急に腐敗防止を含めての四法を提出させていただいた、こういう経過でございまして。

第二番目の問題、その場合になぜ比例代表をとつたのかといふことにつきましては、今回、また

経過にもわたりますけれども、自民党が党議拘束をした単純小選挙区制と野党側が考えた比例を中心とした制度、最終的には過日の国会におきましては社会党、公明党の併用制ということになりましたけれども、ついに双方が譲らずに、その間いろいろ話し合いは具体的に進んでまいりましたけれども、解散総選挙までなつた。

ということですが、双方が互いの立場だけに閉じこもつていたのではこれまた近い期間での改革はあり得ないのではなかつたか。そうした中で、着地点と申しますか、それまでの長い衆議院の選挙制度についての議論を踏まえた中で並立制、それぞれ小選挙区部分と比例区部分というものを二つ組み合わせたものを出してきたところでございまして、そうしたやつぱり経過というもので、今回の衆議院制度について比例を含む法案を提出させていただいた次第でございまして。

ただ、今回の衆議院の比例につきましては、最終的には今二百二十六ということでお諮りしております。前提として衆議院の制度については触れておりますけれども、参議院の制度につきましては骨格の部分を含め制度の抜本的改正については触れていないところをございまして、幾つか戸別訪問の問題とかあるいはポスターの枚数等々、今回の改正に伴つてどうしても手をつけなければならぬといふところについては変えておりますけれども、骨格部分につきましてはこれからの議論にゆだねていふところでございまして。

衆議院の制度との関連性があることは十分承知しておりますけれども、そうした経過からするならば、やつぱり政治改革の第一歩、第二歩ということであるならば今回の政府提案の手法というのは仕方がなかつた、やむを得なかつたのではなかつたか、こういうふうに考えているところでございまして。

○星野朋市君 長々と御答弁いただきましたけれども、私が聞いたのは、比例区を設ける経緯とかそういうことじゃないんです。比例区をなぜ全国区比例にしたかといふことを聞いておるんで

す。

選挙制度の改革につきましては、選出側の方からいつてわかりやすいのは、衆議院は小選挙区、参議院は比例区、これが一番わかりやすいんですね。ところが、小選挙区を一気にとると場合によっては中間政党が排除されてしまうのではないかと、その過程でもって比例代表制というものを加味しよう、こういうのが一般的な認識なんです。これが実は選出側から一番わかりやすい論理なんですね。

ですから、比例区を設けた経緯は要らないんです。なぜその比例区に参議院と同じ全国区を設けてきたのか、それが一番問題だと言っているんです。

○国務大臣(山花貞夫君) 今の御質問で、比例区をつくったこと自体がけしからぬということだとまた議論が難しくなるわけですが、そうじゃなく、そこを踏まえての御質問ですのでお答えさせていただきます。思いますけれども、やっぱり目的は民意をどう反映させるか、比例区のいわば本旨というべきものをどういった形で生かすのかということのポイントだと思っています。

その場合には、これまでの議論を振り返りますと、およそ手法につきましては三つあったんじゃないでしょうか。一つは全国一本、第二番目はブロック、そして三番目は自民党案にあった都道府県、この三つの比例区の選出の手法についてどれがいいかという、長短ということについて考えたというのが最終的な決断でございまして。

民意を反映させるということになりますと、都道府県あるいはブロックの場合よりもはるかに全国一本の方が民意反映というこの理念にかなっているのではなからうか、これが最終的には比例区を全国区にしたという理由でございまして。

同時に、一長一短ということを考えればまた細かい議論はありますけれども、端的にお答えするとそうした考え方でございまして。

○星野朋市君 そうすると、要するに参議院は衆議院がこういうふうにとったから別の方法をと

れ、こういうことになるわけですね。佐藤大臣、お答えください。

○国務大臣(佐藤親樹君) 衆議院におきます比例代表と参議院の比例代表というのは、私は実態的に随分イメージが違ふと思うんです。

御承知のように、参議院は一回の選挙は五十名でございまして。各政党、実態的には二十五名ですね、候補者を出しているのは。選挙運動の基準等もあるものから二十五名ということをやっております。衆議院の場合には二百二十六ということ、じゃ二百二十六名順番つけるのは大変じゃないかという御質問もございました。そこでみんなが努力しなきゃいかぬので拘束名簿ではないかぬという意見もあつて、その際には重複立候補という事で、例えば最大立った場合には二百二十六名立てられるわけですね。ですから、そこには重複立候補で小選挙区で戦っている人もいるというので、確かに御指摘のように、その選挙の単位が全国区だという意味におきましては、その目的は山花大臣がお答えしたとおりでございまして、実態面におきましては私たちがかなり違つていて、思っているわけではございません。

したがって、たびたび今日まで長い間お答えをさせていただきまして、私たちが随分違ひもあると思つておりますので、それも参議院さんにおかれましていろいろ各党各会派の議論の中で、変えた方がいいと思ひになるのか、私が御説明しましたように、やっぱり随分実態が違ふからいいんじゃないかということのままだになるのか、それは国権の最高機関であるところの参議院さんのひとつ各党各会派の御討議にまきたい、これが政府の考え方でございまして。

○星野朋市君 私は本質について論じているので、実態面でも多少の違いがあることはとくにわかつてはいるわけですよ。

そこで、これからの議論は、ちよつとはやり言葉で申し上げますとバーチャルリアリティーという形でお話しをさせていただきたいと思う。仮にという言葉を言うと、仮定の問題には答えられない

いと、これ一言で終わる場合がありますので。

このバーチャルリアリティーというのは、実は最近非常に話題になったあの「ライジング・サン」の原作者のアメリカのクワインというのが昨年の暮れに「ディスコクロージャー」という本を書きまして、これの物語全体がそうであると同時に、その中に登場するハイテクの会社がエレクトロニクスの中でそのバーチャルリアリティーの実態を描いているわけで、本質は女性の男性に対するセクハラ問題ということ、もし興味があつたらお読みいただきたいんですけど、要するに日本では、何といひますか、これを仮想現実と。

まさにこれから私が申し上げることは、この選挙制度をとつたらどうなっていくだろうかという形で実は質問をいたしますので、お答えをいただきたいと思うんです。

現行の制度で、あるいは来年にも考えられる衆参同時選挙があつたときの投票所は一体どうなるんだらうか。

小選挙区制ですからこの投票に向かう、このところはわかりません。それから隣に行つて政党、これもわかりません。それで、参議院はもし改革がなくて現行制度であつたとすれば、そういうことはできる。だけれども、投票所全体についてどんな形の公示がなされて、選挙をしに行つた人間は何も詳しい人間ばかりじゃないんですから圧倒されちゃうと思うんですよ。最大では、重複立候補を含めることができませんから、二百二十六プラス相当数のところまで候補者が立てられますね。しかも、これは後から詳しく申し上げますけれども、各政党によつて候補者の名簿の順位と

いうのはばらばらなわけです。どんなあれを佐藤大臣は描かれますか。それはなかなか難しいんだけど、言葉で言いあらわせるだけ言つてください。

○国務大臣(佐藤親樹君) 基本的には、星野委員言われましたように、恐らく衆参同時選挙という場合には、まず衆議院の部分の投票、そして、それが投票が終わりましたらその次が参議院のコー

ナーということになるんであらうと思います。

その際に、衆議院の場合には、まず一つの紙には政党名、正確に言えば名簿記載政党または略称というふうなことが書いてあるわけですね。もう一つには、政党名のほかに候補者名と当選とすべき順序というものが書いてある。その紙が少し離れた適切な場所に、投票用紙に書きますその台の前に張つてあるということになるわけでございます。投票用紙は今度は記号式でございまして極めて簡単にマルをつけてもらえばいい、こういうことになりまして。

もちろん、星野委員が御心配になることは十分新しい制度でございましてからありますので、当然のことながら、私たちが法案を成立させていたいただきましたら今後十二分にひとりひとりPRをさせていただきますと、投票用紙を渡すところでこれはよく投票者の方に説明をするということ、星野委員の御心配のないように万全を期したい、こう考えております。

○星野朋市君 そうはいかないんだらうと思うんです。要するに、大混乱が起こる可能性の方が大きい。それは、大臣、広い投票所でこつこつと済ませてこつこつとやる。講堂みたいなのを使得いるところはいいですが、ところが、公民館みたいなところの投票所が大部分なんです。狭い中で壁一面にこんなのが張られる可能性があるわけですよ。大変ですよ。

それで、私は自民党の案の比例は県単位がいいと思つてはいるんですよ。もしこれが県単位でなくとも全国だったら、よく例に出る高知とか鳥取みたいなところは五名が二名になつて、さらにその地域の代表がというところは全国比例の場合はほとんどありません。どうしても中央に偏つてしまふ。これを代表する人はほとんどいなくなつてしまふ。

そういうことならば、私は本心は政府も全国比例はまずいなと思つてはいると思うんですよ。これは佐藤大臣は、私がブロック制、私はいわゆる道州制論者ですから、私がそれを言うのと嫌な顔をさ

れる、今さら何を言うかと。けれども、本心はそこにあるんじゃないか。鹿藩置県というものをやったら、それからもう百年もたっているんですけど、大変だとは思いますが、これからの地方自治というのは、もう経済圏も共通のものになっている。それから、まさに大臣の傘下にある警察庁は広域取り締まりの問題で県境の問題で一番困っている。それから、地方行政のむだというのはたくさんあるんですよ。これ。そういうことを考えると、やっぱりこういうところを契機にして僕はブロックを採用すべきだと、まあ中間案みたいですが、これはそう思っているんです。今、多分ノーとお答えになると思うんですが、御見解をお聞かせください。

○国務大臣(佐藤観樹君) 当然私たちもそのことは考えた上に、一番最大の目的であるところの多様な民意を反映させるにはということと全国にわたってでございます。

例えば昨年四月、五月に出しました社会党、公明党の案は、これは併用案でございますけれども、その単位はブロックにいたしました。なかなかブロックの分割が難しかったわけでございまして、けれども、問題は、ブロックにする場合に一体合理的なブロック案が本当に全体皆すつとまとまるかどうかという問題もございまして、恐らく一番小さなところは四国のブロックになると思えます。そうしますと、ここは人数、総数にもよりましますけれども、一三〇ぐらいの阻止率になつてしまふということもございまして、当然、星野委員御指摘のように、全く私は考えられないと言っているわけではございませんが、ただ、一番その意味で合理性を追求していけば、多様な民意の反映といえどもやっぱり母数が大きいことが一番いい。

しかも、ここは重複立候補も認めているということ、ある程度完全拘束名簿を二百二十六にするということじゃないやう方もやれるということ、でカバーできるというふうに考えておりますので、私たちは星野委員が御指摘のことを全く考え

ないで結論を出したわけではない。考えた末に、やはり阻止率が低くて、そして多様な民意の反映という立止制のもう一つの大きな柱、このことを貫徹させるためには全国区が一番ベストであるというふうに考えてこの法案を提出した次第でございます。

○星野朋市君 この議論は、やっていたら何時間やつたては実は終わらないんですね。

とすると、こういう矛盾がいろいろ出てくると思うんですが、今度の小選挙区制はあくまで政党、政策本位で争われる選挙制度であると、こういうことに間違いありません。

もちろんいわれる憲法の問題があつて、しかしながら個人の無所属の立候補も認められているわけですよ。そうですね。これはだんだん政党化するのであるということと前提にはしているけれども、現実には無所属の個人の立候補が認められているわけですよ。

そうすると、現実には前回の選挙で、山花大臣は社会党の委員長だったですから、恐らく社会党の委員長という形で社会党の山花さんで、どっちのウエートが大きいかわからないと私は社会党の委員長というウエートが大きかったと思うんです。

これはおいておきまして、その意味では親しみやすいから佐藤さんの方がいいんですけども、そのときは大臣じゃないですから佐藤さんと言いますけれども、佐藤観樹の名前を書いた選挙民は、佐藤観樹がユニークで政治家として非常におもしろい男だ、実績もあるしという形で投票したのか、あの人は社会党だから投票したのか、御自分でウエートはどのぐらいだと思われませんか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 大変難しい質問でございますけれども、率直なことを言いますと、私のところの選挙区というのは必ずしも、これは私自身の努力不足にもよるわけですが、党及び労働組合の組織というのはそう多い方じゃございません。そういうことからいろいろ考えてまいりましたと、前回は九回目の選挙でございましてけれども、父以来のそういう支持者等がおつて、どちら

かと強いて問われれば、難しい答えですが、党よりはむしろ個人かなと。

何か、そうすると自分でもつていような格好になつて言いくいのでありますが、地域の選挙事情からいいますとそういうことでございましたので、社会党に属しているということももちろんありますが、その上にやっぱり個人というのが乗っているのではないだろうか、強いて問われれば、それでお答えにさせていただきますと存じます。

○星野朋市君 私は逆だと思ふんですね。佐藤さんで投票したと思ふんです。

それで、午前中に森山先生から御質問があつたのは、別のいわゆる切り口で、後援会組織という形での投票がなされた。そうすると、政党、政策を主眼とした選挙でありながら、実態は小選挙区制の場合は個人の色彩が非常に大きいということとは認めざるを得ないと思ふんです。

そうすると、自民党案の一票制の方が、憲法上の問題とかいろいろ問題はあつたけれども、理論的には政党、政策本位だとするんだつたならば、一票制の方が理屈上通つていとお思ひになりませんか。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは前の御質問で星野委員言われましたように、この選挙制度自身あるいは政治改革自身が政党及び政策中心である。中心であつて、しかし何といても憲法上無所属の立候補を認めているということでございますから、その範囲内でやはり制度としては考えなきゃいかぬ。

その際に、小選挙区に無所属の方が出た場合、比例の方はない。小選挙区で無所属の方を投票した、マルをつけた方には比例代表がない。逆に、無所属は立てない比例代表の政党というものは、これはまた比例代表の方の政党しかマルをつけれないということになるわけでございますので、名簿届け出政党は両方に、小選挙区と比例代表というところでマルを二つつけることができる。すると、同じ有権者にとりまして、投票者にとって法

のもとと平等ということについて大変疑問を持たせることになるのではないかと。

ですから、前、私についての御質問があつたことと制度としてどうあるべきかということとは、それはまた違うことではないだろうか。あくまでも無所属というものを許している以上、これはやはり二票制でないと無理な制度になる。あえて一票制をとらなきゃいかぬ積極的な理由はないということ、私たちは二票制にしたわけでござい

○星野朋市君 そうしますと、無所属の人の問題は後から出てくる公費助成の問題と絡んで、この前民社党の吉田議員が言つたように、無所属党でもつくつてしまつた方がいんじゃないか、こういう突拍子もない理論が出てくると思ふんです。

それで、佐藤大臣から今お答えいただいたんですが、けれども、無所属に投票した人はその個人に投票した人ですから、政党支持じゃないんですよ。だから、それはそういう選択なんだからしょうがない。それから、両方に出せない政党があつたとして、その政党は要するに比例だけでいいという選択をしたんですからそれはしょうがないじゃないか。理論的には政党、政策を中心とした、そ

ちの方に向かうということとを考えると、二票制にして個人では社会党の佐藤さんに投票した人が次の二票目で比例区で別の政党に投票するというのは、それこそおかしいと思ひませんか。

○国務大臣(佐藤観樹君) 一票制の場合、小選挙区で無所属を選んだ人、この人は小選挙区で無所属を選んだのが比例代表で党がないんだからしょうがないじゃないかと言われますけれども、それは小選挙区で無所属だから、実は政党名も入れたいんだけれども入れる欄がないということ、入れない、書かないということとは私たちは違ふと思うのであります。

つまり、比例代表に選択の幅が全くないわけでありまして、それと同じことが逆の場合も、小選挙区に無所属が出てないんだからしょうがないんじゃないか、政党名だけ入れればいいのではない

かということと同じことになるわけでありまして、したがって私たちは、無所属の立候補ということに当然のことながら認める限りはやはりこれは二票制をとらなきゃいかぬ。先生御指摘のように、異党派投票というものはおかしいという考え方は全くないわけではないと思いますが、しかし、無所属というものの立候補を許している限りは異党派投票というのだからあつてしかるべきではないか、こういうことでこういう制度にしたわけでございます。

○星野朋市君 この問題を長くやっておりまして、これまた限りがありませんので、持ち時間の中で別の問題を取り上げさせていただきます。

三%条項の問題でございます。

要するに、比例代表制を全国区にしてより広く民意を反映させるといいますが、逆に少数意見を切り捨ててしまうというところは矛盾していないかというのが一点あります。それと、今、日本の有権者を仮にわけてやると九千万、投票率七〇%としましょう。そうすると、三%条項に触れるのは約百九十万近い票をとったところでも切り捨てられるわけですね。より広く民意を反映するといながら、こんな大量の切り捨てが起こるということ、これは理論的にあり得るわけですから、それをどう考えているのか。

それから、この三%のいわゆる切り捨てという部分は実際に選挙結果にどう出てくるのか。要するに、九十五条の二というのは一般の人たちにはまだよくわかっていないんですよ。全国比例の選挙結果というのは、参議院ではドント方式ですからわかっていくわけですね。それで四十五から五十、ここがなかなかわからないわけですから、今度の場合は実際にこの当選順位というのはどう決めるのか。これは九十五条の二にありますがからわかっていないんですけれども、むしろ一般の人はいくら考えているんですね。大体決まっています、ところが政界の順位の間が途中で百何十万票かと思つて出てくるけれども当選となかなかない、ということとは三%条項にひつつか

かるかもしれないから、こういうふうな考えがちなんです。九十五条の二は違ふんだけれども、その点を詳しくお聞かせください。

○国務大臣(山花貞夫君) 当選決定の具体的な手続、九十五条の關係はちよつと自治大臣にまた補足してもらいたいと思いますが、三%のいわゆる足切りの問題につきましては、従来、参議院の全国比例ですと五十人の当選。ということですが、計算上は一人当選させるためには二%必要である。しかし、これが今回は五十人、百人、二百人、二百二十六人ということになってまいりますから、その意味ではやつぱりかなり今までの参議院とは違つた雰囲気、形になつてくると思います。

諸外国を見ても、全国比例一本で計算する場合には三%、四%、五%と、こういうような基準というものをとつていっているわけでございます。その例など念頭に置きながら、今回は政策判断として三%と、こういう基準を一方における五人要件と一緒にさせていたところでございます。これはまさに従来から政策判断だと申し上げておりましたけれども、この点についてはいろいろ御議論もいただいておりますので政府の政策判断として出させていたところであり、これは委員の御意見についてはまた十分尊重しなければいけない、こういう前提で考えているところでございます。

なお、この点についての参議院の關係はもうきようは省略いたしますけれども、あと三%の具体的な当選決定の手続につきましては、ちよつと自治大臣の方から補足していただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) まず、比例の場合でございますから中央選挙のどなたが選挙長になつていられるわけでございまして、選挙長は各都道府県にございまして選挙の分会長から何々県は何々何々県という票がずつと上がつてきて当然集計をするわけでございます。そして、集計をしますから各政党何万票、全体の中で何%というのがずつと出てまいります。しかし、三%阻止条項がございま

すので、三%未満のところはそこで全部切り落とします。残りの中で各政党がどれだけあるか、ドント式によりましてこれを配分しまして議席数を決める、こういうことになるわけでございます。

その後のことは、今の御質問では順番のことはちよつとお触れにならなかつたかというかと思いますが、そういうことで、いづれにしろ三%に達しなかつた政党の得票数というのは全部落として、残りの三%以上の政党の合計数の中でその政党がどれだけ議席を得るかというのをドント式で計算する、こういうことになります。

○星野朋市君 要するに、わかりやすく言うところ今までの選挙結果にワンクッション置くということなんです。これは確定しなくちゃ、例えば理論的には二・九九九というところもあり得るわけですからね。それで、その結果が出て線を引いて、この政党はだめよとはつきりわかつてからドントで決まってくる。時間がすごいかかるということ、そんなにかりません。こういう問題があると思うんですよ。

○国務大臣(山花貞夫君) 今問題とされました点については、そのクッションかどうかの問題、これは比例代表の選挙制度をとりますと、やつぱりさまざまな形でそういう部分が出てくるんじゃないでしょうか。選挙についての手法と申しますか、当選者決定の手続だと思つています。

きのうも議論が出ておりましたけれども、例えば、じやこの小選挙区部分についてフランス的の二回投票制の方がよりよいのではなからうかという議論もありましたけれども、そこまでいくとちよつと手続がわかりにくいといえますか、かなり過ぎるのではなからうかということ、今度の経過でも議論いたしましたけれども、これを排したところでございます。

その意味におきましては、確かにワンクッションは置きまして、振り返つてみると、参議院の比例代表が初めて出たときにも単なる表の順番ではなくてドントで計算していきまうから、一番初めは非常にわかりにくかつたということですが、最近ちよつとなつてきたところがあるんじゃないかと思つています。それが一番公平公正などの点について考えるならば、やつぱりその意味ではちよつとクッションということがあるかもしれないけれども、必ず御理解いただけるようになるのではなからうか、こういうふうに思つていられるところでございます。

蛇足ですけれどもつけ加えますと、北欧の比例代表の選挙制度などは非常にわかりにくくて、畳一畳という大げさですけども、かなり大きな投票用紙に有権者が書いています。あれは投票自体も難しいと思つて、選挙の仕組みなどは我々勉強しに行つてもなかなかのめ込みない、こういう部分があつたりしましたけれども、その国においてはこれが最も公平公正であると国民的理解のもとにおいてやつてきているところがございます。また、単純明快であるということからはワンクッションあるんじゃないかと御指摘あるといたしましても、今度の選挙制度全体の仕組みから申しますとそこまでは御理解いただける範囲ではなからうか、こう思つていられるところでございます。

〔委員長退席、理事一井淳治君着席〕

○星野朋市君 そうしますと、これは答えは要らないんですけど、小選挙区制で仮に十方で当選、これは五%とればいいわけですから十方で落選なんですよ。要するにこんな不公平が出てくるわけですから、これはやつぱり大変な問題を残す。私はこれを指摘しておきます。

それから、時間がそろそろ来ておりますので、公費助成の問題についてお伺いしたい。

今までの公費助成に関する御質問の大部分が実は入り口論なんです。どういう形で選挙資金が入るのか、そういう議論が主だったわけですから、大臣、公費助成というのは要するに政治資金のほぼ三分の一であるということについては確信を持ってお答えできますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 提案は、政府案は三分の一でなければならず、修正ということになりまして約四分の一、こういう基準になっていると思ひます。

全体として新しい制度をつくる場合、今回は、従来の選挙制度ではなく、選挙制度も新しくなります。同時に政治資金の制度も変わります。こういったところで、政党が担うべき役割とそこで経費につきましても推定ということにならざるを得ません。推定ということから、過去における実績ということを基準として推計値を出したわけであり、今の基準につきましては、選挙制度審議会の答申などにおきましては過度に公的助成によってはならない、こういう基準になっておったところでございます。

結論的には、かつての政府提案でありましたほぼ三分の一という計算基準を採用いたしまして出したところでございまして、これまた政策判断の一つだっただけでございます。これが議院の修正ということで衆議院段階で修正されましたので、これはもう院の御意見として尊重して、修正で今回参議院で御議論いただいておりますのでござい

○星野朋市君 実はそこに大きな問題があると思ふんです。私は、さっきこの議論を進めるに際して、この一番基本になるのはバーチャルリアリティだとして申し上げましたね。要するに、今まで言われていたのは、小選挙区制になっていって、秘書の数も少なくなるんじゃないかと、金もかからなくなるんじゃないかというのを論議しているのに、この根拠が過去の数字をもとにしているわけですよ。こんなばか話があるかということなんです。そうでしょう。

じゃ政治資金の大部分というのは何だと思ひますか。内訳的に言ってください。政治資金というのは内訳は何なんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 広い意味では政治活動一般に関する資金……

○星野朋市君 いやそれはいいんです、具体的に

に。○国務大臣(山花貞夫君) もうちょっと分けて、その次の分類は、日常の政治活動資金と選挙運動の資金、こういう格好になると思ひます。

あと、具体的にはそれぞれの政党あるいは議員によって占める比重というのは違っているのではないのでしょうか。正確に何分の何というわけにはなかなかいかない、こう思っております。

○星野朋市君 要するに根拠は余りないんです。

政治資金の一番大きなウェイトは、たしかこれは人件費だと思ひますね。そのほかの項目は、これは自治省に聞いてもむだなんです、お答えは聞かれませんが、ところが、今までの政治資金の中に、これは調査研究費百万とか百五十万とか、そういう形で全部認められたものがあるわけですね。それは何なのかということですよ。だから私が過去のものをもとにして計算しているのはおかしいというのはそういうことなんです。

いい例で申し上げましょう。企業に交際費というのがありますね。政治資金の中にも交際費はかなりあると思ふんですよ。

国税局があるゼネコンの常務、かなり派手に遊んでいた人でしょう、この人の一年間の交際費をくまなく洗ったことがあるんです。何月何日どこへ行って幾ら使ったのはどういう人間とどういふふうにして会ってそれで幾ら払ったのか、特定の人間に絞って一年間のものを全部後追い調査したんです。そしてわかったことは、本当の交際費はその三分の一だと。三分の一は何かというと、自分の遊興だった。三分の一は部下とのコミュニケーションだった。

交際費の実態というのは大体そんなものなんです。これは自分の身に、私は真ん中のものは余り使わなかったけれども、多少は使った。交際費というのは実際はそんなものなんです。そういうことを本当は精査して、要するに過去の実績じゃなくて、こうあるべき姿の実は三分の一の助成だと、こういうふうになるのが僕は本当だと思うん

ですけれどもね。

だから、この公費助成というものの基礎が依然として不明だということにいろいろ問題点がある。これは五年後の見直しということがあろう。本当に真剣に考えていただきたい。公費助成がその党の財政の〇〇%を占める、こういうようなことは絶対あつてはいけないと思つております。

それから次に、これは法律上の問題じゃありませんけれども、いわゆる比例の順位の問題、これは今の参議院の全国区だと全部拘束名簿制ですから、一位、二位、これがつきます。今度の場合には各政党の裁量に任せざるわけですね。そうすると、選挙をする側からすると非常にわかりにくい。

ある政党、これは言えば恐らく自民党だということになるかと思いますが、これは多分最初の順位は順位づけ、途中は同一順位、そこで例の惜敗率の問題が出てきます。それから、中間にどうなるかわかりませんが、下位の方は順番をつけれないからやはり同一順位の惜敗率、こういう問題がある。だけれども、政党によつては恐らく一番から全部順番をつけてしまう政党もあると思ふんです。

そうすると、選べない何なのか、片方はこんなのがあつて一列に並んでいた次のところにごそつと人がいる、また片方は一列に並んで下にごそつとこんなものがある、幾ら法律ではないといつても、こういうような大きな矛盾を感じるんではないかと思ふ。これは政党の裁量だからといって余り簡単に過ごせる問題ではないと思ふんですが、御感想はいかがですか。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 委員言われましたように政党の裁量の範囲内でございしますが、何分とも新しい制度でございしますので、そういう意味では次の選挙があるまでは我々としても周知徹底を十二分に図つていかなきゃならぬと思つておるわけでございます。

でも、ゴルフでもたくさん並んでいるときに、同じ場合には同じ順位、例えば百人のコンペをやれば同じ順位というものはあるわけですね。ですから、そういう意味では、惜敗率にしろ善戦率にしろ、これは同じ順位が並んでいるというのとは違う。私は意味がわからないということではないと思ひますが、いずれにいたしましても、これは新しい制度を入れることでありますから、周知徹底を十二分にやつて、何といつても有権者のための選挙でございまして、図つていきたいと思つております。

○星野朋市君 私は時間内にきつかり終わりたいですから、途中の質問を省きまして最後の質問をいたしたいと思ひます。

このような重要な法案、これはできるだけ与野党が一致して合意して成立させることが望ましいと思つていらっしゃるんですが、聞くまでもなく大臣お答えいただきたい。お二人、どう思つていらっしゃるのか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私も全く同様に考えております。そのことにつきましては、今回の法案を衆議院に提出して以来、細川総理以下、私どもの答弁は一貫している、こう考えております。

きょうも、午前中、閣法でなぜ出したのかということについて御質問いただきましたが、私もその際、かつての参議院の比例選挙の導入のとき以降ほとんど議員立法でございまして、一回だけ閣法というのは繰り上げ当選の部分のなものであったわけですが、とりわけ議会の選挙制度のルールに關することです、それから定数の増減といった問題を超えた全体のものでありますから、本来はじっくり与野党で御議論いただいて、そして政府提案ではないという形が国権の最高機関、立法府のみずからの土俵を決めるということについては最も望ましいのではないかと考えておりました。しかし、今回これまでの選挙の経過、連立政権誕生の経過、連立政権の性格等から閣法にしたところがございますけれども、本来はそういう考え方があ

ます。

したがって、その意味におきましては、今回の法案につきましても内閣としてはベストということと出させていたに過ぎないと思いますが、国会の議論については十分尊重させていただきたいということについては当初からそうした態度を一貫させて今日まで至っているところでございまして、この基本姿勢は変わっておりません。

〔理事 井淳治君退席、委員長着席〕

○星野朋市君 私は、要するに重要法案を与野党一致して成立させるべきかと聞いているんですから、イエスカノーかで答えていただければいいんです。

それで、本当は自民党の修正案というのが出たからこの質問をしたかったんですけれども、今からケースを四つ申し上げます。その中で担当大臣としてはどれが一番望ましいと思うか、御返事いただきたい。

ケース一、これは今の政府・与党が自民党案にできるだけ、一〇〇%と言いませんが、できるだけ近づいた修正案を出して自民党ともども賛成、成立させるというケース。

それからケース二、要するに骨格部分のある部分を修正する、どこをどう直すというのは具体的に言いませんけれども、そうして、この部分の修正によつては自民党は賛成するか反対するか非常に微妙なところなんですけれども、そういう状態。

ケース三、参議院協議事項だけは自民党案に修正して、骨格部分は全然修正しない。でも、これは自民党はやっぱ賛成しないでしょうな、骨格部分が直らないんだからね。

それからケース四、これは現在の政府修正案どおりで採決に持ち込む。当然、自民党は反対。共産党さんはこの法案全部に反対ですから、これはもう反対です。

そのケースの場合、大臣としては一番望ましいと思われのはどこですか。

○国務大臣(山花貞夫君) きょうの質疑の中で一番の難問ということだけではなく、これは国会が

これだけ議論が進んできている段階で、衆議院段階でも終盤に与野党の話合いがございましたが、参議院は一体これからどうなるかと。こうした時点で、政府の立場としては、先ほど申し上げましたとおり、国会における与野党の議論で成立することが一番望ましい、こう言ってきた立場もございまして、これからの院における議論について政府の側からこれが望ましいことが望ましいと言ふことについては、これは差し控えなければいけないのではなからうかと思っております。

ただ、はっきりしている結論は、この政治改革について国民の政治の信頼回復のためには何としてもなし遂げなければならぬ。その結論だけは明確でありますし、このことについては与野党ともに共通の認識で今日に至っている、こういうように確信をしております。

○星野朋市君 私の今の質問に正確にはお答えいただけないですけれども、しょうがないです。今のお立場からお察しいたします。

それで、最後に申し上げますが、きょうの午前中の野沢先生、森山先生の御議論の中に、参議院改革についても実は自民党は一つの案を出した、それで与野側は真剣に協議されているというお話がございました、どの程度一生懸命やったかというところはわからないですけれども、それで、実はここに問題があるんです。

先月の二十四日のこの政治改革特別委員会が開会された冒頭に、我が党の松浦理事から、衆参選挙の整合性の問題の質問の中に、参議院制度の改革は政府が提案されますねという御質問があった、大臣はそういうふうにお答えされたと思うんですが、ちよつとけさの御議論の中と意味が違ふと思うんですね。あるいは総理がもしも、そのこのところをちよつと明確にしてくださいたいんです。

○国務大臣(佐藤観樹君) 松浦委員の御質問に対しては総理の方から、幾つかの回答がございましたけれども、最終的に総理が言われましたのは、与野党がまとまるならば政府として提出する

こともあり得る——あり得ると言ったか、出しますと言ったのか、いずれにいたしましても、重要な国権の最高機関のあるべき姿の問題でございまして、それは与野党でまとまって提出は政府がしろというんでしたら、いろんな細かいこともございまして、政府としては喜んでさせていただきます。

これは星野委員今御質問のように総理が言われたものですから、私もその後すぐ総理にお伺いをしましたら、総理の言われますのは、長い問答の間で与野党がまとまるならば政府として提出することもおさかでないといましようか、細かい言葉の表現は別として、そういう意味でございまして。

○星野朋市君 終わります。(拍手)

○岩本久人君 先月二十七日に私は総括質問をいたしました。その中で不十分な点がございまして、最初にまず法務大臣にお伺いしたいと思っております。

過去十年間の選挙における戸別訪問と文書違反の件数、当日の警察庁の答弁では、戸別訪問については千四百八十八件の二千三百九十八名、文書違反については千四百六十三件の三千六百七十二名というものであります。これはこの結果、その後これはどのような刑罰が科せられたのか、具体的に伺いたいと思います。

○国務大臣(三ヶ月章君) 前回、そういう御質問でございまして、委員から答弁に御猶予をいただきました。

資料に基づいてかなり細かい数字をお答えする必要がありますので、もしよろしかったら政府委員の方からお答えさせていただきたいと思いますが、いかがでございませうか。

○岩本久人君 いいです。

○政府委員(則定衛君) 裁判結果ということでございますが、五年間に限りまして最高裁の司法統計年報について調べてみました結果を御報告させていただきます。それによりますと、昭和六十三年中に一番、地

方裁判所で有罪判決がありましたのが百八十九人です。その中で罰金に処せられた者が十人、それから執行猶予つき懲役または禁錮に処せられた者が百六十七人、懲役または禁錮の実刑に処せられた者が十二人ということになっております。

また、平成元年におきましては、一審、地裁有罪判決を受けました者が二百二十五人、罰金に処せられた者はその中で五十一人、執行猶予つき懲役または禁錮に処せられた者が百六十九人、懲役または禁錮の実刑に処せられた者が五人。

それから、平成二年におきましては、有罪判決を受けた者が五百八十一人でございまして、罰金に処せられた者は十三人、執行猶予つき懲役または禁錮に処せられた者が五百六十三人、懲役または禁錮の実刑に処せられた者が五人。

平成三年におきましては、有罪判決七百六十六人中、罰金に処せられた者が五人、執行猶予つき懲役または禁錮に処せられた者が七百九人、懲役または禁錮の実刑に処せられた者が二人。

平成四年におきましては、有罪判決総数が百四十八人、そのうち罰金に処せられた者が二十四人、執行猶予つき懲役または禁錮に処せられた者が百十八人、懲役または禁錮の実刑に処せられた者が六人となっております。

以上でございまして。

○岩本久人君 では、次の質問に移ります。法務大臣、結構でございます。

政治資金規正法の問題について取り上げてみたと思うんですが、今までの議論で問題になっておりますいわゆる第二十一条の四項の問題、参考までにこの条文がどうなっているかというのを読んでみたいと思うんですが、「会社等の寄附の制限」、時間にかかいますから第二十一条は省きますが、その四項にはこう書いてあります、政党支部の規定のところ、

第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村(特別区を含む)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

普通の人々が普通に読んで、これは何が書いてあるのかかわからぬと思うんです。

それで、もし私だったらこれと同義語になるのにどういふふうに表示するかと一生懸命考えてみたら、簡単に言えば、市町村の区域または選挙区の区域をもって政党及び政治資金団体とみなす、これで十分足りるんじゃないかと思うんですが、何々以外のまた何々以外でこうだ、こういうようなことで物すごくいろいろな言い回しが難しく難しくしてあるというふうな感じがしてならぬのです。

その点、これは何が書いてあるのか、どういうことなのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘のとおりでして、私ももともと弁護士という商売柄こういう文章については読みなれていて方ですけれども、やっぱりわかりにくいというのが実感でございます。

簡単に言えば先生がおっしゃったとおりの結論なわけですが、一項目で企業・団体献金は政党、政治資金団体に限る、二項目で政治団体がする寄附は例外、三項目でもらうこともいけませんよと言った後に、二十一条の四項目で、政党の支部というの、一つの地域ということで組織されたものについては政党及び政治資金団体のそれぞれ一政治団体とみなす。

要するに、ここで言っていることは、原則は企業・団体献金は政党、政治資金団体だけ。そしてその支部ならばよろしいけれども、支部というのは地域に根を張った支部でなければいけませんよと、これだけのことが書いてあるということだと思っております。

この法文のつくり方につきましては私も説明不十分だと思ひますので、選挙部長の方からちよつ

とつけ加えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(佐野徹治君) この改正法案の二十一条の第四項につきましては今お話しがあったとおりでございますけれども、この趣旨でございますが、政党というのは本部のほか支部の組織から構成されておるわけでございまして、支部組織にはさまざまな態様があると思ひますので、外形上そこららを明確にする必要があるのではないかと、そういうことで、企業等の団体献金を受けることのできる政党の支部につきましては一以上の市区町村の区域または選挙区の区域を単位とする支部に限ることとしたしまして、その規定の明確化を図つたところでございます。

○岩本久人君 そこで、この際、法制局長官に聞きたいんですが、まず日本には法律と名がつくものが大体幾らあるんですか。そして、とにかくどの法律を読んでみても、これもそうですが、とにかく難しく書いてあるような感じがしてならない。なぜもと国民から見てもわかりやすい表現にならないのか。この点について、まず基本的な見解を伺いたいと思つております。

○政府委員(大出俊郎君) 最初の御質問で、法律の数がどれくらいあるのか、こういうお話がございましたが、平成五年の十一月三十日現在、これは法務省の司法法制調査部というところで調査されたものでございまして、件数としてしましては千六百二十件、法律の数ではということになっているのであります。

ただ、若干これは統計上の問題もございまして、で、例えば一部改正法の附則がまだ生き残つていたりとか、あるいはもう既に実効性というものを喪失しているというような類のものもあるかもしれないんですが、そういうものを司法法制調査部なりに整理をされての数字だと思ひますが、千六百二十というふうな私ども承知をいたしておるところであります。

そこで、今度はその法律の条文等の問題で、非常にわかりにくいという問題でございしますが、法令につきましては、その文章表現だとか規定の仕

方だけではなしに、さらに用いられる言葉というふうなことにつきましてもできるだけ簡潔で国民一般の方々にも理解されやすいものであることが非常に大切なことであるというところは、御指摘のとおりだろうと思ひます。当局といたしまして、部内で研究会などを設けまして検討するなどの、これまでも法令文の平易化、わかりやすくするための努力、工夫をいろいろ重ねてきたところでありました。

ただし、一般に法令は国民の権利とか義務にかかわるものでございしますから、ある事柄について規定しようとする場合に、必要なことを過不足なく正確に表現することが求められる。また、その法令のほかの条項なりあるいは関係するほかの法令の規定との整合性を保つということも、必要なわけでありまして。こうしたことから法令の規定中の表現が広く一般に用いられる文章に比べてどうもかたいというふうなものとなり、とすれば読みにくく、しかもわかりにくいというふうな面があることは、正確さを期するという意味では避けがたい面もあるかと思ひますが、今後とも極力わかりやすく法令の規定を表現するように私どもも努力をしてまいりたいというふうな考えております。

○岩本久人君 まあそれぞれいろいろな理屈があるんだらうとは思ひますが、我が国はまさに高度に発達した法治国家でございします。何人といえども法律と無関係では生きていけないわけでありまして、一人一人の国民にとつてわかりやすい、そして親しみやすい表現にしていだくように今後飽くなく追求してもらいたいと思ひます。

ところで、担当大臣に伺ひます。いづれにしても、この二十一条の一項によつて、今後は企業・団体献金ができるのは政党及び政治資金団体、こういうことになるわけですね。それで、今までの議論でいろいろたくさん問題点がでておりますが、何といつても一番の問題は、その政党支部に対して、それは一つでなくいいん

だと。例えば、今まで女性支部とか青年支部とか職域支部とか、そういったようなものがあるというところですが、そのことを本当にそれでいいんだよということにしたら、オーバーに言えば、とかく問題の多い企業献金を規制するという大きな目標からしてみても何のための政治改革か、こういうことになるんです。

ですから私は、五年後の見直しという問題もあるとは思ひますが、できるだけ早急に、それぞれの政党が支部を幾らつくるといふのはそれぞれの政党の自由でしょうから、しかし企業・団体献金等を受けることのできる支部は一つに限る、こうすべきだと思ひますが、その点についての基本的な考えを伺ひたい、こう思つております。

○国務大臣(山花貞夫君) まず、基本的な問題として政党と政党の支部の関係があると思ひます。政党と支部は一体のものである、こういうふうに考えるべきものだと思つております。したがつて、政党の中央本部、県の本部、支部の本部、全部一体として考えなければいけない、こういう前提があると思つております。

ただ、しかし、支部の中にも今御指摘ありましたとおりさまざまな形態がそれぞれの政党によつて規約上設けられてきたというの現実だと思ひます。これはそれぞれの政党の判断、組織のあり方についての規約の定め方による。したがつて、あるいは職場支部、あるいはその他の地域支部ということについても書かれてまいりました。

今回、さきに引用しましたけれども、各政党のそうした規約部分についても比較して比べてみましたけれども、それぞれの政党はばらばらでございします。ばらばらであつて、そのところについては、政党の活動の自由といひますか、そこにつとつてみずから政党に最も理想的なあり方、そして支部の構成員についても最近では外国人問題まで関連してきているというふうなところもございします。そうした支部について、そういう意味でたくさん支部が余りにも自由にできるということになれば、御指摘のとおり企業・団体献金禁

お伺いいたしまして、そのときに十一項目の私どもの立場の要望書というのを提出しました。その要望書の中身ですけれども、「政治改革法案の取扱について」ということで、

従来より私たちの政治改革に対する考え方は、政治腐敗の防止を基本とし、政治資金の透明化と政治資金の助成を制度化することによって、大きく改善できると主張してきた。

それ故、選挙制度改革は、これ等の改善策が実現され、その推移を見守る過程で検討すべきと考えている。

しかし実際の国会の審議においては、少数政党及び無所属議員の意見がそのまま反映される現状にないことも事実である。

私達を選出した有権者への責任をおもひ、今まで主張してきた精神は堅持しつつ、この法案がより自由で民主的な政治活動を保障する制度となるよう努める義務があると考える。

というように、十一項目ですからその中には三％阻止事項とか政党要件で所属国会議員の現状五名を二名にしてくださいとか名簿登録者三十人を十名以上にしてくださいとか、そういったようなことをお尋ねをしました。

そこで、早速私どものそういう意見が通ったかどうか知りませんが、その後三％阻止事項というのが二％だという話がちらほら聞こえてまいりました。これは効果があつたかなと一瞬思いましたけれども、そういうことで修正事項になったという理解をしてよろしいのでしょうか。

それから三％、二％というその根拠、これはどういう根拠でその数字が出てきたのかということでございます。

それから、総理に申し入れたときもそうだけれども、この数字そのものが非常に国民にとってわかりにくくなっているということです。この三％が一番理解されにくい。そこで、一番理解されやすい方法は、やっぱりこれは過去の国政選挙の議席獲得に必要な最低得票率の平均値によ

るものというのが一番いいんじゃないかということをお願いしました。そして、過去四回の参議院選挙の比例区をとってみれば、ドント方式の最後の議席獲得に必要な得票率の平均は一・七四％であります。

これは、ちょっと資料を見させていただきますけれども、昭和五十八年参議院選挙のときのドント式配分五十番目の政党、これは共産党五議席ですけれども、一議席当たり得票率が一・七九％。昭和六十一年参議院選挙ドント式、同じく五十番目の政党は自民党の二十二議席、一議席当たりの得票率が一・七五％。それから平成元年、これは社会党の二十議席で、一議席当たりの得票率は一・七五％。それから平成四年、民社党三議席、一議席当たりの得票率は一・六七％ということになっております。

それから、全国区がその前にありましたけれども、この過去三回、昭和四十九年、五十二年、五十五年、このときのものを平均して一・一二というところになっております。比例区と全国区一緒に合わせて一・五九という数字になつております。(あんたの防衛率と一緒だよ)と呼ぶ者あり)いや、そんなによくはなかったんですけれども。私の場合は三・七九でございます。こういうことで、ちなみに全国区時代のものをもう一回言いますと一・一二％ですので、比例制度と平均しますと一・五九％というようにも出ておりますけれども、このようにどの角度から見ても二％以下に修正するのが妥当ではないかというふうにも私どもは考えておりますけれども、この辺をいかにお考えでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘いただいた昨年の御主張の中で、恐らく腐敗を防止するという観点につきましてはかなり今回の法案に盛り込んできたのではなからうかと思っております。

次に、三％条項につきましても、今幾つかの論点ということで御質問いただきましたが、まず初めの問題点といたしましては、今回の得票率三％要件は高過ぎるのではないか、こういう点だった

と思います。同時に、実は五人の要件と三％ということにつきましては、五人ということについては従来の法律にずっと書かれておったところもございまして、それに今回は三％という得票率をつけ加えた理由につきましては、一言で言って政策判断である、これまでこういう言い方をさせていたできました。

実は、今、江本委員御指摘のとおり、過去の最低当選者の得票率ということ試算しますと、随分詳しくお調べいただいた数字のとおりになると思いますけれども、例えば参議院の比例代表で考えれば、従来は定数が五十ということございまして、今回はこれが二百二十六ということになってまいります。そうなると、このところは随分違ってくるんじゃないかというふうにも思っております。

そうしたことから、諸外国の制度を見ましても、部分的なものではなく全国一本の比例代表というところになりますと、やっぱりある程度、三パー、五パー、あるいは四パーといったようなそうした基準というものを設けていることも現実でございまして、そうした中で政策判断として出ささせていただいたわけであります。当初から私ども、総理も一貫して申し上げてまいりましたのは、とにかく国民の期待にこたえて、この法案については成立を急願している、こういう立場から、政府としてはベストです、こう言って出しておりますけれども、国会で十分御議論いただいた場合にはその御議論については尊重させていただきます。こういう姿勢で今日に至っております。衆議院段階で幾つか修正した点についても、そうした姿勢のいわば証拠と申しましうか、あらわれであつた、こういうふうにお受けとめいただきたいと思っております。

まず、最初の政党要件のうちの三％の問題につきましては、これは最近私も、マスコミを通じてのものをも含めて、連立と党内においても手直しに値する課題である、こうした共通の認識があるということをお願いして、政府としてもそ

うした与党の動きにも注目しているところでございますし、またこの衆参を通じての与野党の議論ということについて大変貴重な御意見であると考えて今日に至っているところでございます。

まだこれからの経過があると思っておりますけれども、これで与野党の議論、あるいは連立与党と皆さんとの協議が調って修正あるいは法改正というお話になってくるのであるならば、政治改革担当の私といたしましても政府内部におきましてそのような方向でまともていく、こういうつもりでこれから努力をしていきたいと思っております。

○江本孟紀君 そういふことで、三％の問題をもう少しこだわりたいと思います。

この三％という数字が政治改革法案の中の至るところに出てくるんですけれども、例えば立候補の政党要件とか、当選人決定の阻止事項、政党助成の要件、それから政治活動に関する寄附を受ける団体要件というように、三％という数字になつておりますけれども、三％という数字は消費税のときも三％ですけれども、この三という数字に何かこだわりとか深い意味があるのかどうか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

○国務大臣(山花貞夫君) 全くこだわりの持っております。基本的には申し上げたとおりです。

今御指摘のとおり、政党要件だけではなく政党助成法における要件あるいはその他の部分にも横並びでこの数字がございまして、したがって、これは御議論いただいて、与野党の御議論あるいは江本さんの会派と与党との御議論等々を含めて、恐らく私は、もし検討ということになればこれまた横並びで検討するということになるのではなからうか、こうも思っているところでございます。政党助成法における三％という要件につきましても、こういう横並び的な考え方もあつたわけですが、私も、恐らく江本委員の御関心として例えばいつの選挙を基準にするのかということもあるんじゃないかと思っております。

先ほどこれまでの例をずっと紹介してきましたけれども、その時点時点によって動きまわすね、各政党ともに。あるいは、とりわけ少数会派の皆さんの得票については三%を超すこともあればそうでないこともあるといった場合に一体三%はどうなるか、こういう議論もあるのではなからうかと思っております。

衆議院の場合には解散がありますから一回の選挙で全議席を決定するということになりまうけれども、参議院の場合には半数改選でもございまして。そうすると、一番直近の法律に書いてありますけれども、直近だけではなく前回ということも考えなければいけないのではなからうかというふうに思っています。政策論とかあるいは立法政策的には検討の余地がある問題ではなからうか、こういうふうに思っています。

また、一番最後に触れておられました比例代表選挙立候補における人数の要件ということにつきましても、これも従来の参議院段階におけるあるいは衆議院段階における確認団体の制度といった数もある程度念頭に置かれたわけでありまして、従来、確認団体について参議院ならば十人、衆議院ならば二十五人、こういう制度がありまして、確認団体の資格を取る取らないということは、その後の選挙戦上の有利不利ということに大いにかかわったといったことでの十人、二十五人という基準がございました。

こうした点につきましても、立法政策上の問題として果たしてどうなのかということについては、これまた野党の御議論、あるいは皆さんとそこでの御議論などにつきましても十分検討させていただきます。またそうした中で合意ができるならば政府としては十分これを受けとめて検討させていただきます。

最後に、なかなか難しいのは政党要件としての議員五人という問題でありますけれども、これは既にいろいろな法律にずっと存在しまして、これまでそれでよろしいということで今日まで来た経過がございます。

過がございます。このところは直ちにというよりは少し時間を要するのではなからうかと思っておりますけれども、御指摘の御趣旨については十分御意見としてよくわかりますので、そのことも、この問題はちよつと時期的にはずれるかもしれないけれども、検討課題となるのではなからうか、こういうふうに思っています。

○江本孟紀君 この後に徐々にそういうのを質問しようと思っておりますけれども、言われると何か順番がぐつと狂ってくるかなという感じもしますけれども。

今私は、この三%の意味というのはそういう根拠が要するに横並びだというようなことだというふうに理解しますけれども、しかし、これを仮に二%以下に修正されるということであれば、これは非常に国民に理解されやすい数字になるんじゃないか、さつき挙げました私の最低の数字という基準からいえば非常にわかりやすくなるんじゃないかというのを私は主張したいと思っております。

そういうためには、やはり一律にすべての要件は全部今言いました二%以下にすべきじゃないかというふうな考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) おっしゃるとおりに思います。

ただ、五十人の場合と二百二十六、ちよつと違いますから、二%からまたうんと下げるということとは、これはちよつと現実の数字を当てはめてやってみますと全体の合意といえますか、それはなかなか難しいのではなからうか、こういう気もしております。ただ、御趣旨については十分理解できるところでございます。

○江本孟紀君 今のお答えからいろいろ関連して、最もきょう言いたいところだったんですけれども、この後に出てきます問題なんですけれども、私も、私どもはやはり少数政党という立場から、今一番少ない二名という国会議員の数の政党を一応構成しております。そのところで、先日下稲葉

先生の質問の中で、大変重要というより、解釈を非常にはっきりさせておかねばいけない箇所がありました。

つまり、今言いましたように、私のところの政党ということでは、前々回、初めて結党して出てきたんですけれども、そのときは一・七%を獲得しました。前回は一・〇六%というふうな得たわけなんですけれども、この状態ですと、とあえず政党助成法の政党要件というのは満たしておるわけなんです。ところが、次の一年半後の選挙でこの三%を超えられなかった場合、この場合に次の三年間は交付の対象とならないのではないかと、この御心配を下稲葉先生が質問をされましたが、そのときは幸か不幸かちょうど自治大臣のお答えがなかった。お答えというよりもお聞きにならなかったののでお答えをされておりましたけれども、そこで私が改めてお伺いしたいと思っております。

衆議院の場合は選挙が一回しかありませんから、それはそのときに直近という言葉が一回で使えるわけなんです。ところが、参議院の場合は直近が二回あるわけですね。そうしますと、さつき言いました下稲葉先生の御心配のとおりなんですけれども、私も、私どもの場合、これ、最初に言いましたように、三年間は公的助成を受けて、次に三%を超さなければ突然公的助成はあしたから金が入ってこなくなるということになりますと相当うろたえるような事態になるわけなんです。そういうふうな解釈ということになつてしまつてこれはかなりおかしいんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 既に野党、自民党の皆さんからも御指摘をいただいておりますが、さきうまた改めて直接該当される江本委員の方から御質問をいただきました。確かに、おっしゃるとおりだと思っております。

くだいようですけれども、政策判断として出しているわけでありまうけれども、これは皆さんの御議論をいただいた中で合意さえできればこれは検討し、これを修正することについては可能性はあるテーマだと、こういうふうに思っています。

ただ同時に、今御指摘の問題につきましても、直近だということにするのか、前回と前々回を平均するというものにするのか、あるいは前回か前々回どちらかにするものにするのか等々のことにつきましても、若干の過去の実績を調べた中でそういうことを含めてよりよき結論を出さなければいけないテーマではないかと、こう思っています。

○江本孟紀君 そこで、非常にそのあたりを何とかしてほしいというのが私たちの考え方ですけれども、参議院におきます直近という言葉の説明がこの法案では非常にあいまいであるということ、やはり説明不足ということですから、これは要するにはっきり明文化をするということが大事かと思っております。方法は別にして、このことを求めたいと思っております。

次に、山花大臣にお伺いしたいと思います。比例代表における、これは私どものあれじやないですけれども、政党要件で名簿登載者を三十名以上としております。とすると、これは何度かやられたと思えますけれども、実際出てくるのが一億八千万の金がかかる。

そもそもこの政治改革をやるときに金のかからない選挙制度をというふうなことで始まっているのに、選挙に出るのにもういきなり一億八千万も金がかつてしまふというふうな制度になつておると思うんですけれども、これは私らにとつても非常に、もし一応政党要件は満たしているというふうな形ができたとしても、万が一衆議院でスポーツ関係から出たいというふうなことになるんです、うちにはとても一億八千万もありません、いろいろな事情もありまして大変なものですから、そういうところも何となく私どもにとつてもこのあたりはかなり考慮すべきではないかというふうな考えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘の部分については、選挙における選挙公営にかかるお金という

こともちよつと御紹介させていただかないと、なかなか説明十分ということにならないんじゃないかなと思うています。
今回は供託金の金額については現行のものと同じであります。

（委員長退席、理事一井淳治君着席）

したがって、今の委員の御質問は、同じでも人数が三十ということになれば大変だと、こういう御趣旨として伺ったところでございますけれども、公営部分について一体どれくらいかかっているかということについて見えますと、例えば前回の参議院の場合には候補者一人当たり選挙公営部分が一千九百七十一万円かかっております。あるいは議員一人当たりということになりますと一億三千四百六十四万円、議員一人生み出すのに選挙公営が一億円以上かかっているというのが参議院の選挙公営の部分でございます。衆議院につきましては、前回が千六百六十六万五千円、今回が千四百十五万円。要するに、選挙公営部分で衆議院でも千四、五百万、参議院の場合ですと約二千万近くのお金を公営として出しているということもありまして、その意味ではある程度の供託金を出していただく、法定得票数がない場合には手続が違ってくる、こういうような供託金と選挙公営の部分の金額についてもひとつ念頭に置いてお考えいただきたいと思います。

そして、この三十人要件ということにつきましては、趣旨としては小選挙区の部分については個人で出ることになる、比例部分は党が推薦しないといけないということから三十人そろえたいということ、今回は二百二十六ですから、従来の参議院とは違って、その数を考えれば衆議院の現在の確認団体二十五ということに比べると三十、こういう数字を出したところでございます。かつての海部内閣のときはたしか三十五という要件だったと思っておりますが、それよりは五人削ってその部分だけ出やすくしたわけですから、けれども、まだこれでも大変だというお声がございますことは何ったところでございますか、これまた

先ほどのいろいろな要件と同じことで、少数党派の皆さんからそういう御意見が出て、それを与野党の議論あるいは与野党の皆さんとの合意ということになれば、政府としてはこういう問題について受けとめて検討するということにやぶさかでないということについて、この部分についても申し上げておく次第でございます。

○江本孟紀君 確かにそうなんですけれども、数が違いますから、でも少数政党という立場を考えたら、もう少しこの数のところは考慮していただきたいと思ひます。
次に佐藤自治大臣にお伺いしたいと思いますけれども、この政治改革法案が議論されてから、与野党問わず、よく外国の事例をよく持ち出されます。外国はこうだからというように不当性を非常に強調されますけれども、私は海外の選挙制度が必ずしも日本に合っているかどうかということに関しては、これは日本の独特の風土やそういったものもありますから、合うかどうかは別にしまして提案をしたいと思うんですけれども、小選挙区を取り入れるとしたら、やはりその中には多選禁止事項というのを取り入れるべきじゃないかというふうに思ひます。

ここで、また資料を持ってきましたけれども、外国の例です。アメリカなんかは、これはもちろん大統領は二期しかできません。それから、下院議員は任期が二年で、これは三期六年というふうによつては三期、四期、六期というのがあります。あとドイツ、スイス、メキシコ、フィリピン、韓国、いろいろなこういう法定年制という任期を設けてあるというふうなことでして、こういうところを私は、小選挙区にするということであれば多選禁止事項といったものをこの法案の中に組み込む、こういうことがあると世論も何となくいろんな意味で今まであった弊害のようなものも少し緩和されるんじゃないかというふうに思ひますけれども、この辺はいかがでしょうか。
○国務大臣（佐藤観樹君） 地方におきます知事以下

の首長さんにつきまして、職務権限を持つていふということでも多選禁止という声が非常に大きいことは私も聞いておりますが、ただ、これも結局有権者の選択にまづべきじゃないかというまた一方の原則的な有力な意見もあります。今、江本委員言われました小選挙区におきます議員の多選問題というのは、これは今から議論するには少し早いのではないだろうか。

確かにアメリカの場合には、江本委員言われましたように、かなり禁止をされておるわけでございますが、これから見通す政治状況というのはかなり激しいものになって、小選挙区においても当落というのはかなり違ってくる可能性も多いんではないだろうか。そのあたりの少し先を見てから、やはりその議論というのは有権者の方々の御意見も聞いてみてすべきテーマではないか、こういうふうにも思ひます。

○江本孟紀君 時間がなくなりましたが、いつぱい用意したので一通り全部やりたいなと思ひますので、手短にお願ひしたいと思ひますけれども、佐藤大臣にお伺いしたいと思ひます。

参議院選挙において拘束名簿式を採用したときの主な理由は一体何だったのかということですが、これも、これはいかがですか。
○国務大臣（佐藤観樹君） これは、人口一億以上いる国で有権者を全国を単位にするという制度の国はないんです。そして、銭国区だあるいは残酷区だと言われたように非常に金がかかると。当時言われたのは、五億とか六億とか多い人は言っておったわけでございます。これを政党本位に変えることによつて金のかからない制度にしようというのが趣旨であつたと記憶をしております。
○江本孟紀君 この全国区を廃止したときは、私たちが聞いておるのは、どうもタレント議員がほとんどふえてくるからそれを排除しよう。最近でもある雑誌には、我々について、お笑い・スポーツ十人衆などというふうな書き方をされていますけれども、そういうようなことがあつてはいけないんじゃないか。

一つの政党の名簿の中にどうしても当選させたい候補と絶対に議員にさせたくない候補がいた場合に、国民の意志はどういうふうな反映されるのか。それから、選挙というものはもう本当に国民に対して親切なやり方をしなければいけないんじゃないかということ言ひますと、やはり選挙というのは拘束名簿式というのは見直すべきじゃないかというふうに思ひます。そうしますと、私は、参議院に拘束名簿式があるんですから、より顔の見える、地域に密着した候補を選ばべき衆議院では非拘束名簿式を取り入れるべきじゃないかなと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣（佐藤観樹君） 後ろの方の問題についてだけのお答えでいいんだと思ひますけれども、衆議院の場合には、もちろん拘束名簿式を一部名簿に入れてもいいし、あるいは重複立候補というところで小選挙区で戦つてその倍率率によつて順番が決まるという制度もございまして、そういう意味では、顔が見えるという面においてはかなり参議院の比例代表よりも顔が見えてくるのではないかとこのように考えております。

○江本孟紀君 時間がないので、次に山花大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、少数政党にとつてもう一つ看過できない問題があります。それは、政党要件の中に衆参を通じて国会議員は五人以上としてある点なんですけれども、この点についてどうお考えですか。根拠をお願ひします。

○国務大臣（山花貞夫君） これは、かねてから政治資金規正法等におきまして五人要件という一つの基準がございまして、政党というものをどういう基準でということになりますと、ある程度客観的な国民がわかりやすい基準でなければならぬというところがやっぱり一つあるんだと思ひます。政党をつくっているわけじゃないから、五人、三人、いろいろなこういう基準などをつくつたりして、政党というものはそこでの基準で判断する、こういうのが経過であつたというふうに思ひます。ところでございまして、この点についてはさつきもちよつと出しましたけれども、いろんな法

律にはめ込まれておりますので、現在までこれで来ておりますので、このところはちょっとなかなか厳しい検討かなと、こういうふうに思っております。

○江本孟紀君 もう一つだけ、済みません。岩本先生の分もひとつよろしく願います。

○理事(二井淳治君) 簡単にお願います。

○江本孟紀君 そこで、ぜひ五名を二名にしたい。最低の二名の根拠は、私たちのところからスタートしているところと一応認定をされておる党でありますから、そこからスタートすべきじゃないかということで、それをお願いしたいと思っております。

それから、最近、この政治改革法案を初め国の基本にかかわる問題におきまして党議拘束を外すべきじゃないかという風潮が非常に高まっております。日本には政党法というのがあるんですが、また基本の政策も連立政権時代にはいろいろ変わったりなんかするんですけれども、国民の目からすると政党よりも個々の政治家の資質というものに非常に期待する傾向が強いんじゃないか。現に細川総理大臣の支持率なんかもそうだと思います。

こういうふうな選挙制度というのはこれ自体が非常にわかりづらいんですけども、国民の気持ちというのは本当は政治家個人に、政党助成なんかにしても政党というよりも個人にお金をもう少し、例えば経費の助成とかというふうな考えをすべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○理事(二井淳治君) 簡潔にお願います。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) これは、全体的な流れをいまして、個人と企業との出てきたいろんなスキヤンダルをなくそうということで、政治自身を政党本位という大きな流れを今つくっていくわけですね。

そういう中におきまして、我々政治家個人も、例えば立法事務費とかその他かなりのものが出てくるわけでございますので、国会の中における個人

の議員としての活動費というのをどうするかというのはいわば別の問題で、つまり議会内における処遇という意味で歳費を幾らにするとか立法事務費をどうするかとか立法調査費をどうするかという問題はこれはあるとは思いますが、基本的な援助というのは政党本位という基本からいうならばやはり政党にいくというのが正しい流れであろうというふうに考えております。

○江本孟紀君 時間がないので、この辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○高崎裕子君 それでは最初に、政党助成の算定根拠についてお尋ねいたします。

算定根拠の説明を受けましたけれども、これは全く私は大ざっぱだというふうに思うんです。八九年から九一年の三年間のすべての政党の政治資金の純支出の平均を算定の根拠にしている。その純支出額は千二百四十三億円で、この額がすべての政党の政治活動費ということになるわけですが、この三分の一を助成しようとしている。その千二百四十三億の内訳ですけれども、政党本部が三百六十九億、そして政党支部が四百三十二億、そして国会議員の関係政治団体分として四百四十一億円というふうになっているわけですね。

この中で国会議員の関係政治団体分の四百四十一億円なんですけれども、自治省届け出分と各都道府県届け出分がそれぞれありますけれども、自治省届け出分については政治団体のすべての支出総額の二分の一というふうに見たと。それから各都道府県の選挙分は国会議員分としては三分の一と見た。この二分の一、三分の一というのは、これは大臣、推計ですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 前回の海部内閣当時以降の計算の仕方といいますか、ということだったわけですが、その今の分については、自治省が実態というものを把握した中で推定、推計をしたところでございます。

この点、ちょっと選挙部長の方からつけ加えて……

○高崎裕子君 結構でございます。

○国務大臣(山花貞夫君) いいですか。推定でございます。

○高崎裕子君 自治省と都道府県に届け出られた政治団体の支出額というのは千八百五十二億円なんです。そのうち国会議員の政治団体分、自治省分は二分の一、つまり五〇〇億と見た。それから、都道府県分については三分の一、つまり三三〇億と見た。これは今言われたように推計です。何の根拠もないわけなんです。

大変大事なことは、一％違っても十八・五億違えます。一〇％違えば百八十五億も違ってくるというところでは、支出額がふえれば助成金も当然ふえてくるということで、こんなつかみ金のこと、いわばどんぶり勘定とも言ってしまうようなこういうことは本当に私は許されないというふうに思うんです。

その点、どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 推計というのはけしからぬじゃないかという御指摘ですけれども、確かに明確な基準といえますが、計算根拠ということも過去の実績に基づいて試算されるということではなく、新しい制度をつくるに当たって一体何を基準にするかといえ、これまで御報告しておりますようなこれまでの各政党の支出の実績というものが、これに基づいていく以外にはないというのが現実的な決め方ではなからうかと思っております。

したがって、御指摘のような過去の実績から推計ということ、そして、その推計が少し違えば金額が変わるではないかという部分につきましては、その意味におきましては過去の推計の数字をきちんと把握した上でございますので、その上での計算ですから、推計としてはこれ以外にやり方がないのではないかと、こういうふうに思っております。

○高崎裕子君 過去の実績でいろいろと推計をし

てみたということなんですけれども、今言ったように一％違えば十八・五億も違うという大変なことで、その推計で国民の税金を使うということはもう大変な問題なわけですね。

いろいろと調べてみたというふうにおっしゃるんであれば、それをもう少し出して国民の納税のいく形で示さなければ、一％で十八・五億、そして一〇％で百八十五億も違う、こういうつかみ金的なことは本当に国民は納得しないわけですね。ですから、推計だというふうにおっしゃったわけですから、そういう点は非常に問題だというふうに思うんです。

それで、大変つかみ金だということについては政党支部についても言えるということで、この点については私は指摘したいんですが、政党支部は四百三十二億です。この純支出額の算定も全くでたらめなわけですね。海部自民党内閣の当時は算定基準として、政党支部については当然これは地方議員の分も含められておりましたのでこの地方議員の分はよけるということで、国会議員分としては二分の一でカウントしているわけですね。四百三十二億円の二分の一、つまり二百六十六億円というのはいくらも積み重ねられているということになるわけですが、この点は間違いありません。

○国務大臣(山花貞夫君) できる限り国民の皆様

に御納得いただけるような計算方式を出しているつもりでございます。

今御指摘いただいた分につきましては、海部内閣のときの計算の方式というものを一つの基準といたしまして、こう申し上げておりますけれども、別にそのままをつくり取り入れたわけではございません。当時と今回違っておる最大のポイントは、企業・団体献金の取り扱いでありまして、当時はたしか自民党案は、資金調達団体は政治家二つというところを通じて企業・団体献金を集められる、こういう仕組みになっておりましたけれども、今回は企業・団体献金に大きく踏み出すということから企業・団体献金を政党、政

治資金団体に絞る、個人の政治家後援団体には即時全面禁止。こうしたところが当時の法案とは全然違っているところがございます。

そういうことを前提としながら、今回は政党本位の選挙制度、そして政党の活動というものを個々の支部が担う場合もあれば政治家個人が担うものもある、こういった観点から、そうした部分について考えるならば、これからの政党活動というものについては本部の指令に基づいて政党の政治活動という格好で行われることに要するコストなども勘案するというなどを考えまして、支部につきましても今回のような措置をとったところでございます。

同時に、いろいろ御質問いただいて、推計だからこのところがちよつと違つたらどうかというところは私は全部否定するつもりはございません。そういう部分を新しい制度をつくっていく中でできる限りの努力をした結論が今回の推計の方式だったわけでございます。

では一体この問題について、よしあしという問題については、これは一つには五年後の点検ということがございます。これから一体どういふような政党の資金状況になるのか、あるいは個人献金の流れが一体どうなってくるのか、こういうことを全体的に見きわめた中で、また五年後見直しの際には廃止の意見を含めてといった大きなテーマもありましかつても、全体としてこの政治資金の問題については検討し直す、こういうことが残されていくところでございまして、まずは企業・団体献金一歩大きく踏み出して、この上でまた問題があるならば五年後にもう一遍見直していただきたい、これが政府の提案の内容でございます。

○高崎裕子君 まず、いろいろとお尋ねする前に、今回は政党の支部については二分の一としないうで全体を計算に入れたということとは間違いないわけですね。結論だけ言ってください。

○国務大臣(山花貞夫君) 今回はそうした計算方式をとっておくことは間違いございません。

○高崎裕子君 これだけでもお手盛りなわけなん

ですけれども、今いろいろ大臣はその理由を述べられました。

企業献金については個人について廃止をしたという理由に挙げておられますけれども、これ自体が大変ごまかしなわけですね。

個人について献金を禁止しても政党についての献金はこれは認める、そして政党の本部だけではなく支部についても認める。そして、大臣はこの委員会でも述べられました。法律論的には女性支部、それから青年支部、地域支部、さまざまな支部、全国市町村三千を超える支部のほかにつくられる、つくることが可能だ。つまり、政党支部については無数につくることができかねないわけなんです。これを通して個人は企業から入った献金は受け取ることができるんです。つまり、迂回して献金を受けることができるという点ではこれは個人献金を禁止したといつても従来と全く変わらないわけですよ。

これは、佐藤大臣も平成三年の九月十三日の委員会でも言われました。企業からのお金はそのままにして、そして国民から税金をいただくのは国民は納得できない。そうおっしゃったではありませんか。

このように、企業献金については従来と実態としては全く変わらない中でさらに政党助成で上乗せをする、そして自民党でさえできなかった地方議員の分までも上乗せをして、政党の支部については全部これは計算に入れるということ自体が国民としてはもう絶対納得できないというふうに思ふんです。

政党活動が中心だ、政党活動中心にするために小選挙区制を入れるんだ、小選挙区制はお金がかからない選挙だ、こういうふうにお金がかからない選挙だ、こういうふうにお金がかからない選挙だ、そういう言いながら、こういう形で政党助成でばつと上乗せしながらやるということ自体が私は大変問題だということ、この点、本当にお手盛りだというふうに思ふんです。

○国務大臣(山花貞夫君) お手盛りではござい

せんし、たくさん論点についてお話しになりましたが、私伺つておつて、ポイントには、国民の皆さんが聞いてどうかと思うのは、今回、企業・団体献金禁止について全くこれまでと変わっていない、こういう御主張が今の御主張の中の最大のポイントだと思つておりますけれども、そうではございません。

今回、企業・団体献金の問題について大きく一歩踏み出しているということについては繰り返して申し上げておつてございまして、同時に、今回はそこだけごらんになっていただいてそこだけの議論ということではなく、政治改革四法と、こう申し上げております。政治改革四法のもちろん一つの柱として選挙制度の問題はありますけれども、連座制を含めた厳しい処罰の問題、そして政治資金制度、公私を峻別して個人に対する企業・団体献金を禁止した問題、すべて全体を考えたいただければ、テーマとしては腐敗を根絶する政治改革をいかにし遂げるか、改革の第一歩、第二歩を記録したい、こうした気持ちで今回つづつたわけでございます。

企業・団体献金の問題についても、従来と変わらないというところならばこれだけ議論にもならなかったんじゃないでしょうか。従来と変わつて個人に対する企業・団体献金が即時完全禁止だ、それでは大変ではないか、こういうことから随分衆参通じて議論が起こつていくわけでございまして、これは衆議院、参議院における議論を全く無視なさればそういう御主張になるかもしれないけれども、私はそうではないということを断言してお答えさせていただきます。

○高崎裕子君 もう今の答弁は全くごまかしの答弁ですよ。今言つたように、むしろ衆参の議論を通じて明らかにしたのは、政党への企業献金を支部も含めて残しているということから抜け道があつて変わらないということ、私先ほども指摘いたしました。その点について、今言つたような答弁というのは国民に対するごまかしにほかなりませんよ。

それで、次に具体的にお尋ねします。

算定の基礎になっている純支出額ですけれども、社会党の本部、支部でそれぞれ幾らでしょう。

○国務大臣(山花貞夫君) 各政党の会計、財政の問題で、重要なテーマです。私は今資料を持っております。

○高崎裕子君 いや、これ、算定に各政党の純支出額を積み上げてそして金額を出したわけですよ。それで、今手元に持つていないという話で、私はもうびつくりしてしまいました。わからないんですか。社会党の前委員長ですよ。ちゃんと答えてください。

○政府委員(佐野徹治君) これは政治資金規正法上の届け出等もございまして、私も自治省の方で把握をいたしておりますので御紹介させていただきますと、これは平成元年から三年分の支出を平均したものというように御理解をいただきましたと思います。

日本社会党の本部は、支出総額は六十三億三千九百万円でございます。同支部は支出総額は六十七億三千四百万円でございます。なお、純支出額につきましましてはちよつと計算はいたしておりますが、いわゆる重複分といたしまして、寄附・交付金、借入金返済相当額、宣伝事業費を除く事業費、こういったものは重複分として純支出額を計算いたします場合には除かれるべきものであると考えております。

○高崎裕子君 それで幾らになるんですか。政党本部で社会党の場合、九億三千五百万円になりますね。

○政府委員(佐野徹治君) ちよつと純支出額は計算をいたしておりますが、寄附・交付金につきましては本部は二十四億八千六百万円、借入金返済相当額につきましては一億七千七百万円、宣伝事業費を除く事業費につきましては十八億八千八百万円、支部につきましては寄附・交付金は十二億八千九百万円、借入金返済相当額は三千八百万円、宣伝事業費を除く事業費は四億五千五百万円

となっております。

○高崎裕子君 それを差し引きしますと、政党本部の金額は九億三千五百万となるわけです。

(理事一井淳治君退席、委員長着席)

支部は幾らになりますかね。五十億ぐらいだろうというふうに思っていますけれども、そうですね。これ、大体でいいですから。

○政府委員(佐野徹治君) ちよつと正確な計算はあれですが、五十億前後ではなからうかと思われ

ます。

○高崎裕子君 そこで大臣にお尋ねいたしますが、先ほどもお述べになりました政党助成法の考え方、三分の一としたというのは、第八次審で政党は過度に国家に依存してはならないと、そこで政策的な判断として純支出額の三分の一にした、ドイツでも五〇％を超えれば違憲だということもあるんだということを繰り返し述べられました。そのとおりですね。

○国務大臣(山花貞夫君) そのとおり答弁をしてまいりました。私は今でもそう思っております。

○高崎裕子君 そこで、具体的にお尋ねいたしますけれども、社会党の本部の純支出額は九億三千五百万、その三分の一が助成金と、今のお考えでなるわけですね。そうすると、三億一千七十七万、これがあなた方が政党助成をするに当たっての考え方に基づいて出てくる数字なんです。

それにもかかわらず、赤旗の試算で社会党への助成は、これは四百十四億円のケースですけれども、八十六億に上るんですね。これまでの議論は収入についてだけだかというところで議論されまして、これは純支出について考えているわけですね。その三分の一という考え方で、純支出で議論するわけですね。社会党の支部の純支出額については今五十億というふうに言われました。その三分の一ですから約十七億ということになるわけですね。そうすると、本部とそれから支部と合わせると、本来三分の一の助成ということであれば約二十億ということになるわけ

です。とすれば、この四百十四億円のケースで見ますと、この八十六億は二十億から見ますと実に四・三倍にもなるんですよ。これは大変なお手盛り以外の何物でもないというふうに言わざるを得ないんです。

憲法に反して国民の貴重な税金を使って、しかもあなた方は考え方の根拠として、政党は国家に過度に依存してはならないということを言い続けてきて三分の一としたというその立場からいって、全くかけ離れた莫大な助成をもちょうとということになるわけです。こんなことは国民は絶対許しませんよ。どうですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 各党の本部の財政問題というのは組織の中の中心の問題でございまして、私も正確な手持ちを持っていますわけではございませんので、選挙部長の答えが今御質問の材料になっていると思えます。

ただ、私伺っております、本部の支出が九億というのはどう計算してもちよつとおかしいんじゃないかと……。

○高崎裕子君 純支出ですね。

○国務大臣(山花貞夫君) だって、人件費だって百億近くかかっているはずですから。

ということなんです、ちよつとそこところは少し調べてみないとわからないところもございまして。それはいろいろなやりくりもあるかもしれない、例えば本部の支出を、シャドーキャピネツトをつくって随分そこにお金を使つたけれども、一体そういうことをどう、いろいろ計算もありますから、そこところは各政党内部の問題としてそれぞれ事業も絡めてのやりくりがあるんだと思っております。私は財政局長をやっておりますので、その辺のところはちよつと正確ではないかもしれない。

ただ、そういうことを抜きにしてお答えさせていただきます。三分の一あるいは四分の一ということにしたのはありません。

全体としての民主主義のコストということで、

とにかく企業・団体献金を禁止して政治をきれいにしていくための一つの大きな柱として政党助成というものを考え、政党本部の選挙における政党の財政基盤というものを最小限度固めていかなきゃいかぬということで、いわばマクロの観点で全体の経費というものを計算し、これをどう客観的に国民の皆さんにおわかりいただけるような基準で分けるかということになれば、これは得票率と議員の数ということになるだろう、こういう客観的な基準によつて分けたところでございまして、したがって従来から自治大臣も答弁しておりますとおり、全体として相対的に少ない経費で大きな議席を持つておたところとそうでないところ、いろいろそこは違いが出てくるのではないかと思っております。

全体、マクロ的に計算して、その割り当てられだ助成金というものを資金の一部として政党の財政基盤を確立し、そのことに基づいて政党中心の日常の政治活動、そして選挙活動等も含めこれから展開するということになると思えますから、その意味におきましては、大きな資金の差というものがないで、限り平等な公平な各政党の財政能力ということをつくり上げていくことが一つの方向だ、こういうふうに考えているところとございまして、莫大なお金を持っている政党と全くお金のない政党、そういう差があるとはいけない、それをなくしていこうということについては私は国民の皆さんの御理解をいただけるのではなからうか、こういうふうに思っているところとござい

ます。

私は今議論をしているわけで、人件費があるとかそういうことでごまかさないでください。

それから、民主主義のコストというお話をされましたけれども、あなた方が法案を提出されるバックグラウンドというのは、第八次審で政党は過度に国家に依存してはならないんだ、そのことに留意しなければならぬ、これが基本なわけですね。そうですね。

そうすると、これは今言ったように三分の一どころかその四・三倍になるというものが助成されているという、これはもう第八次審のあなた方の考え方から決定的に外れている、反している。過度どころか、過度というの皆さん二分の一を超えて過度というふうに言われるわけですね。これも、これはもう明白に極度の過度なんです。こんなことで国民は納得いたしませんよ。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は誠意を持ってお答えしているつもりですけれども。

御質問は、何かもう既にお金をもらつておつてけしからぬ、こういう御質問になつていては、それだけでも、そういう全体のマクロで計算した中で客観的な基準によつて各政党助成を行い、そのことを財政の基盤としてこれからの新しい時代の政治に政党がどのような活動を展開していくかということについては、これはこれからの政党のそれぞれ努力にかかっていることだ、こういうふうに思っています。

したがって、そういう意味におきましては、さつき申し上げたように、お金をたくさん持つているところと全くないところとではなくて、できる限り公平な基盤というものをつくつて、その中であとは政策を含め政党の努力にかかると、そしてそのことについて国民の皆さんにだけだけ御理解いただくか、こういう制度のスタートでございまして、何かもう何倍ももらつてしまつてけしからぬという御議論はちよつと今の議論とは外れておつたところとございまして、私はいくつに何つておつたところとございまして、確かに新しい制度で

すのすべて一〇〇%これでもう固まったというものではございません。したがって、衆議院段階における、さつきから三分の一というお話がありましたが、今回の修正によりますと約四分の一という基準になっているのではないかと思っておりますけれども、そうした基準をもちましてこれから政党がそのことをにらんで来年まで、これから一年間、ずっと先までどういう体制を組んでいくか、組織論、運動論を含めて努力をしていくという、そうした政党の努力がかかったこれらの時代、こういうことになることをも含めてどうぞ御理解いただきたいと思っております。

○高崎裕子君 これからの政党のあり方として公平な基盤をつくるというふうに言われました。この法案が公平ですか。大きな政党にはたくさんのお金を渡し、そして小さな政党には少額だ、こういう中身になっているんです。

民主主義のコストと言われますけれども、例えば政党というのは、自分たちの政策そして考え方を国民に示して、そして国民から支持を受けていく、こういう活動をするわけですね。この政党の本来のあり方は、一人一人の有権者にビラ一枚を配るのも全く同じことが要求されるわけですよ。大きいからたくさんもらえ、小さいから少ししかもらえないということになると、これは民主主義にはならない。民主主義に反するということなんです。私たちは、三分の一になったらいとかそういうことを言っている人ではないんですよ。こういうお手盛りをするということになるから、こういう法律はやめようというふうに言っているわけです。

政党の本来のあり方というのは、今言ったように、自分たちの考え方を国民に示す、そして国民から支持を淨財という形でいただく、党員の党費それから事業収入、こういうもので自助努力で活動をして初めて政党は国家に対してその信念に基づいて物が言える。そういう政党本来のあり方からやっぱりかけ離れているというふうに思うんですね。

日本新党の平成四年の政治資金の収支報告書を私たち計算してみました。純支出額は五億を超えます。その三分の一が助成であるということを見ると、一億八千八百万というふうになるわけですね。ところが、日本新党の助成金は、これも四百十四億円のケースですけれども、二十三億円も入る、二十一億円以上、つまり十二倍も入るというところで、これはもうお手盛りだということとはつきりしているわけです。

私たちは、三分の一以内に抑えればよいということ言っているのではなくて、政党本来のあり方は、今言ったように、政党の自助努力であるということ、国民が今この不況の苦しい中でこんなお手盛りは許せない、国民の税金をこういうことに使うことは許されないということを改めてここで強調しておきたいと思えます。

この問題は、根本的には憲法上の問題があるわけですね。憲法十九条は思想、良心の自由を保障しています。これは政党支持、政治献金を自分の意思に反して強制されない権利である、国家からもだれからも干渉や強要をされない、侵すことのできない基本的人権として認められています。政党助成の実態というのは、政党への政治献金です。自分が支持しない政党に自分の税金が配分される、そのことは拒否できない、つまり強制されるということになるわけですね。

○国務大臣(山花貞夫君) 強制という言葉は当たらない、こう考えております。

ただ、その前に一つだけ申し上げておきたいと思えます。それは、交付金の配分について、大きな政党がたくさんもらって小さな政党が少くないというのはいくらも、こういう御主張でございましてはやっぱりならないと思っております。

一体どういう客観的な基準がよろしいのかというところになれば、議員の数、そして前回選挙における得票の率、これが一番国民の皆さんが納得いく客観的な基準ではないでしょうか。その他、例えば党員の数がどうか、支部の数がどうかと

かということではないし、その党の支出がどうかということでもないと思っております。どうやって客観的になるのかと思われる基準ということになれば、やっぱり議席と得票率ということになる、それ以外にはなかなか、もしこういうのがいいというのがあればお知らせいただきたいと思えますけれども、難しいのではなからうか、私はこういうふうに考えているところでございます。

後段の問題につきましては、これは法律解釈としては既に法制局長官の方からもその点について、共産党の質問だったと思いますが、お答えいただいているところでございますけれども、強制というところではなく、これまで申し上げたとおり、政治不信解消のための抜本的な政治改革を行うに当たって、これまで政党助成ではなく、政治資金規正法とかその他のすべての法律の体系の中で出していることでございまして、その意味におきましては、そのうちの非常に大事な部分として、民主主義のコストとして国民の皆さんにお願いをするということでございますから、決してこれは強制してということには私はいらないと思っております。

○高崎裕子君 今、基準については説明していただきました。これは法律の八条をそのまま御説明をいただいたわけですが、私が問題にしているのは、この法律のそもそのよって立つところ、八次審で政党が過度に国家に依存してはならないというそのことが前提になっているのに、今数字で具体的に示したように、過度どころか極度の依存になっているというところが問題だと、だからこういう法律はもうやるべきだということをおっしゃっているんで、これは問題をすりかえた答弁になっているわけですね。

今、強制してないということですが、それでも、我が党の議員議員に対する質問では、自分がその政党を支持するしないにかかわらず、税金という形で配分されるんだということを言われましたね。それがまさしく自分の税金が配分されること

についてやっぱり国民としては拒否できない、そういうことになるわけでしょう。私は、拒否できないというそういう法律の枠組みをつくるということ自体が憲法違反だということを言っているわけなんです。国民の意思を抑制したり強制するということ、何を根拠にできるんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 何を根拠にできるのかと御質問ですが、私としては何を根拠に憲法違反だと断じられるのかということについて、どうも十分納得がいきません。

この公的助成の制度につきましては、確かに八次審で問題提起をされたところは大きな手がかりとなっておりますけれども、それだけではありません。私、実感として感じておるところですけれども、二、三年前は公的助成問題について学者、有識者の皆さんの場合にも余り私は御理解がいただけなかったんじゃないかと、こういう気がしております。今日はゼネコン事件ですけれども、腐敗が続く、そして政治のそうした問題点というのが厳しく追及される中で、そうした中で私は世論についても少しずつ変わってきたということとを私自身の経験として実感をしてきています。

企業・団体献金廃止の方向に、そして政治コストもきれいにすれば、民主主義のコストとして公的助成をある程度受けることについては理解できる、こうしたお考えというものが私は各方面から出てきつつあるということを実感する中でこの作業を続けてまいったという経過もございまして。

直ちに憲法違反ということについては、例えば税金の使い道について一体どうするか、そういう意味では、これも憲法違反じゃないか、これも憲法違反じゃないかと、こういう立論はあり得るかもしれないけれども、今回の場合そうした理屈には私は当てはまるものではない、憲法違反とはならない、こういうように確信をして提案させていただいている次第でございまして。

諸外国でたくさんやっていますけれども、いろいろなその他の事情が加わって憲法違反ではない

かという議論が起きていることは確かに承知をしております。ドイツなどの場合につきましては、幾つかのケースについてその他の原則から憲法違反ということが問われておりますけれども、こうした国の経費をもつてやるという部分についてそういう議論が出てくるということについては承知をしております。

○高崎裕子 諸外国の例を出されましたけれども、フランス以外は政党に対するのは選挙制度についての補助金だけだということでは、日本のこの制度というのはもう世界の流れからも反するわけですね。

助成制度の中に○党を支持しなければならぬ、こう書いてあるわけではないわけですが、国民がどの党を支持するかしないかにかかわらず一人二百五十円という形で算定してそういう法律で強制されるということが憲法上の問題だということをおっしゃっているわけですね。

国民はタックスペイヤーとして当然税金の使途については物を言う権利はあるわけですが、支持しないから税金を払えないと言えない、つまり税金の使途がよくないという問題以上に、根本問題というのは思想、信条の自由を侵害してはならないという憲法上の重大問題があるということなんです。これが憲法の本源的な問題であるということですが、山花大臣も法律家なわけですから、ここがどうしてわからないんでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫) 前提と結論の間に私は若干理解しきれないところもございます。

例えば、フランスだけこうなんだという御指摘がありましたけれども、各国の選挙制度、政治資金についての制度というのはかなり違っているわけでありまして、この国だからこう、こういうことは言えないんじゃないか、私はこういうふうに思っております。

日常の政治資金と選挙を一番区別しているのは、割合に日本は区別している方だと思えます。アメリカなどは全く区別していないということではないでしょうか。そのかわりアメリカの場合に

は、国会で議員が一般的、国民サービスのやるものについては全部国が面倒を見るということをおっしゃって選挙と政治資金は区別していないということだと思っております。今おっしゃったフランスだけということではなく、私はこの政治資金の関係というのは非常に難しいと思っております。

いろんなことで勉強してもいろいろな資料が出てくるわけでありまして、ドイツなどの場合には、専門家の調べたところによりますと、年間約十億マルクという資料もございまして、これは国会図書館で調べたものでございまして、調べてみると、確かに選挙運動費用補助だけではなく、連邦とか州、欧州議会選挙運動費用の補助、連邦基本の補助、州基本の補助、機会均等化調整金補助、議員が政党に納付した税金優遇措置などの間接的な補助、会派の補助、それから政党関係団体に

する補助金、これが非常に大きいです。こういうことを全部含めると政治に関する経費の恐らく五〇%を超えたというふうな問題にもなり得るのではなからうかと思っておりますけれども、政党だけではなく、政党に属する財団、政党の役割が日本などとは比較にならないくらい高まっておりますから、国家の活動だけではなく、政党が各国に代表団、財団をつくつたりしております。そういうことを含めて、各国の制度というのは全部違っているわけでありまして、ストレートに持ってきたものではございません。

今できる限り腐敗を根絶するための政治改革を実現するために、こういう全体構想の中で今度の政党助成金についても提案させていただいたところでございまして、もちろん政策判断ですから十分御議論をいただかなければならないと思っております。

○高崎裕子 外国の例をさまざま出されました。もう私そんなに長々答弁されると質問する時間なくなってくるんです。簡潔にお願いしたいんですけれども。

外国はもう数十億とか、この選挙制度の補助金ということに限っておりますけれども、その金額

も選挙のある年に数十億とか、本当に限られた金額で、日本のようなこんな、もともととは四百十四億、修正して三百九億などという莫大な、それを政党助成という形でやるという国はフランス以外にないということでは、私は大変なこれは国民の税金のむだ遣いだというふうに思うんです。

角度を変えて、政党助成が政党に入った後というの、これは政治資金になるわけですね、そして当然政治資金規正法の対象になるわけですね。

○国務大臣(山花貞夫) 一言。フランスの場合だけおっしゃいましたけれども、もし不正確であったら訂正しますけれども、ドイツの場合には年間十億マルク、六百八十二億円ということになります。

○高崎裕子 時間がありませんから、私の質問に答えてください。

○国務大臣(山花貞夫) 回答といつても、やっぱり間違っているからという、こういう前提はお互いに理解しなきゃいけないと思えますから。

今の御質問の点については、それは政治資金ということになると思っております。

○高崎裕子 もう、ちょっと質問に答えていただけないので、私の質問時間が本当になくなっていくんですよ。

それで、政治資金規正法の対象になるということとで今お話しましたけれども、自治省が編集された政治資金規正法の解説によると、政治資金というのは、「民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である」、「いやくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならぬ」、また基本理念としては、「政治資金の拠出は、国民の立場からすれば、国民の政治参加の一つの手段であり、国民の権利でもある」、「こういうふうな述べているわけですね。

支持する政党に拠出して初めて政治参加と言え、初めて自発的な意思と言え、自分の支持しない政党に拠出するということはどうして政治参加と言えんでしょうか。国民の思想、信

条の自由が侵害されるだけではなく、大切な参政権というものも同時に侵害するということははっきりしているわけですね。

政党助成は、このように国民が税金という形で、法律という法的拘束力を持つその法律によって自分の支持しない政党へ政治献金が強制されるということでは、これは、はっきりしているわけですね。

私たち日本共産党としては、この侵害することのできない思想、信条、この基本的人権を侵害することの政党助成というのは憲法違反であることははっきりしているし、この政党助成はやめるべきであり、仮にこの法案が成立しても受け取りを拒否するということを改めて述べて、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○有働正治君 私は、選挙運動の制限の問題について尋ねます。

政府は、政策本位の選挙と言いつつ、それと全く逆行する選挙運動期間の短縮、あるいは法定ビラの頒布方法の制限、事前ポスターの制限等、国民が政策を知る権利を制限する重大な私どもからいえば改悪を行っております。

そこで、まず憲法とのかわりで聞きます。限られていきますので、主として山花大臣にお尋ねします。

日本国憲法は、日本国民は正当に選挙された国会の代表者を通じて行動すると規定しており、民主権、議会制民主主義の立場からいいますと、選挙は国民が政治に参加する最大の機会であるわけですね。選挙のときこそ、政党や候補者を正しく選択するために、選挙の争点、各政党の政策や理念がよく有権者にわかるように、国民の知る権利が十分に保障されることが憲法の精神上からも求められていると思うわけですが、山花大臣、いかがですか。

○国務大臣(山花貞夫) 全くそのとおりだと思っております。

○有働正治君 ところが、建前と実態は違うわけでありまして。これまでの選挙法改正のたびごとに、選挙の公

正を図ることを口実にして次々と大切な国民の知る権利が剥奪され、憲法の保障する言論、表現の自由をじゅうりんして、選挙をいわず暗やみ選挙に導いてきたわけであります。今回の一連の選挙運動にかかわる改悪は、さらにそれを促進させるものだという点で、国民による選挙活動の自由あるいは民主主義の根本条件を損なう憲法上許されない問題を含んでいると私は考えるわけであります。

そこで、具体的に聞きます。

ポスターや法定ビラなどの活動は、選挙において有権者の知る権利にこたえる重要な活動になっているわけであります。平成二年九月、財団法人明るい選挙推進協会が作成いたしました第三十九回衆議院議員総選挙の実態によりますと、有権者が候補者やその所属政党の情報を得る媒体のうちで最も多く接触したものは、テレビの政見放送六七％、候補者のポスター五一％、政党のビラ・ポスター・文書四八％となっておりまして、半数以上あるいはそれに近い人がそれを見聞きしたとして、その有効性も指摘されているわけであります。

選挙におけるこうした国民の有権者の判断材料として、ポスター、ビラ、これが重要であることはお認めになりましょうか、自治大臣。

○国務大臣(佐藤栄蔵) 今お読み上げになりましたものは恐らく複数回答でございますので、そのパーセンテージ自体が合っているかどうかかわかりませんが、選挙運動の一つとしての非常に有効な手段であると考えております。

○有働正治君 にもかかわらず、法定ビラの頒布につきまして、政治活動用ビラ、いわゆる法定ビラは、全戸配布を含めましてみだりな散布以外は自由に行けるというこの現行規定、それが有権者の政党の政策を知る権利にこたえるものとして極めて重要なものであるわけですね。お認めになられたところであります。

ところが、国民の知る権利は重要だ、またそのことの重要性は述べながらも、国民の立場から見

ますと、今まで政策判断の一つとして、極めて重要な機会でありましたし媒体でありましたという法定ビラが街頭で自由に受け取られていたものを、今度は政令で制限することになると。これは逆行ではありませんか、山花大臣。

○国務大臣(山花貞夫) 委員の質問の前提としての、表現の自由を重んじて選挙活動についてはできる限り自由が尊重されるべきであるということについては、私は同感でございます。

ただ、自由と申しまして、例えば資金量の差によって、そのことについて自由とは言えないのか、かえって選挙の公正を害することになりはしないか、こういった問題点も一方にはあったのではないでしようか。今日の公選法は、これまでも幾度かの憲法判断まで仰いできているところでございますけれども、憲法上の人権の尊重は前提としながらも、合理的な必要制限の場合には違憲には当たらないのではないかと、こういうような判断も示されてきているところではないかと、やっぱ具体的ないくつかのケースに即してどうかということを判断しなければならぬと思っております。

委員の御質問は今回の法案の關係でございますので、その具体的なケースに沿ってお答えさせていただきますと、現在、御指摘のとおり、確認団体の政治活動用ビラにつきましては散布することを含めてはこの頒布方法について制限はございませぬけれども、今回の法改正におきまして、確認団体の制度を廃止するとともに、候補者届け出政党及び名簿届け出政党等に候補者の氏名等を記載できる選挙運動用ビラの頒布を認めることとしたしました。ここが大きく違つてまいります。

ここから、このビラの頒布方法につきましては、候補者個人の場合と同様に新聞折り込みその他政令で定める方法に限定したものでありまして、従来は枚数制限なくずっと政党活動ということだったんですが、今回のだと個人の名前も載せられるわけですから、選挙運動用という新しい非常に有力な武器となつてまいります。このことにつきましては従来の候補者の運動と同じレベルに

したわけでございます。いわば選挙運動の変更に伴つてよりこれを強化したという意味を持ち合っているのではなからうかと思っておりますので、単に制限したということとは私は当たらないのではないかと、こう思っております。

○有働正治君 選挙運動用のビラということになりますと、従来の政治活動用のビラ、法定ビラから見ましたら極めて限定されることは、これは明白であります。それから、政党の政治活動は、その政党の旺盛な活動かどうか、それは政党として政治活動の自由として本来認められるべきであるということをおっしゃいます。一般的には重要と言いつつ、あるいは憲法上のことも認められると言いつつ、実態としては制限すると。今回も頒布を制限するというのは、これ自体重大な自己矛盾であります。

そこで尋ねますけれども、法定ビラの規定を設けました昭和四十五年、当時の秋田国務大臣も、数量等を規制していいというのを挙げながら、十分自由の原則の確保ということが考慮されなければならぬ、またその点が考慮されているということをおっしゃっているわけでありまして。その点から見ますと、政府はこの見地を変更したということになると思ひますが、端的に答えてください。

○国務大臣(山花貞夫) 今の御指摘ですと、変更したということにはなっていないと思っております。政策ビラ、選挙の場合はずっとこれは制限なく配れますけれども、選挙本番、始まったときに個人の運動にも使える、個人の名前も入ったビラを政党として配れるということは従来と随分違つてくるわけでありまして、そのことを集中してやるということですからビラの性格も違つてまいります。選挙中というのを考えれば、私は、委員御指摘のような制限するという観点でとらえられるものではない、こう思っております。

○有働正治君 全くへ理屈という以外にありません。明白に法定ビラとしては頒布が制限されるわけ、言語道断である、全く納得できないという

ことを指摘しております。

次に、事前ポスターの規制問題を質問いたします。

衆議院審議の段階で、連立与党と自民党との間で政府案になつた事前ポスター規制の改悪というものが挿入されました。衆議院の解散後、または衆参両院議員、地方議員の任期満了の六カ月前から事前ポスター張り出しが禁止されるわけですね。撤去命令違反には公民権停止の罰則つきであります。

ところで、地方議員のポスター掲示の制限の方向が打ち出されました昭和五十六年、一九八一年、当時、山花大臣は憲法の原理としての主権在民、国民主権、そこに基礎を置く国民の政治活動の権利、当然内容として思想、表現の自由の裏づけがあり、国民の知る権利を内容とするものでなければならぬと思ひますけれども、それを大幅に制約する」と明白に五十六年二月十二日衆議院の委員会の質問の中で述べておられます。このあなたの考えは、私はそれとして正しいと考えるわけであります。

この考えからしますと、今回の事前ポスター規制は明白に憲法に違反するとあなたも考えていたはずだと思ひますが、それでも、大臣、いかがですか。

○国務大臣(山花貞夫) 合理性のない、必要のない制限というものについては憲法違反の議論にまでわたつて議論しなければならぬと考えております。当時、私、具体的にどうしたテーマでその主張したか記憶しておりませんが、一般論としては、表現の自由を堅持して、いわばそういう選挙の際だけではなく、日常の政治活動を含めて権利を最大限行使できるような制度というのが望ましいということについては今日も一貫して考えております。

今回、実は修正は衆議院における修正ということとなされたわけでございますが、これは委員御存じのとおり、もうこれまでかなり以前から議論されてきた事前規制の問題でございます。この問

題について政府提案では触れておりませんけれども、衆議院段階で修正された、こういう経過でございますので、これは院の御議論として我々は尊重しなければいけない、こう思っているところでございます。

○有働正治君 ポスターの規制が問題になったときに、憲法上これは大きな問題があると明確に述べておられる。その立場があなた変わられたんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 変わっておりません。○有働正治君 いかにも言葉で言っても明白に変わっているわけで、この落差の大きさを痛感せざるを得ないわけであります。

次に、無所属候補の運動の制約についてお尋ねします。

テレビ、ラジオ放送により政見放送は、政党のみでできることとされておまして、無所属立候補者はテレビ、ラジオによる政見放送の機会そのものが与えられないことになるわけであります。経歴放送がテレビ、ラジオで一回放送されるだけであるということになるわけであります。

今日はまさにメディア時代であります。先ほど挙げました明い選挙推進協会の実態調査によりまして、有権者にとりまして政見放送は政策を知る第一の有力な媒体として挙げられているわけでありまして、まさに国民の知る権利、候補者が政策を訴える選挙、政治活動の自由の根幹にかかわる重大問題であると考えられるわけであります。無所属立候補者はなぜこのような権利が剝奪されているのか、一言答えてください。

○国務大臣(佐藤観樹君) これは今度の政治改革の全体が、政党本位、政策本位、こういう流れの中にあるわけでございます。現実、小選挙区に出せる政党の候補者もこれは個人としての政見放送というのはいけません。それは今大電力圏になつて、なかなか短期間の中に全部の候補者を乗せることは小選挙区でございまして数が多くなつてきかないということから、それと同様に無所属の場合にも無理であるということであるからであります。

○有働正治君 政策本位といいながら、こういう無所属の方々に對して差別を行うというのは極めて重大であります。

そこで、質問の角度を変えてお尋ねします。放送法は、第一条の「目的」で放送の不偏不党ということを基本精神としています。したがって、無所属立候補者を差別して放送局に押しつけるということは放送法の目的に照らして問題があるというふうに言えると思いますが、山花大臣、いかがですか。

○国務大臣(佐藤観樹君) よく研究をしておりますが、放送法で言うところの不偏不党というのは、有働委員が今言われたような角度からの内容ではないと私は理解をしております。

○有働正治君 全く問題外であります。しかも、これだけの重大な問題に對して研究をしていないというのは問題であるということもあわせて指摘しておきます。放送局の場合は放送法違反をやれというものが押しつけられることになるわけであります。大問題であります。

そこで、もう一度角度を変えて聞きます。無所属というのはその人の政治信条であるとは考えられるわけですが、山花大臣、いかがでありますか。

○国務大臣(山花貞夫君) それはおっしゃるとおりだと、こう思っております。

○有働正治君 無所属の方は政治信条として無所属で立候補されるわけであります。日本国憲法はどういうふうな規定しているかとなりますと、憲法十四条及び四十四条で信条によつて差別してはならないと明確に規定しているわけであります。

あなたは明確に信条だと述べられた。そういう点からいって、信条によつて差別してはならないというこの憲法の明記、これに違反すると、無所属候補者の政見放送を認めないということとは、つまりところ憲法に違反しているということにならざるを得ないじゃないですか。大臣、明確にし

てください。

○国務大臣(山花貞夫君) そうはならないと思っております。

今御指摘の事項があることに同時に、四十四条その他におきまして、選挙に関するいろんな資格の問題とか、選挙の法は全部法律で定めるということになっていくわけであります。したがって、憲法の精神にのっとりながらよりよい選挙制度というものを国会の議論を通じてつくっていく、これが今度の四法の私たちのお願ひした気持ちでございます。その中でいろいろ御議論いただいている議論でございますので、憲法違反の議論をお願いしているというつもりは毛頭ございません。

○有働正治君 あなたは無所属の方もその人の政治的信条であるということも認めた。憲法第十四条も、法のもとに国民は平等であつて信条その他によつて差別しちやいかぬということを明記しているわけで、四十四条にしてもそのとおり明記しているわけで、各法律もその精神に基づいてつくられていくわけで、大原則のこの無所属の方々の信条によつて差別するということは憲法に違反することは明白じゃないですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は、違反するとは思っておりません。

○有働正治君 全く説得力がない。言葉だけで違反しないと言つても、それが通用するものでない、と明確に私は指摘しておきます。憲法違反の法、そして放送法にも違反するような、放送局に對して放送法違反のことを押しつけるようなこういう大問題があるということを明確に指摘しておかざるを得ません。

一言、選挙期間の短縮の問題。選挙期間の短縮というのは、選挙運動の基本そのものを根本的にゆがめるものです。これは新人よりも現職有利となつて、事前運動の激化、裏での買収や利益誘導等の増大をもたらして、選挙運動の民主的原則を根本的に損なうものであります。だからこそ山花大臣も、八三年十月七日の衆議院の委員会の質問の中で、事前運動が激化するんだ、したがって何倍も金がかかるということを明言されているわけでありますけれども、この考えは今もお変わりありませんか、山花大臣。

○国務大臣(山花貞夫君) 今回は当時とは選挙制度を変えた新しい提案でございますから、そこでは若干のあれは違つてくる、こういうふうに考えているところでございます。

○委員長(上野雄文君) 有働君、時間ですから。○有働正治君 最後に一言。

この点は、岡原元最高裁長官も、昨年十一月二日の衆議院の政治改革特別委員会の参考人の意見表明の中で、重大問題であると指摘されていることを述べておきます。

選挙は国民が政治に参加する最大の機会、政党や候補者を正しく選択するために、選挙の争点や各政党の政策、理念がよくわかるように、選挙のときこそ国民の知る権利が十分に保障されなければなりません。今回の改悪は、憲法の保障する言論、表現の自由をじゅうりんし選挙を暗やみ選挙に導くものであります。国民の選挙権もまた被選挙権も踏みにじる暴挙であるということを私は指摘して、質問を終わるものであります。(拍手)

○青島幸男君 長時間にわたります熱心な御質疑、皆さん方の御労苦に私は敬意を表します。しつこいようで大変恐縮でございますけれども、私にとりましては大変重大な問題なので、冒頭、一月十日に行われました当委員会における公聴会日程に関する動議とそれの採決に関する問題を再度取り上げたいと思つてございます。官房長官はあのときおいでになつたかどうかかわらないのである説明申し上げましたけれども、実は私どもの下村委員がこの席で発言を終えまして、この席を立ちまして、自席へ戻ろうと歩き始めて、下村委員は事前にも動議が出るということなど全然知らされておられませんでした。実際何が起きたのかわからないで歩いてるうちに、委員長

が、本岡前委員長ですが、「ただいまの角田君の動議に賛成の方の起立を求めます。」と、賛成の諸君がお立ちになりました。下村議員は歩いていったわけですから、物理的に申しますと立っていたことは事実でございます。しかし、何が起ったかわからないという状態でいて、それを本人の意思に反して賛成と認定されて、それをもとに次々に議事が進行されるという状態になりました。正当な当委員会のメンバーとして議席を得ております下村議員の意思と権利を完全に無視した状態で採決が行われた、こういうことでございまして、ですから、こういう問題についてまず閣僚の方にお尋ねしたいんです。

というのは、それはちよつと筋違いだとお考えかもしれませんが、総理初め皆さんその場においてになつたわけですよ。ですから、皆さん、好むと好まざるによらず現場の目撃証人になられておられるわけですよ。その事実はビデオにも撮つてございまして、完全に証拠として成立する状態があるわけですよ。

とりあえず山花大臣にお尋ねしますけれども、かく申すあの採決が一点の疑念も差し挟むことのできない完全無欠な正当な採決であつたと、個人的なお考えで結構ですけれども、お考えになられますかどうか、まずその点をお尋ねします。

○国務大臣(山花貞夫君) 青島委員の御質問は、一言で言えば私の評価はどうか、こういう質問だと思ひます。

今、私、閣僚の立場としてそのときの採決の当否についての評価を申し上げることについては差し控えておきたい、こう思つております。

いて述べることにについては私の立場として差し控えておきたい、こう思つているところでございます。

○青島幸男君 これは、政府を代表して官房長官においていただいているわけですから、官房長官にもその点をお尋ねをしたいと思います。すけれども、いかがなものでございましょうか。

○国務大臣(武村正義君) 私が政府を代表する立場ではありませんが、今、青島委員の一月十日のこの公聴会決定に対する御説明と御認識は拝聴させていただきます。

それはどうしても、私も毎日二回記者会見に出しておりますが、往々にして、国会をめぐるこういった問題に対する質問を受けるのでありますが、政府がかかわる場合もございまして、一般的には院のことでありますからコメントを差し控えます、こういうお答えをしているのが通常でございます。

これは、首をかしげられました、やっぱり院と政府の関係からいいますと、我々も国会議員ではあります、政府の立場で院の動きに対してコメントをすることが自身はやはり問題になる場合が多々ございまして、きょうもそういう意味では、逃げるような感じでございまして、遠慮をさせていただきますと思ひます。

私自身、あのときはここにおりませんでした。いなかつたからという理由ではありせんけれども、御理解いただければというふうに存じます。

○青島幸男君 おいでにならなかつたので私も再度なる御説明申し上げたわけでございます。事実関係はそういうことでございまして、実際に、下村議員は何が行つたのかということ、これが認識できないような喧嘩のさなかであつた、こういうことなんですけれども、現場におられた証人としてこれは明確にお尋ねしたいんですけれども、そのときに何が起つたかは山花大臣は理解できましたか、あのとき。

○国務大臣(山花貞夫君) 私の立場としますと、いろいろな場面について日ごろ想定して出席をしていて、あることもございまして、あの時点におきまして、朝からの流れなどは一応いろいろな格好で聞いておりましたので、何が起つたかということについては私はその時点で理解しておつたつもりでございます。

○青島幸男君 もしかしら事前になんかこれこういう動議が出るかもしれないということを御存じだつたんじゃないんですか。

○国務大臣(山花貞夫君) それは、正直申し上げて全く事前には存じておりませんでした。これは私も自治大臣も同じ立場だつたわけであつて、そのことについて当時話し合つたことも記憶しております。

○青島幸男君 事前に通告を受けるなり知らされていなければ、何が起つたか認識できないというのが普通の状況だと思ふんですね。ですから、私は極めて下村委員は正直な御発言をなさつていられるし、彼にファウルはないと思ひます。この事実を踏まえて、賛成と認定して、しかもそのまゝそれを前提として議事を進行してきたこの委員会のあり方については、私は憤激する以外に何物も考えられせん。

では、改めてお尋ねいたしますけれども、上野委員長は、委員長就任のときのごあいさつにもございまして、委員長という重責を担うという上からは、公正無私、公平に事を運ぶようにしていきたいというお考えを披露なされて、その点に關しては私もそのとおりだと思ひますし、尊重したいと思ひます。お考えは、上野委員長としては、あのときの採決のあり方につきましては一点の疑念を差し挟むこともないほど完全無欠な正当な採決であつたとお考えになられますか、いかがですか。その点をお尋ねいたします。

○委員長(上野雄文君) お答えを申し上げますが、私は今、青島委員が言われたように、間違ひなく採決されたものと思つております。

○青島幸男君 これは私はとても心外でございまして、というのは、議会というのは正当に選ばれた議員が議席を得て、しかもそこでルールにのつて議員の考え方並びに意思、発言の自由は保障されておまして、そのために真摯にみずからの見解を述べ、お互いに議論を合つて、その中から論点を見出して、何が公益になるか、あるいは何が国民の利益と安全と福祉を増進するだろうかという一点に絞つて議論をして、その積み重ねで議会制民主主義というのは成り立っているわけでございます。しかもその最後は採決という形で決定しなければならぬ。

多数決というのは多少問題が残るということも言われておりますけれども、今のところそれにまざる決断の方法がないわけですから、さんざん議論を重ねたあげく、もう出尽くしたところで多数決ということで採決をするということですから、議院制民主主義の基本的な考え方、その採決のあり方をいかにいかにしなさいというふうな成り立たないわけですよ。

この採決が非常に大きな意味を占めるということの基本理念に基づくと、委員長のその御発言はとても納得がいきます。

ですから、今の委員長の考えですと、私どもがどんなに真摯な議論を重ねてまいりましても、最後の結論の場になつたときにまたああいふ暴挙が繰り返されないという保障は何もないわけですよ。そういう委員長のもとで何を議論しても何をかいわんやということでございますので、上野委員長のもとでこれ以上私は議論することはできないと思ひます。いかがなものでしょうか。

○委員長(上野雄文君) 私は、お答えを申し上げますが、あなたの御質問はこの間の採決について私のお答えを申し上げただけです。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(上野雄文君) 速記を起こしてください。

○青島幸男君

私は、議事を妨害するつもりもございませぬし、真摯な態度で事に臨んでいられるつもりですが、今の問題につきましては委員長のお言葉も決して納得はできませんし、こういうことが繰り返されたいという保証が何もないということ、実にむなしい思いで質問を続けさせていたいただきますけれども、これは多くの方々がテレビを通じて、あるいはラジオ、新聞等の報道でも実際に起こったことを完璧に知らんになっていくわけですから、どちらの言っていることが正しいのか、それは自明の理でございまして、おのずとわかっていくと思えます。どういふふうなことで民主主義的な運営が行われているか、いかないのかということは、多くの国民の方が目にするところでございますから、おのずと明らかになることでありましよう。こういうことが繰り返されたいということとを私はひたすら念じるものでございます。全く委員長のお言葉にも不満ですけれども、決められた時間でございまして、その不満も抑えて質問を続けさせていただきます。

まず、山花大臣並びに自治大臣にお尋ねします。

ここの四、五年で一般の国民の方の政治意識というのは急激に変わっているように私は見えますけれども、御両氏はいかがお考えになりますか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私もそのことを実感しているところでございます。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) このごろテレビに出させていただく機会がいろいろと多くなりましたが、昔はもう政治番組というのはチャンネルを変えられちゃったわけですが、本当にこの四、五年というのは、そういう意味では政治に対する不満なりあるいは政治自身がドラマを生みつつあるということもあって、非常に政治課題の視聴率が高くなっているというところは、一方では国民の皆さん

ん方の不満や不平もいろいろあるものがあると思えますけれども、関心が高くなってきたという、私はそう考えております。

○青島幸男君

おっしゃるとおり、ラジオ、テレビの報道を見ましても政治に関する番組が非常に大きな比重を占めるようになりまして、しかも多くの方々が大変熱心に関心を持ってごらんになっていると思えます。余り政治ネタなどを扱わなかつたスポーツ紙まで政治ネタに熱心に取り組むことで売り上げを伸ばしておられるということは、いかに一般の民衆の方々が政治のあり方について関心を持っておられるかということの証左だと思ふわけです。

そういうふうな意識がかなり変わってきたとして、五五年体制が固まってから久しくの間ですけれども、まだ戦後の混乱が続いているような状態では私は二十何年前に当議院に参加させていただきましてたけれども、その折は、国会というところは労働争議をそのまま持ち込んでいられるんじゃないかと思うようなところがありましたね。自民党さんに代表される資本家側とあるいは幾つかの組合の代表というふうな形がございまして、労使闘争がもうそのまま持ち込まれていられるような状態で、またそれを世間の有権者の方も是認するというような時期もありました。

しかし、それがずつと経過をたどってまいりますうちに政治意識がだんだん変わりました、多くの方々、特に未組織労働者とかあるいは組織においでになつても上層部の指導に盲従しないという方々、あるいは最近とみに変わってまいりましたのは、家庭に入られた女性も夫に従つてただ投票するということではなくて、それから働く女性の方々がそれぞれの職場で話し合つたりあるいは個人的な見解、政治的な意識をしっかりと持ちこたへていまして、それから農協を通じて保守一辺倒だった農民の方々やあるいはその他の漁業とか林業に携わっている方々もそれぞれ皆さんが固有の政治的見解をお持ちになつて、それで投票に赴かれる。その結果が従来型の結果とは違ったことを

生んで、今日、連立政権が生まれた、こういうふうに認識するんです。

それを、今御提出の法案は、まず政党ありきというメニューがありまして、政党はこれだけで、この中から選ぶべきだし、あとのものは出でまいりません、というふうな格好で突きつける。極めて選択肢が少ないところへそういう多くの方々の認識を恣意的に集約しなげやならないというの、そういう考え方に逆行することではないか。この場でも多く論じてまいりましたが、そのことに私はいたく心を痛めているわけです。そのお考えについてはいかがですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 前段の現状認識については、先ほど私も実感しておりますと申し上げましたけれども、本当にこの四、五年かなりのスピードでそのことがいよいよはつきりしてきたというところではなかったかと思っております。青島委員御指摘のとおり、さきの選挙の結果というものがそういう問題点を象徴している出来事だったと、こう思っております。

さて、そこで、そうした国民の意識の多様化とこのことを考えれば、いわば政治的な価値観判断の場面でのメニューが余りにも政党に偏り過ぎているではないか、この御指摘につきましましては選挙制度のあり方を考える場合には常にぶつかつてきたテーマでもございました。

実は、御承知のとおりのかつての与野党の時代、自民党の単純小選挙区に対して、野党側、社会党と公明党は比例代表併用制を提案いたしました。比例代表併用制を提案する前の段階では、これはもう六、七年前になりますけれども、全体のありべき選挙制度ということ考えた場合には、まず国民にわかりやすい、あるいは金がかからない、あるいは公正な運動ができること等々の要件とともに、一番大事なテーマとしては、できる限り民意を正しく反映すること、したがって比例代表だというのがかねてからの私たちの主張でもあったわけですが、その意味におきまして、じゃ比例代表という仕組みで一体どういう形があるかとい

うことを考えてみると、現実、日本の政治の場において全国一本の比例代表ということ、それは言われている鏡のように民意を反映するというところになるかもしれないけれども、それにはさまざまな難点もあるのではないだろうか。じゃ一体どうかということで併用制を選んできた経過もございました。

しかし、残念ながらこれまた御承知のとおり経過で、単純小選挙区、いわばおっしゃつたところの民意集約という形で、むしろ国民の多様な意見を反映するというよりは、絞込んでいくという考え方と比例代表の考え方とぶつかり合つたままつたに実らずに内閣がつぶれたということ繰り返してきたところでございます。

おっしゃつたとおり、できる限りの民意反映ということがかねてからの私個人にとつても考え方ではありましたが、現実には解決しなければならぬということになった場合には、ここで歩み寄りも必要ではなからうか、こういうように実は考え方が変わってきたと申しましようか、現実の国会のやりとりの中で変わってきたところでございます。

そうした中では、連立制ありあるいはその他のいろんなことをやってきましたが、それでもだめだったということから、やっぱり百年河清を待つというふうな議論もできませんし、腐敗防止のための施策もどうしても必要である等々のことを考えながら、お互いが歩み寄れるぎりぎりのところとして今回の法案を提出したところでござい

ます。御指摘のような問題点があることについては私も十分承知をしておりますけれども、やっぱり仕上げるということ考えれば与野党の合意ということがどうしても必要だということから出してきた法案でございまして、御指摘のような問題点があることはあるけれども、しかし、ぎりぎりの辺のところに着地点ではなからうか、こういう気持ちで今回法案をまとめさせていただいた次第でございます。

○青島幸男君 かなり苦しい答弁のように拝見しました。さまざまなことがあって、現実的な問題としてはなかなか理想的なものには近づきたい現実があるんだというお話でございすけれども、それはちよつと認識が違つていらつしやるんじゃないかと思うのは、例えば細川さんが率いられた日本新党などを発足当時のことから考えますと、今のこれから御提案になられるような法制化のもとでは出現しにくいというか、出られせんね。非常に出てくいですね。

ですから、党費助成の問題にしてもそうなんですけれども、先ほどもここで他の政党の方が御発言になつていらつしやいましたけれども、大きな政党に頭割りには大きな金が配分されるということはこれはやつぱり間違ひです。ということは、大きな政党はそれだけ論客もそろつていらつしやるでしようし、伝統もお持ちでしようし、それから知名度もあるでしよう。ですから、それなりに大きな資本を持つてゐる、あるいは蓄積もあるかもしれない。そのことにのつてみずから政策を周知徹底せしめるには幾つもの方法も手段もお考えもお持ちなわけですよ。

ところが、新たにこれからこういう考え方でいきたいんだと、例えば、共通の認識に基づいて環境問題はこうしたい、原発の問題はこうしたいと考へてシングルイシューで集まつた市民グループ、市民団体がいるとします。市民団体で活躍してゐるにしても限度がある。この際やつぱり我々の代表を国会へ送つてそこで大いに発言していただくなんというふうなことがあつても、そこに魅力的な人物がいても、なかなかそれが可能にならないということは、日本新党が発足し、大きくなつて今や六〇〇の支持も得るようなところまで来たという、ああいうこれから育つてくようとするような芽をそれは摘むことになりす。そういう可能性を全く排除してしまうというのは、多く論じられましたけれども、これは民主主義の根柢を揺るがすことになりはしないか、こういう懸念を皆さんお持ちなわけですよ。

ですから、ドイツなんかでは政党とは言わなくても〇・五％とつたグループには、認知して発展的に活躍をしてくださという意味で、そこにも国庫補助を配分するという考え方であるわけですよ。ですから、最前申しましたように、大きな政党にはそれなりの伝統ややり方がある。これから伸びようというふうな真摯な希望を持つた方々に十分な配慮をして、そこから育てていくやがて大きな勢力になるようにしていくという配慮がなければヒトラーを育てることになりはしないかという懸念を多くの方はお持ちです。

○国務大臣(山花貞夫君) 幾つかの論点を含んだ御意見であつたと思うんですけれども、全体として国の政治の場にデパートだけじゃなくて専門店の皆さんが出てくることも大変大事なことであつてこれが民主主義の原点であるということについては、全く異論はございせん。

その次の問題として、例えば例として、政治資金の問題、政党交付金の問題について、今回の仕組みというのはやつぱり既成政党、大政党有利ではないか、この御意見につきましては、このところはやつぱり制度のスタートという問題点はあらんじやないかと思うんです。

今御指摘のあつたドイツの制度の場合には、たしか機会均等金とか、あるいは国によつては与党よりも野党に対して政党補助を何割か増して出すというところもありますし、政党助成という問題についてある程度その社会での習熟というものがあつてまいりますと、その意義がはつきりする。そういう場面では、例えば党費収入が少ない党には余計に出して均等化を図るとか、ドイツの場合にも少し習熟してくるとさういつた配慮もなされると思うんですけれども、スタートするとう場合にはある程度客観的な基準でやりませんとまた異論が出るのではないでしようか。客観的な基準といふと、やつぱり議員の数、パーセンテージというところが一つの客観的な基準ということにな

つてくるのではなからうかと、こういうようにも思つてゐるところでございす。

同時に、今度、政党本位ということについてそれでどうかという御質問いただきましたけれども、今例に出していただいたドイツなどの場合には、政党の役割といふことが、これがやつぱり日本以上にいつたら正確じゃないかもしれませんが、政党の役割といふものがその社会において非常に高く評価されておる、こういうようなところまで成長してゐるんじゃないでしようか。

国家は政党であるという言葉がありますけれども、やつぱりそれぞれの国にとつて政治を支える政党の役割といふものは欠くべからざる存在になつてゐますし、それが正しくどう成長していくかということがその国の政治のパロメーターになつてくると思つてゐます。

その意味では、これだけ国民の皆さんの御批判をいただいた我が国の場合には、政党自体が失格の烙印を押された中からスタートしなければならぬ、これが細川政権スタート以後の私はテーマだと思つてゐるところですが、さういふときに新しい制度をつくるべく基準といふような場合にはやつぱり客観的な基準でいかなければならぬかつたんじゃないか、さういふようにも考へてゐるところでございす。

○青島幸男君 その辺が見解の相違といへば相違なんですからね。

先ほども申しましたように、大きな政党は自分たちの主義主張を周知徹底せしむるための手段は幾つか持つてゐるだろうと。スタートの時期だからそれも無視してまず頭割りしていくより仕方がないじゃないかという現実論で押し切るというのは、それはスタートの時点だからさういふことをしてはいけないんだと、さう思うわけですよ。スタートの時点だから小政党がまだ出ていないですわね。ですから、そこまで配分するといふのはどうしたらいんだらうと。具体的に困るかもしれないけれども、

ら、その上から幾らかのけておいて、それで大政党に薄く小政党に厚くという配分の基本原則をまずつくつて、それでプールの分を出てきた政党の芽をばくみ育てるというふうな格好がもつと望ましいと思ひますし、大政党にのみ大きな金が動くというのは、それは国民の税金ですから、国民感情としては、再三ここでほかの委員からも述べられましたように、それは納得する部分が少ないという認識を普通は常識としてお持ちになつていかるべきだと思ひます。スタートだからこそその辺のお考え方を改めてほしいという私は要望を持ちます。それはまあ見解の相違としてこれ以上突き詰めませんけれども、私はさういふ認識を持つてゐます。

それから、小さい政党を補助していくと小政党が幾つも幾つも乱立する。しかし、少なくとも衆議院というものは内外の諸問題について、当意即妙と申しますか、即座に対応していかなきやならぬという政治決断、判断が要求される。経済の問題にしても、外交の問題にしてもですね。ですから、小党が乱立して収拾がつかないというふうな状態になるのはいたずらに政局を混乱させて不安を導くんじやないか、さういふ御議論も皆さん方の背景にありますけれども、しかし、それはおのずとシングルイシューで出てきた政党にしても基本理念が幾つかあるわけですから、その基本理念によつて自然に取れんされて幾つかの政党に集約されていくんじゃないか。

先ほど山花大臣もどなたかの質問にお答えになりました、大政党が大きな勢力を持つて牛耳るというのはいくつかはなくなるだろう、幾つかの小さな基本的理念を同じくする政党が寄り合つて、協力し合ひながら、連立が連合かわかりませんけれども、それがリーダーシップをとつていくような格好になるのが自然の成り行きではなからうかとおつしやいました。それは私一理あると思ひます。だからこそ小さな小党の乱立があつてもそれは一向に差し支えない。民主主義というものは時間のかかるものです。

現実の問題として、今、八党派が極めて迅速に連携なすって内閣をお組みになったじゃないですか。そういう具体的な事実も把握なされば、小党が連立しても、基本理念で統合されてそれが幾つかの勢力となって拮抗、対決したりして民主主義のルールにのつとった運営を図るようになるだろうということは想像にかたくないですね。

ですから、小党乱立を恐れる余りそんなことを考えるというのは、むしろ一番効率的なのはディクテーターシップですよ。だれか有力なリーダーがいて、有無を言わず引つ張っていく、それは泣く人間が多いということはヒトラーの例を見ずも明らかですから、ですから、そういうことへの配慮よりも、むしろ小さな政党あるいは国民の一人一人の多様なニーズを吸い上げてそれをいかに開花させるか、そういう方法を基本理念に据えてこの法案を検討しなきゃならなかったと私は思います。

ですから、今御提出の法案は基本的に組み直して再提出していただくことを切に望みまして、むしろ私はこの法案をつぶすことに全力の努力を惜しまないつもりでございます。

これで終わります。(拍手)
○委員長(上野雄文君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

平成六年二月一日印刷

平成六年二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K